

第百五十九回国
参議院法務委員会會議録第十五号

平成十六年五月十一日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

四月二十七日

大脇 雅子君

補欠選任

江田 五月君

五月十一日

樋口 俊一君

補欠選任

高橋 千秋君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 保君

理事

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

岩井 國臣君

鴻池 祥肇君

陣内 孝雄君

野間 越君

今泉 昭君

江田 五月君

高橋 千秋君

角田 義一君

堀 利和君

井上 哲士君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

与謝野 馨君

佐々木秀典君

漆原 良夫君

法務大臣 野沢 太三君

法務副大臣 実川 幸夫君

最高裁判所長官代理者 中野 清君

最高裁判所事務 最高裁判所事務 中山 隆夫君

総局刑事局長 大野市太郎君

事務局側 常任委員会専門 加藤 一字君

政府参考人 司法制度改革推 山崎 潮君

進本部事務局局長 樋渡 利秋君

法務省矯正局長 横田 尤孝君

法務省矯正局長 金森 越哉君

文部科学大臣官 房審議官

本日、の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員長(山本保君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審査のために、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省刑事局長樋渡利秋君、法務省矯正局長横田尤孝君及び文部科学大臣官房審議官金森越哉君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢太三君) まず、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することは、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものと考えられます。そこで、この法律案は、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するため、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他必要な事項を定めるものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を三人、裁判員の員数を六人とすること、裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によることなど、合議体の構成並びに裁判官及び裁判員の権限等について所要の規定を置いております。

第二に、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任するものとするとともに、裁判員となることのできない事由、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する質問等の裁判員の選任の手続及び裁判員の解任の手続等について所要の規定を置いております。

第三に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件については第一回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないことなど、裁判員の参加する裁判の手続に関し所要の規定を置いております。

第四に、裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることなど、裁判員の参加する刑事裁判における評議及び評決について所要の規定を置いております。

第五に、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い及び裁判員等に対する接触の規制に関し裁判員等の保護のための所要の規定を置いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、刑事司法がその役割を十全に果たし、国民の期待により一層こたえることができるようにするため、刑事裁判の充実及び迅速化を図ることなど、刑事司法の改革が求められております。この法律案は、このような状況にかん

がみ、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策を講ずるとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備及び檢察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、公判審理に先立ち、十分に争点及び証拠を整理するため、公判前整理手続等を創設するとともに、その手続の中で、検察官による証拠開示を拡充することとしております。あわせて、連日的開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の確保、争いのない一定の事件について簡易迅速な審判を行う即決裁判手続の創設等についての所要の規定を置いております。

第二に、国選弁護人制度の整備として、被疑者に対する国選弁護人の選任制度を導入するとともに、国選弁護人の選任要件及び選任手続、選任の効力、解任、費用の負担等についての所要の規定を置いております。

第三に、公訴権行使に民意をより直截に反映させてその一層の適正を図るため、檢察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度を導入することとし、当該議決の要件、その議決に基づく公訴の提起及びその維持等についての所要の規定を置いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くだされいますようお願いいたします。

○委員長(山本保君) 次に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を聴取いたします。衆議院議員佐々木秀典君。

○衆議院議員(佐々木秀典君) 衆議院議員の佐々木秀典でございます。

ただいま議題となりました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、裁判員等に対する接触規制に係る保釈等の取消し事由について、「接触すると疑うに足る相当な理由があるとき」の表記を、「接触したとき」の表記に改めようとするものであります。

第二は、裁判員等による秘密漏示罪について、「二年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」とするとともに、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

第三は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するために、国は、そのために必要な環境の整備に努めなければならないこととするとともに、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとするとの条項を附則に加えるものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山本保君) 次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員漆原良夫君から説明を聴取いたします。衆議院議員漆原良夫君。

○衆議院議員(漆原良夫君) ただいま議題となりました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、被告人又は弁護人が、開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、被告人の防衛権を踏まえ、複製等の内容、

行為の目的及び態様等の諸事情を考慮する旨の条項を加えるものであります。

第二は、検察官請求証拠の証明力判断のために開示され得る証拠の類型のうち、検察官請求証人の供述録取書等について、当該証人の証言予定事項と同一事項のものに限るとしている限定を削除するものであります。

第三は、檢察審査員等における秘密漏示罪について、「二年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」に改めるとともに、檢察審査員等であつた者の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本保君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松村龍二君 自由民主党の松村龍二でございます。

はいよいよ本日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案、また、ただいま同時に付託のありました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、また、衆議院で修正されました案について審議を参議院で始めるわけであります。

この二年間にわたりまして、司法制度について、戦後のいろいろな問題を整理、検討いたしました。この間、司法制度改革推進本部、本部長小泉首相が鋭意検討を重ねてまいりまして、それが、各党とも調整いたしまして、司法改革関連九法案ということで閣議で決定されて、今、法務委員会において先般来審議を重ねているところでございます。中でも、この裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案は国民の関心も高く、大変な法案であるというふうにも世間も注目しておるところでございます。

我が参議院にありましては、与野党、委員長を中心に、理事会におきましてもいかに参議院らしい審議をしていこうかということで鋭意検討いたしております。衆議院では行われなかった公聴会等も是非やりたいと、あるいは参考人もいたしまして、しっかりと時間を掛けて、国民が納得のいく審議をしたいというふうにも思っております。

冒頭、基本的な質問から入らせていただきます。

戦後の我が国の刑事裁判は、戦後のあの大変な混乱の時代から今日に至るまで、また、最近では外国人が犯罪を犯すというようなことで治安が大変悪くなっているということが言われますが、そのような刑事事件に対しまして、刑事裁判が、職業裁判官によつてこの裁判を行ってきたわけでありまして、裁判に直接かかわるのは、被告人と証人といった立場の人を除けば、裁判官と検察官、そして弁護士である弁護人でありまして、こうしたプロによつて担われてきたのが我が国の刑事裁判でございました。

このようにして行われてきた裁判はうまくいっていないかといえ、私は必ずしもそうではないと。むしろ、日本国民の意識、日本の中において、多くの場合には求められる役割をよく果たしてきているのではないかとこの間にも考えられまして、国民の信頼も高く、世界的にも良好とされてきた我が国の治安を支える一つの要因となってきたものと考えております。

そうしますと、今度は、それでは、なぜ今我が国の刑事裁判の在り方を大きく変えることになる裁判員制度を導入する必要があるかという問題になるわけでございます。我が自民党にありまして、日本の国民にとつてこのような裁判員制度というのはなじまないんじゃないかと、君、本気で委員会での法案通すつもりかというふうなことも言われることもあるぐらいでございます。

そこで、まず法務大臣にお伺いしますが、裁判員制度導入の意義をどのようにお考えなのか、お

聞かせたいだいたいと思います。

○国務大臣 野沢三三 国民が裁判官とともに刑事裁判に参与することにつきましては、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものと考えております。

すなわち、裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして司法に対する国民の理解や支持が深まりまして、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることにあると考えておるところでございます。

加えまして、裁判員制度が導入されますと、職業や家庭を持つ国民の方々に裁判に参加していただくことができるようになるため、裁判が迅速に行われることとなります。また、裁判の迅速な決断の内容を裁判員の方々に分りやすいものとする必要がありまして、国民にとり分りやすい裁判が実現されることとなります。

この法案は、今回の司法制度改革の中でも重要な柱の一つでございます。これから議会の御審議をいただき、実現の暁には、五十年に一度、あるいは百年に一度と目されるような大きな改革につながるものと考えております。

○松村龍二君 たいま大臣からもお話のありました裁判の迅速化ということは非常に重要なことであらうかと思ひます。

先般の法務委員会において、私の質問の中でも指摘させていただいたことですが、遅過ぎる裁判というのは、秩序の維持というのを目標にしたその趣旨からしますと、もう既にその役割を果たしていないというような指摘もされるところかと思ひます。

オウム事件が、地下鉄サリン事件あるいは弁護士一家殺人事件、松本においてサリン事件を起こしましたあの凶悪な松本智津夫につきまして、あれは事件が起きたのが、発覚したのが平成七年、私が初めて選挙に当選した年でございす。そして、今九年目になってようやく第一審の判決があったということで、いかにこの裁判が、

現制度の中においてはやむを得ないということであつても、国民の期待からしますともう既に大きな逸脱しているというようなことで、この裁判の迅速化という点で裁判員制度が効果を果たすというふうな、その一点について見ても大変に意義のあることではないかというふうな思ふわけでございます。

さて、我が国におきましては、裁判に国民が直接参加する制度は、戦前に陪審制度が一時導入されて、休眠状態になっておると言われておりますが、直接参加する制度は戦後初めて導入されると言つてもいいかと思ひます。

諸外国においては、古くから陪審制度や参審制度という形で国民参加の制度が行われていたものと承知しておりますが、こうした制度は諸外国の歴史や伝統を踏まえたものでありまして、我が国の新たな制度として裁判員制度の導入を考へるに当たりまして参考となる前例と言ふことができないかと思ひます。

そこで、推進本部事務局局長に伺ひますが、諸外国において行われている陪審制度や参審制度はそれぞれ具体的にどのような制度なのか、要領よく御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) たいま御指摘のとおり、世界の国々の制度、在り方はばらばらでございますけれども、その共通的な考へ方を申し上げたいというふうな思ひます。

まず、陪審制度でございますけれども、基本的には犯罪事実の認定に裁判官が加わらずに陪審員のみによつて行つと、こういう制度でございます。それから、参審制度でございますけれども、これは基本的には裁判官と参審員が一つの合議体を形成してともに裁判を行う制度、この違いが大きな違いであるというふうな認識をしておりま

す。

○松村龍二君 それでは、本法案の裁判員制度が諸外国の陪審・参審制度とどのような点が異なるのか、明確に説明をお願いいたします。

○政府参考人(山崎潮君) この点につきましては

司法制度改革審議会の中でもいろいろ議論がされたわけでございますけれども、世界の各国の制度の在り方を十分に検討しながら我が国にとつて何が一番ふさわしいか、こういう観点から考へていったということになります。

基本的には、たいま御説明いたしましたけれども、裁判官と裁判員がともに合議体を形成して判断をしていくという点をとらえれば、これは参審制度、ヨーロッパの参審制度ですね、これに共通した点が多いということになりますけれども、例えばドイツと比較いたしますと、ドイツは裁判員の選任方式が無作為抽出の方式でございます。別の有識者選任方式という方式を取つておりますが、またその裁判員の権限でも違つております。またその裁判員が法律解釈とか訴訟手続上の判断についても一緒に判断をするとか、それから個々の事件ごとに選任がされるのではなく、ある長い任期をもつて選任がされると。それぞ

れぞれの在り方は様々になつて、違つておりますけれども、我が国にとつてはたいま法案として御提案させていただくようなものがベストであるということから、こういう案を考へてきたということでございます。

○松村龍二君 制度の細部はともかくといたしまして、諸外国においても同種の制度は広く採用されているということですが、他方、裁判員制度は我が国の制度として導入することになるわけでありまして、我が国の法体系に合致したものでなければなりません。特に、国の最高法規である憲法に合致していることは絶対に不可欠の条件であります。

そこで、確認のため推進本部事務局長にお伺ひしますが、裁判員の加わつた裁判所による裁判は憲法に違反するのではないかと意見がございす。何で憲法に違反するかと申すこともちよつと何かはつきり分りかねる主張でもありますけれども、裁判官というのは非常に給与も下げちゃいかぬというぐらい憲法で保障された崇高な任務であると。それと訳の分からぬ裁判員制を一緒に

たにするなというような裁判官のプライドからのような主張にも見えますし、何か憲法の文言上、憲法に違反するというような御説明のように読みましたけれども、この点に關しましてはどのようなふうな理解したらよろしいか、お伺ひします。

○政府参考人(山崎潮君) 憲法の関係でございますけれども、憲法は基本的な規定を三つ置いておりますけれども、まず七十六条以下では裁判官の職権の独立あるいはその身分保障、これについて定めております。それからもう一つは、三十二条で裁判所において裁判を受ける権利というものを規定していること。それから、三十七条で公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利と。大きく分けてこの三つを規定しているわけでございます。

これの要請が何であるかということでございますけれども、やはり憲法は、独立して職権を行使する公平な裁判所による法による裁判、これが行われること、これを要請しているものと解釈することができるとございす。この法案における裁判員制度につきましては、この憲法の趣旨に従つた、要請に従つたものであるというふうな考へております。

その論拠でございますけれども、まず法による公平な裁判を行うことができる裁判員を確保する、こういう要請が、必要がありますけれども、そのために、その資格に関する要件、あるいは職権行使の独立に関する規定等、様々な手当てをまづ置いてあるということが一つでございます。二番目に、法による公正な裁判が保障されているというためには、適正手続の下で証拠に基づく事実認定が行われまして、その認定された事実が法が適正に解釈、適用される、この必要があるわけでございます。

この法案におきましては、法令の解釈については裁判官のみが判断の権限を有し、裁判員はその判断に従ふということにされてはいるわけでございますが、これに加えて、裁判官と裁判員が対等な権限を有する事項についての判断は、その双

方の意見を含む合議体の過半数の意見によるということにされているわけでございまして、こういうことによつて適正な結論に到達すること、これができるということが予定されているわけでございまして、そういう意味から、この法案における制度は憲法の要請にこたえられる裁判を確保することが可能な制度ということになっておりまして、憲法上も問題ないというふうに考えているわけでございます。

○松村龍二君 最近、時々、地方裁判所の段階で、ある裁判官が憲法違反であるというふうな判決をすることがございます。僕は、この制度につきましても、後ほどどこかの訳の分からぬ裁判官が地方裁判所で憲法違反であるというふうな判決がないことを期待するわけでございます。

次に、制度導入に向けまして若干気になる点について伺ひたいします。

裁判員制度については、最近マスコミでも相当頻繁に取り上げられて、社会の関心もそれなりに高まっているように思われます。しかしながら、各種世論調査の結果を見ますと、国民の多くは、裁判に国民の感覚が反映されることは歓迎しながらも、いざ自分たちが裁判員となることについては不安やちゅうちょを感じているように思われるのです。裁判員制度は国民に裁判員になってもらなければ動かない制度ですから、国民が自ら裁判員となつてもよい、裁判員になりたいと思うようになつてもらわないと困るわけでございします。これは相当大変なことだと思いますが、どうしても必要なことだと思われします。

法務大臣にお伺ひします。政府は、裁判員制度に対する国民の理解を得るための努力をすべきであると考えますが、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 議員御指摘のように、裁判員制度の円滑な導入、運営には、国民の皆様

参加していただけますよう、積極的かつ十分な広報活動を行う必要があると考えております。

具体的には、例えば制度の内容を分かりやすく説明したパンフレットやビデオの作成、頒布等も考えられるところでありますが、広報活動の効果的な在り方につきましては今後更に検討を進めてまいりたいと考えております。また、長期的には、文部科学省等の御協力をいただきまして、学校教育や社会教育の場におきまして司法教育を充実させる等の方策も取り入れ、普及を図つてまいりたいと思つております。

○松村龍二君 五年間の、施行まで五年という時間があるということでございますが、しつかりこのことをやつていただく必要があると思ひます。

裁判員制度が国民の理解を得るためには、刑事裁判の実情が国民から理解してもらへるようなものでなければなりません。現在、一部の事件で見られますように、審理に長期間を要するようなことがしばしば起きるようでは、到底国民に参加してくだされとは言えないかと思ひます。毎日忙しい生活をしている多くの国民に参加してもらひには、刑事裁判の飛躍的な迅速化が必要であります。

そこで、推進本部事務局長にお伺ひいたしますが、一般の国民に参加してもらう以上、裁判の迅速化が不可欠だと思われします。そのためにはどのような手当てを行うのでありましようか。

○政府参考人(山崎潮君) 御指摘のとおり、裁判の迅速化、これをきちつとしていかなければならぬというところになります。この法案の関係では、刑事訴訟法の一部改正案におきまして二つ大きなポイントを設けております。

一つは、十分なその争点整理を行いまして、明確な審理計画を立てることができるようにするための公判前整理手続というものを新たに創設いたしますとともに、証拠開示につきましてこれを拡充していくと、こういう手当てを設けているということが一つでございます。

それから、開廷、法廷を開く場合には連日的開

廷を原則とするということ、こういう法定化についても規定を設けるということによりまして、この大きく二つの規定によつて迅速化、充実化を図つていきたいと、こういうふうに考えているわけでございます。

○松村龍二君 国民の多くは裁判に直接かかわる経験はございません。裁判所に呼ばれたこともないかと思ひます。そのような国民に裁判員になつてもらうわけでありま。しかも、重大事件の刑事裁判に関与することになるわけでございします。事件関係者から嫌がらせや報復を受けないか、希望したわけでもないのに裁判員となることでプライバシーや平穩な生活が侵害されることはないだろうかといった不安を抱くのは当然であります。そこで、このような制度を導入する以上は、国民が裁判員になる際に感じる不安をできる限り除去する必要があります。

推進本部事務局長にお伺ひします。国民が裁判員となることに不安を抱かないようにするため、法案ではどのような手当てをしているのでしうか。

○政府参考人(山崎潮君) 法案では幾つかその手当てをしているわけでございます。

まず、法案の七十二条におきまして、裁判員等の、あるいはその予定者、その氏名、住所等、その個人を特定する情報を公にしてはならないということをまず規定しているわけでございします。それから、七十三条以下でも、裁判員又はその補充裁判員に対する接触を禁ずるという規定を置く。あるいは、その裁判員に対する不当な働き掛けを防ぐという観点から、裁判員に対する請託罪、あるいは裁判員に対する威迫罪、こういうものを設けているわけでございします。それに加えまして、裁判員の氏名等の漏示罪、これを漏らした、これを罪として設けるということにしております。これを正当な理由がなくその裁判員候補者の氏名などを漏らす行為、これを禁止するということにしているわけでございします。

これ以外に、例えば裁判員、その親族等に対す

る加害行為が加えられるおそれがあるというような事件に關しましては、裁判員制度の対象事件から除外をするというような制度も設けているということ、いろいろなところでその手当てを講じているということでございます。

○松村龍二君 次に、多くの議論が行われてまいりました合議体を構成する裁判官の、裁判員の人数について伺ひします。

この点は、政府における法案作成の段階で大変大きな議論になつた点であると承知しております。私自身は、報道を始め、この問題に関心が集中して過ぎていたのではないかと感じます。持っておりますが、裁判を行うのは裁判官と裁判員の合議体である以上、その人数や構成比が制度の基本的な性格に大きな影響を及ぼすことは事実であります。その意味では重要な、極めて重要な論点であると考えます。裁判官と裁判員の人数については、様々な意見があつたと承知しておりますが、法案では原則として裁判官を三人、裁判員六人としております。

法務大臣にお伺ひします。この法案において、合議体の構成を原則として裁判官三人、裁判員六人としたのはどのような理由からでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) この制度の基本となる合議体の構成内容につきましては御質問でございますが、まず評議の実効性の確保や、個々の裁判員が責任感と集中力を持つて裁判に主体的、実質的に関与することを確保するという観点からいたしまして、合議体全体の規模には一定の限度がありまして、十人に至らない程度が適当であると考えられるところでございします。

次に、裁判員制度の対象事件は、法定合議事件のうちでも特に重大と考えられる一定の事件であることから、現行の法定合議事件と同様に、原則として裁判官三人による慎重な審判を行うことが必要であると思われします。そして、合議体全体の規模を一定の限度内とした上で、裁判に国民の感覚がより反映されるようにするため、相当程度裁判員の数を多くするという観点から、その人数を

六人とするものでございします。

○松村龍二君 この点に関しましては、裁判官の人数をより少なくして、裁判、陪審に近いような民間主体の意見が出るようにというふうな意見とか、あるいは裁判員の人数をより、そのような議論が行われて、法案に対する批判があるものと承知しております。

推進本部事務局長にお伺いしますが、裁判官三人、裁判員六人では裁判員が実質的に審理に参加できないのではないかという指摘がありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましては、まず裁判員の数が六名ということでございまして、裁判官の倍の数があるということが一つ言えるかと思ひます。それから、その最終的な判断につきましては、裁判員の意見を含む過半数の意見によるということにしております。それから、この法案でも規定を置いておりますけれども、裁判長は裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならぬということにしております。評議のところでも十分に意見を言ってもらえるような、そういうようなシステムを設けているわけでございまして、これらの点を総合して考えれば、裁判員の実質的な関与は十分できると、それが期待できるといふふうに私どもは考えているわけでございします。

○松村龍二君 法案では、一定の要件を満たす場合に裁判官一人、裁判員四人の合議体で審理することができるとされております。

推進本部事務局長にお伺いしますが、一定の場合に裁判官一人、裁判員四人の合議体で審理、裁判することができるとされているのはどのような趣旨からでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 裁判員制度の対象になる事件は重大な事件でございしますけれども、先ほど申し上げました公判前の整理手続、これによりましてその争点の有無あるいはその程度が公判前に明らかにするわけでございしますが、その中には

被告人が事実関係を争っていない、あるいは法律解釈や訴訟手続上の問題も生じないであろうという事件も予想されるわけでございします。

こういうような事件について、裁判官三人、裁判員六人という相当規模の大きな合議体の審理、これが常に必要不可欠なことになりまして、必ずしもそうではないんじゃないかと。通常の場合よりも少人数の構成で審理することも差し支えない場合があるということから、裁判官一名、それから裁判員四人の合議体で審理をするという制度を設けるといふことにしたものでございします。

○松村龍二君 次に、裁判員制度の対象となる事件の範囲について法務大臣にお伺いしますが、法案においては、裁判員制度の対象事件は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件と、裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件、すなわち法律上合議体で取り扱わなければならない事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものとされております。裁判員制度の対象事件をこのように法案に規定された範囲のものとした理由は、何でしょうか。

○国務大臣(野沢三三君) まず、裁判員制度の円滑な導入のためには対象事件を限定する必要があると考えております。そして、その範囲につきましては、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい重大事件とすることが相当であると考えたものであります。

そのような観点から、まず、最も重い法定刑が定められている罪として死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件を対象とするとともに、特に国民の関心の高いものとして、法定合議事件であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件を対象としたものであります。

ちなみに、これに相当する事件の数としては、平成十三年度の統計では約二千八百件程度の事件が起つております。

○松村龍二君 法案では、先ほど御紹介したような範囲の事件を対象事件とした上で、一定の要件

がある場合には、そもそも裁判員の参加しない合議体、すなわち裁判官だけの合議体で審理することができるとする規定を設けております。

推進本部事務局長にお伺いします。対象事件からの除外の制度を設けたのはどのような趣旨からでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 事件によつては、裁判員あるいはその親族等に対する危害が加えられるおそれがあるというものもございします。そのため、裁判員が強く恐れ、感情を持まして裁判員の職務を行うことができない場合も想定されるといふことになるわけでございします。

こういうような事件では裁判員の負担が、非常に精神的に重くなるということになりますし、その負担を一般の国民に負わせることが妥当でないといふふうにも思われることが一つはございします。それから、そのような状況にある裁判員に公平で的確な判断を行うことを期待することは困難であるといふふうにも思われる場合もあり得るということから、例外的に裁判官のみで審理及び裁判をすることができると、こういう規定も設けたということとでございします。

○松村龍二君 またいろいろ突つ込んだ質問は同僚の委員の方々から御質問があるかと思ひますので先へ進みますが、裁判員の選任についてお伺いします。

法案によれば、裁判員は選挙人名簿から無作為で抽出された裁判員候補者から選任されることとされております。裁判員の選任方法をどのようなものとするかは制度の基本的性格を決める点であると思われましますので、法務大臣にお伺いします。

裁判員の選任方法を選挙人名簿からの無作為抽出とした理由をお答えください。

○国務大臣(野沢三三君) 裁判員の選任方法につきましては、広く一般の国民の感覚が裁判に反映されるようにするという裁判員制度の趣旨からいたしまして、幅広い範囲の国民から選任することが可能な制度が相当であるということ、それからもう一つは、無作為抽出方式でやりますと選任過

程の透明性あるいは公平性の確保が容易であることなどを踏まえまして、司法制度改革審議会の意見書において提言されているとおり、選挙人名簿からの無作為抽出方式によることが相当と考えたものでございします。

○松村龍二君 この辺につきましては、また午後、同僚岩井委員からいろいろな観点からまた質問もあろうかというふうにも思ひます。

法案では、裁判員候補者として呼び出された国民は、欠格事由などに該当せず裁判員となる資格を有している場合には一定の辞退事由が認められる場合を除いて裁判員となることを義務付けられております。制度としては裁判員となる国民の同意を条件とする制度もあり得ると思ひますが、この点について推進本部事務局長にお伺いいたします。

本法案において、裁判員となることを法律上の義務とした趣旨は何でしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど大臣からも御答弁ございしましたように、裁判員、できるだけ幅広い層の国民の中から選任される必要があるわけでございします。そうなりますと、裁判員となることを義務とするのはこうした要請を制度的に担保するものでございまして、また、それによりまして国民の負担が平等なものになるというふうにも考えられるわけでございします。

これを義務としないということになりますと希望者のみが裁判員となるという制度になってしまうわけでございまして、そうなりますと、最終的に選任される裁判員の資質あるいは考え方、これに偏りが生ずることも懸念がされると、こういう点を考えまして義務付けをしたということとでございします。

○松村龍二君 次の評議及び評決についての質問にも関係いたしますけれども、私ども、政治家になつておりますと、確かに有権者の票の重さというものが平等であると。非常に意識のある人の一票と、まあ、あるいは自分の子供を殺してしまうような若い親の一票も一票であるというふうなこと

を見るわけですが、しかし、票に軽重がないように、国民の一人一人についてこの人が明らかに上だ、この人は下だと、大学教授が昔は賢いということになっておりましたけれども、破廉恥なことをする大学教授もおりますので、そういうことを見ておきますと、確かに国民に軽重の差はないなというようにも感ずるわけでございます。

評決の要件についてありますが、この点について、法案では評決の要件を合議体の員数の過半数を要することとされ、その過半数の意見が裁判官と裁判員の双方の少なくとも一人の意見を含むものであることを要することとしております。これに関しては、例えば、全員一致によるべきであるとか合議体の人数の三分の二以上の多数によるべきであるという意見もあるようです。

推進本部事務局長にお伺いします。本法案において評決の要件、合議体の員数の過半数を要することとともに、その意見が裁判官と裁判員の双方の意見を含むものであることを要することとした理由は、何でしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) まず、過半数かどうかでございますけれども、これは、ほかにも裁判というものはたくさんあるわけでございますが、すべて今現在ある法律、裁判につきましては過半数で決していくということになっておりまして、この裁判員制度だけを特別に扱うという理由はないということから過半数のルールを採用しております。

それからもう一つは、双方の意見を含む過半数という、双方の意見を含むという点でございますけれども、これは、裁判官と裁判員が責任を分担して一緒になってその裁判を行っていくということでございますので、そうなりますと、やっぱり両方の意見を含むという形ですね、これが非常にバランスがいいものであるわけでございまして、権限に差がないということを表すものでございします。

それともう一点は、法による公平な裁判を受ける権利、これを保障している憲法の趣旨、こういう点にもかんがみたとことでございまして、裁判官と裁判員の方が両方入られて、両方の意見が入って裁判が行われると、こういうことで公平な裁判が行われていくという、そういう要請にもかなうと、こういう点でございます。

○松村龍二君 評決に至るまでには裁判官と裁判員が一緒になって評決を行うわけでありますが、裁判内容に国民の感覚を反映させるという裁判員制度の趣旨からすれば、評決においては裁判員が十分にその意見を述べることができるようになっていなければなりません。そうでなければ、裁判員はお飾りであるということにもなりかねません。しかし、裁判員となる国民が皆、議論に慣れているわけではありません。そのような人が裁判員になった場合であってもそのような裁判員の感覚をも裁判の内容に反映させるのが裁判員制度の趣旨なのであります。そうしますと、裁判員の意見が評決でできるだけ反映されるような工夫が必要になると思われま。

推進本部事務局長にお伺いします。評決においては裁判員が十分に意見を述べることができるような配慮が必要だと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいまの点は御指摘のとおりでございます。この法案で六十六条五項という規定を置かせていただいております。これで、裁判長は裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならぬという旨の規定を置いております。これを、規定を設けることによって裁判員が十分に意見を述べ、その職責が果たすことができるよう配慮する義務を課しているわけでございますので、これによりましてきちっと意見が言っていたただけるだろうと、こういうことを期待しているわけでございします。

○松村龍二君 最後に、国民が裁判員となりやすくするための措置についてお伺いします。

まず、裁判員制度が円滑に導入され、定着するために、既に指摘したとおり、裁判員制度が国民に理解され、支持されるものでなければなりません。また、その点を別にして、国民に裁判員となることを義務付け、裁判に参加していただく以上、国民の負担が加重的なものとならないようにしなければならぬことは当然かと思えます。

そこで、推進本部事務局長にお伺いします。裁判員となる国民の負担が加重的なものとならないようにするため、法案ではどのような手当てが行われているのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど、裁判員となることが国民の義務であるということにいたしましたけれども、義務といってもその負担が加重的にならないようにすべきということは当然のことでございます。この法案でも幾つかの点でその手当てをしているところでございます。

まず第一点、辞退事由というものを設けているというところでございます。本人の病気あるいは介護、養育の必要など、一定のやむを得ない事由がある場合に辞退を認めるというところでございします。それから、迅速で分かりやすい裁判を実現するために、公判前整理手続における争点整理を義務付けるということにしております。それから、出頭いたしました裁判員に対し、旅費、日当等を支給をするということ、それから、裁判員の職務のために必要な時間を職場を離れることができ、また、裁判員の職務を行うために仕事を休んだこと等を理由として事業主が不利益な取扱いをすることを禁止すると、こういうような規定を設けているわけでございます。

そのほかいろいろ規定、先ほどからいろいろな点で裁判員が仕事をしやすいような規定の御紹介を申し上げましたけれども、そういうようなもの全体を含めまして配慮をしているということでも御理解を賜りたいと思えます。

○松村龍二君 国民負担という観点から具体的な点を若干伺っておきます。

推進本部事務局長に伺います。サラリーマンは裁判員となるために休暇を取ることではあるのでしょうか。また、新たに裁判員となる場合に、有給で休暇を取ることができる制度を設けるべきであるとの意見もあるようですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

法案第七十一条は、「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」と規定しております。ただ、この規定に違反した場合については罰則は設けられていないようでありま。

推進本部事務局長にお伺いします。第七十一条の規定、不利益取扱いの禁止は現実にはどのような法的効果を持つことになるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) まず、労働者が裁判員としてその職務を行うことにつきましては労働基準法の七条の適用があるというふうに考えております。これによりまして、労働者が裁判員の職務を行う場合には、労働時間中であってもそのために必要な時間は職場を離れることができるというふうに考えております。

なお、有給休暇制度を設けるかどうかにつきましては、これは事業者側の負担等の問題もございまして、今回はその点については手当てをしていないということになります。

それからもう一点は、七十一条の不利益取扱いの禁止の規定の関係でございますけれども、この規定に反した法律行為あるいは業務命令、これは民事上無効となるというふうに考えております。したがって、労働者が業務命令に従わないというような場合でありまして就業義務違反とはならず、雇用契約上の債務不履行責任は生じない。例えば、解雇をしたというような場合でも、その解雇は無効となる、こういうような解釈になるということを考えておるわけでございします。

んが、国民の皆さんとの信頼をしっかりと回復したいと、この裁判員制度も国民の皆さんに大変な負担を掛ける制度ですので、前提としてそういう信頼確立ということが必要だと思うのであえて大臣にお伺いをしますが、大臣、大臣の年金の状況というのは、これはお調べになりましたか。

○国務大臣(野沢三三) この問題につきましては、私、衆議院でも同じようなお尋ねがございまして、そこでもお答えをしておりますが、私は国民年金が強制加入となりました昭和六十一年四月以前から日本鉄道共済年金の繰上げ受給を受けておりまして、国民年金未納というような問題は生じないと承知しております。

以上でございます。

○江田五月君 年金受給者だったの。

○国務大臣(野沢三三) 大変やりくりが苦しいもので、減額の先取り支給をいただいております。こういうことでございます。

○江田五月君 ほっとしました。本当にほっとしたんです。本日に皆、本当に明らかにすべきで、しかし、それは、もうそういう今までの制度の欠陥が一杯あるからしょうがないところがあるんで、それですぐ責任とかという話じゃなくて、ちゃんとした始末を付けるということが必要だと思っております。

さて、そこで、この歴史的変革期に当たって司法制度を変えるということですが、今回の裁判員制度、これはそういう歴史的な変革なんだと、先日、四月の二十八日でしたか、本会議で私も質問に立たせていた。だいて大臣に伺いましたが、もう一度、委員会の質疑ですので、歴史的な変革期の、日本の司法というものを歴史的に変えていくんだという、そういう覚悟というか、気概といえますか、これをお聞かせください。

○国務大臣(野沢三三) 今回の裁判員制度が導入されて、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになることによりまして司法に対する国民の理解や支持が一層深まり、現在にも増して司法はより強固な国民的基盤を得ることができると

うになるものと考えておりまして、先日、委員から本会議において御指摘をされた点につきまして、私も大いに同感するところがあるわけでございます。そのような意味で、裁判員制度の導入につきましては、我が国の司法にとって極めて重要な意義のある大きな改革であると考えております。

刑事裁判制度の運用に当たっている裁判官、検察官、弁護士においても、このような裁判員制度の趣旨を十分に理解した上で裁判員に分かりやすい裁判とすることや、裁判員も十分に発言することのできる充実した評議が行われるようにすることなどによりまして、制度趣旨の実現に努めることが期待されているものと考えております。今までも裁判の結果というものは大衆国民の皆様からは最も信頼された制度であると思いますが、更にそれが国民的な基盤としてしっかりと確立されるということで、委員も御指摘されましたとおり、五十年、百年に一度の改革に相当する歴史的な意義ある仕事と考えております。

○江田五月君 大臣は、基本的にはこれまでの司法というものは、まあ刑事司法だけに限っていいんですが、国民から信頼されている、しかしそれを更にという、そういうお話ですが、私は必ずしも信頼されていないという面がやはりあったのではないかと。裁判が長いということもありまして、裁判を受ける者は、有罪が確定しないとそれは悪いことをしたということが確定するわけじゃないけれども、それでも、まあ何かおずおずと出ていくわけですね。そうすると、しかし、やっぱり聞いてもらいたいことも一杯あるという人たちがかなりなんですね、なかなか聞いてもらえないという雰囲気にならない、怖い、十分に弁解を聞いてくれない。まあ民事裁判の場合なんかはもう書面だけのやり取りで、準備書面陳述ですね、はい、じゃ次回期日はいつって、あとは弁護士さんがずっと手帳を見ながら、もうその日は詰まっています詰まっています、何で詰まっているかよく分から

ぬ、ゴルフの約束とか、どんどん先へ延ばされてとか、ゴルフの約束とは言わないですね、そのときは、手帳を見ているだけで、生きた裁判になかなかない。

刑事裁判でも、特に、多少長くなるとやっぱり間に更新手続なんかが入って裁判官が替わる。あのときあの裁判官に自分は言っている聞いてもらったのに、今度の裁判官はそれを聞いてくれているんだらうか。何か更新といったって、別にそれは弁護士が、弁護士が強く求めればいろんな更新はやるけれども、普通ならば更新というだけの話ですから。

というように、今の刑事裁判が私は国民から十分信頼されていない、国民の満足を得るような裁判になっていない、そういうところもあると思うんですが、法務大臣、そういう認識はおありなんでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 委員が多年の実務上の御経験を踏まえて現在の制度についての御意見を幾つかお持ちだということについては私も大いに敬意を表するところでございますが、我が国の現在の刑事裁判につきましては、基本的には国民の信頼を得ているものと私は認識をしております。

国民の意識、価値観が多様化し、社会が急速に変化する中で、御指摘のとおり裁判に時間が掛かり過ぎる、時として刑が重過ぎたり軽過ぎたりする刑の軽重の問題も議論になりますし、それから、裁判の手続や内容が分かりにくいという点は、私どもにとっては本日に深刻な問題でもございまして、このような指摘があることは十分承知をしております。

今後、司法の果たすべき役割がより大きくなっていく中で、司法がその機能をより多く果たしていくためには国民的基盤をより強固にすることが必要であるということが今回の改革の一つのきっかけになっているわけでございますが、この裁判員制度が導入されて国民の感覚が裁判により反映されるようになりますと、司法に対する国民

の理解や支持が一層深まりまして、より強い基盤を得ることができるといふに今考えているわけでございます。

加えまして、今回の裁判員制度が導入されますと、何よりもやはり一般の方々に参加していただけるということで、これを迅速に行うという連日の開廷というような制度も導入することになっておりますし、また手続や判決の内容を裁判員の方々により分かりやすいものとする必要がありまして、ひいてはこれが国民にとって分かりやすい裁判が実現される道につながる、こういうこと考えられます。

そして、国民に刑事裁判の過程に参加していただくことによりまして、広く社会秩序や治安あるいは犯罪の被害や人権といった問題について国民の皆様がこの際ひとつ一人一人お考えいただく大きなこれはきっかけになっていくのではないかなと、こう考えておりました。基本的には今のが駄目だからというよりも、より一層改善をする、改革をするという観点からの御提言を申し上げていところでございます。

○江田五月君 余りそこをぎりぎり詰めてもそれほど生産的な話じゃないけれども、やはり大臣、そこは是非分かっていただきたいの、こういう国会とかあるいは霞が関とか、そういうところに行くと本日に、特に裁判を受けている人たちというのは、それはやっぱり言いたいことを聞いてもらいた、で、その上で十分な証拠調べでなるほどと、しかも最後にしっかりと論議されて、納得して、そして受刑するという、そういうプロセスがあるかという、決してそれはそうじゃない。

事件が最近はかなり迅速になってきている。しかし、迅速といえながら、それは迅速でやることだけをやろうと思うと、裁判官がぼんぼんぼんぼんやれば速くはなりますよ。だけれども、やっぱり十分な納得というものがあるとは言えないという状況は、それは大臣、いや、それはあるでしょうとはお答えできないのかもしれないが、これ

は分かつておいていただきたいと強く申し上げておきます。

そして、私は、この裁判員制度の導入が、とにかく一般の人から選ばれた裁判員に裁判をしてもらう、そこまで裁判の手続が一般の人に分かるようなものになっていかないといいけないわけですから、そうすると、専門用語で審理をするようなことでは到底駄目とか、あるいは十分納得のいくまて言いつ分を聞いてもらえるようになるとか、そういうような刑事裁判の変化がこの裁判員の導入によってできていくことは必要なことだ。あるいはそれが、そういうことができていくように制度設計をちゃんとして、あるいは運用をきちりすべきだ。それによって、国民が裁判に参加しながら裁判を支える、そして裁判に国民的にも深い信頼を置くようになると、これがこの制度の一番重要なかなめだと思っております。

もう一度伺いますが、今の裁判について国民が満足しているかしていないかというところはいいですから、しかし裁判がそういうふうには、私、今申し上げたように、みんなの納得と確信と信頼と、そういうものになっていくための制度だということはいかがなんでしょうか。

○国務大臣(野沢三三) 正にその点こそ今回の制度の、新しいこの法案を提出している理由でございます。私自身も、わずかな経験の中ではございますが、裁判は大変取り付くのが難しいというところは確かでございますし、それから、やればまた時間が掛かる、お金も掛かる、そしてなかなかやり取りの中で分りにくい専門的なお話も幾つか克服しなければならぬ、何とかしなきゃいかぬということは確かにあったかと思ひます。ただ、その裁判制度そのものに関する国民的な信頼という意味からしたら、私は日本の裁判制度、司法制度というのは先進国の中でも比較的信頼、信用された部分ではなかったかなと。私もこれはまで政治改革や行政の改革を一生懸命やってまいりましたが、その意味では、信頼、信用されたがゆえにこの問題の解決がやや手間取ったのではないかなと思ひます。

いかなと思ひます。

今委員御指摘のような問題点をもちろん持った上での改革への取組でございますので、基本的には現状を一層より良いものに改革をするというところで進んでいきたいと思ひます。

○江田五月君 もう一つ、今の刑事司法について、国民の中で不満もあり、また私もこれは変えなきゃいかぬなというのは、裁判の前のこと、つまり捜査ですね。日本の刑事司法というのは、やっぱり自由に頼り過ぎていて面があるんです。それから、裁判自体も供述書面に頼り過ぎていて、また自由偏重というものの一つ、現れというのは、どうしても捜査が密室、捜査というのは元々密室の面がありますけれども、また単に物理的に密室というだけじゃなくて密行性というものの、それはありますけれども、それにしてもやはり後から捜査をチェックをしてみるというようなことがなかなか難しい。

そういう現実があつて、この裁判員制度になつたらそこが変わつてくると。これは副次的効果かもしれませんが、裁判員制度の中で一般の人に十分分かつていただくような、そういう捜査の過程でなければ一般人を納得させられないですから、そういう副次効果も私はあると思ひますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(野沢三三) 正に御指摘のとおりかと思ひます。今回、事前の争点を明確にする手続を法定化しましたのも、そのところが正にねらいでございまして、分かりやすく証拠を事前にそろえる、それによって審議を進めるといふことから、今委員御指摘のとおり、客観的なだれにでも分かるやはり事実、起訴事実が出てくるんではないかなと、こう思つておりました。今回は裁判そのものだけではなくて、その事前の捜査の段階から大きくこれは問題が改善されるものと考えております。

○江田五月君 そこで、捜査の段階がこういうこととございまして、これ裁判員制度になつたら、特にそこはもうばつと裁判員の方に分かつていただくようになっていかなきゃいけないんで、いや、密室で責められて無理やりに、これを言つたらもうおまえ外出されるからなどといううなことが言われることがよくあります。よくありますので、捜査の可視化と、易しい言葉で言いますが、よく見えるように、捜査の経過が、これは録音、録画といったこともあつて、既に諸外国でもそういうことをもうちゃんとやつていて、我が国の近隣の国でもそういうことをして、我が国の迅速化の法案のときに参議院のこの法務委員会でも附帯決議も付けさせていただいたりしているんですが、これは可視化をすぐ今どうするというのはなかなかお答えにくいところかもしれないが、可視化が必要だと、そういう意識を頭の片隅に置いていくかどうか、これを法務大臣から。

○国務大臣(野沢三三) これまでも度々御指摘をいただき、御要望もいただいておりますところでございますが、この取扱いににつきましては、捜査全体のシステムそのものとかかわり合ひもございまして、そういう全体的見直しの中で御議論をいただくべきものと考えておまして、日弁連等でもそういう取組もしておられるようですが、今後の課題として十分受け止めていただきたいと思ひます。

○江田五月君 これは受け止めてください。本当に、捜査の現場の人は、何を言っているんだ、捜査が分からぬやつが要らぬことを言うんじゃない、捜査はこれできやできるもんかという、そういう意識があるんですよ。それもそれでよく、その皆さんの気持ちとしては分からねわくじやない。だけれども、やっぱりそれでは国民が裁判員として入ってきたときに、その裁判員が皆さんの納得を得るわけにいかないということがあると思ひますよ。その辺りでもこれは革命的な変革なんです。

さて、裁判官は、これから五年後は一般の人に

交じつて裁判体を構成してやるということになるので、これはなかなか大変だと思ひますね。裁判官は寝ているか寝ていないか知りませんが、黙つてじつと座つて聞いているというのは得意かもしれないけれども、しかし、本当に人の話を十分聞き出すといううなことは余り得意じゃない、あるいは人を説得していくといううなことも余り得意じゃない、おれが決めるんだからというね。あるいは合意を作つていく、そのために押しつたり引いたりするということも余り得意じゃないと思ひますよ。

そこで、この五年の間に、裁判官にそういう合意形成の、あるいは人の話を聞いたり人を説得したりという、そういう技術を磨いてもらわなきゃならぬと思ひますが、最高裁の方では、この裁判員制度が導入されたら裁判員と一緒に裁判体を構成する裁判官にこういう資質が必要だと、そのためにはこういう準備をこれからしていくんだと、そんなことを何かお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 議員、委員御指摘のとおり能力がこれからますます強く要請されるようになるだろうと思ひます。

裁判員裁判においても、適正な手続の下で証拠に基づいた認定を行つていくと。それが法による裁判を保障するということになるんだらうと思ひます。法によるこういう裁判を実現していくためには、あるいは法律の解釈、手続の意味といったようなことを丁寧に分かりやすく説明していく。分かりやすく説明するといふのは非常に難しいんですけれども、私も私も、そういう専門用語をどうやって分かりやすくしていかなくてはいかぬかということをはひとつ考えていかなくてはいかぬだろうと思ひます。

こういつたきちんとした説明をする中で、一人一人の裁判員から意見を引き出して、そして十分な意見交換を行つていく必要があるだろうと。そうしませんが、結局、なかなか裁判官と裁判員と

の間の意思の疎通が十分にできないということになりますし、そういったことをきちつと行っているようにする中で参加していただいた裁判員の方々が、その裁判の中に意見が反映されていくという、そういう裁判員制度の趣旨もまた生かされてくることになるんだろーと思います。

委員御指摘のように、裁判官にはコミュニケーション能力がこれまでに必要とされるようになります。今までも十分ではあるかもしれませんが、法廷での訴訟運営ですとか打合せ、あるいは民事ですと和解といったような手続の中でそういった能力を生かす、あるいは身に付けていく場面はあつたわけですが、今後は更にそれが一層強く求められていくようになると思います。

裁判所ではこういった問題意識を持っておりまして、昨年の長官・所長会同でも、裁判官のそういった能力、資質をどう高めていくかということが議論されました。今後は、諸外国でも参審国等では、裁判官と参審員とが評議を行い、その中でいろいろ議論をしていって一つの判断をしておるわけですので、そういったところの実情等も研究した上で、その成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判を想定した実践的な研修といったようなこともこれから考えていきたいというふうに思っております。

今後もしも引き続いて、短期的あるいは中期的なその方策を考えていきたいというふう zu 思っております。

○江田五月君 もう一方で、国民も実はまだ裁判員制度については、まあ迷っているといえますが、迷うところまで行っていないかもしれない。よく知らない人が、それがもう大部分で、実を言ふと、これ私どもは衆議院で可決をするまでの間で、党内でもいろいろな議論しましたが、大変な議論がありました、率直に言つて。

私もみんなに理解を、同僚議員に理解をしていただくために大変苦勞をいたしましたし、なお今もまだいろんな議論があるので、よく衆議院で全

党、全会一致で可決されたのと、本当にそう思っている、そのくらいなところなので、国民の皆さんにこれから分かつていただく、そして決してこれは何か憂うつな、頭を抱えるようなことじやなくて、むしろ裁判というのは分かりやすい、ある意味では楽しい、楽しいと言つとちよつと語弊はあるけれども、何か達成感のあるそういう仕事なので、当たつたら喜んで行かなきゃというふうなところまで、喜んでではなかなか難しいかもしれないけれども、それでも行つていくようにいふという、そういうことになつていくようにいふという、進本部の方はどういふことを今お考えですか。

正にこの制度のかなめだろうというふうに私も意識しております。

この五年間、施行の期間をいただいている。そういう案を提案させていただいておられますけれども、やはりこの間に、国民の方々にきつなければなりません。もやってみようと、そういうような気持ちになるような、そういうような宣伝活動、広報活動が大変重要になっていくというふうに私どもも理解をしております。

そのためには、まずこの制度自体の手続の内容とかその意義、ここをきちつと理解をしていたことが必要かなと思います。そのためには、難

しい専門用語の羅列ではなくて平易な言葉でそれを表すということから、例えば制度の内容を説明したパンフレットとかあるいはビデオ、そ

ういうような作成頒布それから講演会等の開催、それから今、法科大学院ではもう必ず法廷を持つていうようにございますので、そういうような模擬法廷の実施とか様々なことが考えられています。それで、裁判が国民にもう少し身近になるような、そういうような広報活動が続けていきないうというふうに思うわけでございます。

○江田五月君 広報活動という意味でいえば、例えば模擬裁判やるとか映画を作るとかいろいろあると思うんですが、日弁連が「裁判員」という映画

を作りまして、石坂浩二さんが裁判官になってあのケースは裁判官とあとは裁判員と、裁判官一人なんですけれども、あれを見て、まだあれでもやっぱり石坂浩二裁判長は難しい言葉を使っている。しかし、それは現実の、さあ今日から始まるというときを想定した映画ですから、恐らくまだ精一杯、裁判員制度に理解を持った裁判官がやってもあのくらいだということを多分あの映画は意識してちよつと難しめに作っているんだらうと思いますけれども。

さてこれ通告していませんが、簡単なことですから、裁判員制度、「裁判員」というその映画、ごらんになりましたかどうか。大臣、副大臣、政務官、それから政府参考人の皆さん、皆さん見たかどうかお答えください。

○國務大臣（野沢太三君）　また見ておりません。

○副大臣(実川幸夫君) まだ見ておりません。

○大臣政務官(中野清君) まだ見ておりませんで

すけれども。

○政府参考人（山崎潮君） 見ております。

○政府参考人(樋渡利秋君) 内容の要約は承知しておりますが、通して見る時間ございませんでした。

○政府参考人(横田尤孝君) 見ておりません。
○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 見てお
ります。

○江田五月君 決して責めるつもりじゃないんです、これも。是非見てください。それはもちろんドラマですから、現実はなかなか難しいこと一杯

あるけれども、いろんなことがその中に入っています。最後に、やっぱりあれは良かったと思うんですが、裁判官が国民と接することによってやっぱり自分の気持ちが変わってくるんですね。これがないので、時間がないのはよく分かかりますけれども、是非見てください。

そして、更にもっと国民に分かっていたら

ような、そういう設定の啓発の映画を作るとか、何かボンチ絵かいて、こうでこうで、ああでああでと言うだけでは、それはやっぱり血が通いませ

んよ。是非そういうこともやっていただきたいと思います。

さてそれと、やはりそういうことをやりながら、模擬裁判もしたりいろんなことをやりながらこの五年の間に、私どもは五年じゃなくても三年で実施したらどうだと思っておるんですが、いづれにせよ、実施までの間、これはある程度の期間が必要。その間にいろんなことをやりながら、うん、ここはやっぱりちよつと変えた方がいいなというようなところが出てきたら、やはりこれは過ちを改むるにはばかることなけれど、変えることもどうぞ柔らか頭で対応していただきたいと思うんですが、まだ決まってるないこともいろいろありますよね。

そこで、ひとつ、これも決まてないことを聞くんですから決まてないというお答えになるかと思いますが、どんなことをお考えだということの

で、併合罪処理ですよ。この裁判員の制度の対象事件と非対象事件がある。これは適当な場合には併合してやるということになっているけれども、どうも適当でない場合というのも一杯あるでしょう。それは対象事件でないものは複雑で、相当の証拠調べも必要で、とても裁判員の皆さんに対象事件じゃないのに手間を取らせるというのも困るというような場合があるかもしれません。そういう場合は判決二つになるんで、これは併

合罪加重の刑法の処理が行わねえんから、それだけでいえばこれは被告人に不利になります。裁判員制度自体が被告人に不利になると、とにかく

く今の裁判大體輕過ぎるんでこれは裁判員の皆さん入れたら大體刑が重くなるぞというような見方もあつて、それはどうか分かりません。データーはちよつとないと思いますね。しかし、今の併合罪処理の關係というのは、これはきつちりしたことをやっておかないと、これは制度上明らかに被告人に不利になるわけで、そこはどう考えてお

られるのが、お伺いします。
○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点につきましては、私どもに設けられました検討会、

この中でも議論がされたわけでございますけれども、最終的には結論を出すに至らなかったということでこの法案の中には入っていないということでございます。

これについてどうしていくかということでございますけれども、その弁論を例えば併合しないまま審理が行われた場合の刑の調整の制度につきましては、様々ないろんな私どもの検討会でも議論があったわけでございますけれども、やはり併合罪の刑を科すその在り方の問題、あるいはその裁判員制度対象事件以外の刑事事件の処理、こういうものにも大いに関係するわけでございまして、ある意味じゃ総合的に考えていかなければなかなか解決が難しい点でございます。

この法案、御承認をいただいた後、この点についても継続して検討を続けていかざるを得ないだろうという認識を持っていらっしゃるわけでございます。ただいま御指摘ございましたように、それでその施行の前に必要であるということで法改正が必要であれば、それもやらざるを得ないだろうという認識は持っているわけでございます。

○江田五月君 併合罪というこの処理の仕方自体をやめようというような頭はあるんですか。

○政府参考人(山崎潮君) まだ議論はそこまですべておりませんけれども、その議論を詰めていきますと、そういう問題も全部一応視野に入れた最終的にどういう形に持っていくかということと総合的な検討は必要であらうというふうに思っております。

○江田五月君 是非、しかしその大前提として裁判員制度が入ることによって被告人にどうか、国民に刑、国民に科せられる、国民が受刑しなきゃならぬ期間が長くなる、この制度があるがゆえに長くなるというようなことにはならないようにすると、それは言えるんですかね。

○政府参考人(山崎潮君) これは両面ございまして、例えばAとBとの事件がありまして、それぞれでその判断をすれば、それは有期懲役だという場合もあり得ますけれども、ただ、それが一緒

になった場合には無期懲役という考え方もあるわけでございますので、その被告人に有利なものとかそれからやっぱり不利なもの両面がありまして、これはそのやはりバランスを取って物考えなきゃなりませんので、被告人の立場とそれからやっぱり被害者の立場ですね、被害者の遺族の立場、国民感情両方ございまして、この辺のところはやっぱり総合的に考えていかざるを得ないということでは、必ずしも片一方の意見だけでやるかどうかはちよつと別だということでございます。

○江田五月君 次に、これは法務省の方に伺っておかきやならぬのですが、裁判員制度を導入する、例えば裁判の経過を記録にしますね。その記録というのは、これはすぐできてこなきゃいけないね。まあ大体直接主義、口頭主義で裁判を開いているときに、公判手続の中で証人なら証人の供述を直接聞いて、それで心証を取るということですが、それでも終わって評議室に入って議論はない、こう言ったんだなということと、じゃまあ記録を見てみようというようにしてそれはしなきゃいけないんで、記録はなしで済むというわけにはやっぱりいかない。何かの形で、それが書面になるのか、それとも何か電磁記録のものになるのか、これはいろいろあると思うんですけどもね。

いずれにしても、そういうことをちゃんとやるためには相当の予算措置が必要であらうと思えます。あるいは、環境整備ということも衆議院で修正で入れさせてもらっているんですが、国民が裁判員になりやすくするように、それは、裁判所に託児施設を設けるというようにあるかもしれないし、いろんなことがございます。今の啓蒙、そのためにいろいろな予算も必要だろうし、それから、弁護士の皆さんが一つおっしやっているのは、接見がスムーズにできないと、連日開廷なんというときに、接見に余りにも、接見室がなくてずつと並んで三時間も待つてなんというようにないとだと連日開廷に間に合わない、現実に、した

がつて、接見の設備なんかをもっと拡充してほしいという、そういう現実的な要求も出ているんですが、そういうようなことで、これはやっぱり金ですね、金はなかなか大変だと思います。

裁判所予算もあるだろうし法務省予算もあるだろうし、いろんなところに予算がある。法務省は、やっぱりここはもう、財務省とどんな折衝をしても裁判員制度がちゃんと動くように予算的な措置はきつちりやるという、やはり大臣、そういう覚悟が要すると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(野沢三三) 正に委員御指摘のとおりでございます。今この制度を本当に実行していくためには、制度をまず整えることも大事ですが、ハードウェアの方ですね。今のお話のような接見の部屋も問題でしょうし、裁判室そのものも、委員が、六人裁判員が入るとすると改造が必要になる。広さもまたあれでいかどうかということ、先日、私も、隣にありますが東京地裁の現場へ参りまして裁判の実況を拝見し、また、担当の裁判官やあるいは責任者の皆様とも御相談をしまし、いまいました。相当これは抜本的な手当てをしないといけないという印象を持って帰ったわけでございます。

その意味で、広報活動の段階から、あるいは先ほど申しました教育の内容の改革、それからハードウェアの改革含めて、しっかりと予算の裏付けがございませんと、絵にかいたもちと言ったらないんですが、画竜点睛を欠くということになつてはいけませんので、これは事前に十分見積りをいたしまして、円滑な裁判ができるような予算措置だけは私どもの方で責任を持って確保してまいりたいと考えております。

○江田五月君 責任を持って確保をお願いいたします。

もう一つ、今、接見のことをちよつと言ったんですが、連日開廷になると、弁護人の方としては、ちよつとここを確認したいと、被告人にですね、身柄拘束されている被告人に、この場合は、しかし、一々接見に行つて手続を取つてという、そ

れはなかなか大変。電話でちよつと確認、あの金払ったのいつだったかねというようなことぐらいです。そういう電話接見というのは何か考えてあげなきゃいけないんじゃないかと。

その場合に、これは弁護人であるかどうかの確認が拘留所の方ではできないからとかいろいろあるようですが、例えば、例えば裁判所にどこかに設置した電話とか、検察庁に設置した電話とか、信頼関係に基づいて弁護士の会館に設置した電話とか、そういうところで、そこへちゃんとだれか担当がいればとかいろんな方法はあると思うんですが、これは、今そういうことを私これは要望したいんですが、大臣、どういう態度でそれを、私の要望をお受け止めになりますか。

○国務大臣(野沢三三) お気持ちはよく分かるところでございまして、今のルールの中では、被収容者の電話の使用については、刑事訴訟法上の接見の中に電話の使用が含まれていない、あるいは監獄法令上その使用は認められていないということでございます。

電話による通話につきましては、必ずしもその相手方が弁護人であるかどうか十分確認ができないということもございまして、逃亡若しくは罪証隠滅の防止の観点や施設の規律及び秩序維持の観点からの問題もあると考えておりますが、なお、昨年からはやりましていわれる行刑改革の審議会におきましては、既決の方々に付いての電話利用について、今後の監獄法改正の中でもその辺について検討は十分しなければいけないとは考えております。

○江田五月君 これはやはり、今おっしゃったような問題点はあるんですが、そこをクリアするやり方というのは、これだけ技術が進んでいるときですから、それはいろんな、証拠隠滅の関係などなどあるのはよく分かっていますが、しかし、そういう被告人ばかりじゃないので、ごく普通の市民が被告人になるんですよ。被告人になったのは全部暴力団の何とかというわけじゃないので、そ

こはいろんな、今の問題点を克服する方法を見付けると、こういう覚悟を是非持つていただきたいと思ひます。

細かなことをいろいろと聞かなくてはならない点はあるんですが、もう少し、整理手続ですよ。

これは、起訴状一本主義との関係で整理手続というものが大問題だと言う人もいます。それは、起訴状一本主義というのは裁判所が予断、偏見を持つてはいけない、起訴状が来て、その起訴状に書いてある公訴事実だけしかない段階で裁判が始まって、そこから後はもう当事者が、双方が対等にやり合つて、それを裁判所が聞くんだという、こういう思想ですよ。

しかし、今回は、その第一回の期日が始まる前に裁判所、三人の裁判官がいろいろな整理の手続に入るわけですから、起訴状一本主義からすると、ちよつとこれは問題だと言われる面あるだろうと。

私自身は、起訴状一本主義というの何かもう神聖不可侵な大原則というわけではなくて、起訴状一本主義の精神にのっとりながら、しかし、そこはいろんな裁判を運用していく過程の中で、どういふんですか、修正があつてもいいと。起訴状一本主義の精神、しかし、よりそのほかの原理原則と一体となつて裁判がうまく動いていくようにというところで事前の整理手続というのを入れるというこはいいと思うんですけれども、その起訴状一本主義との関係、これは一体どうお考えになつておられるのかお答えください。

○政府参考人(山崎潮君) 起訴状一本主義につきましては、今回、この裁判員制度、法案を提出させていただいておりますけれども、その下でも妥当するといふ考えであるといふことでございします。内容的には今御説明申し上げます。

もう一つポイント、裁判員制度の裁判はこれから行われていくわけでございますけれども、従来の裁判、これも残るわけでございますので、そうなりますと、両方の制度それぞれ整合的に説明が付かなければならないという命題を抱えるわけ

でございます。したがひまして、そこはある程度共通にルールは考える。それから、内容的にはどういふ説明をしていくかと、こういう認識を持つていくわけでございます。

この内容でございしますけれども、まず、その起訴状一本主義の趣旨でございしますけれども、公訴提起の際の検察官から裁判所への一件記録の提出を認めない、こういうことによりまして、捜査機関の心証が裁判所へ一方的に引き継がれ、裁判所があらかじめ事件の実体について心証を形成して公判に臨むこと、これを防止することにあると一般的に言われているわけでございますけれども、今回の公判前整理手続がポイントになろうかと思ひますけれども、これにつきましては、当事者に主張の予定を明らかにさせたり、それから証拠調べ請求、あるいはそれに対する証拠意見、こういうことを明らかにさせるということになるわけでございますけれども、これは、公判審理が計画的に円滑的に進行するようにその準備をするために行うと、こういう性格のものでございまして、これも、両当事者が主張に、あるいは証拠に触れるということでありまして、そこから心証を形成するといふ、そういうものではないということと、それから、両当事者がひとしく参加する場合において行われるということでございます、これはその両者が対等な立場でそこで行つていくということでございますので、一方的にどちらからどちらにその証拠を提出してあらかじめ心証を取るとか、こういうようなものではないということでございます。

そういう点を考えますと、例えば証拠に触れるという場合には、その証拠能力の判断とか、それから証拠開示の裁定、こういうもので証拠に触れることもあり得るわけでございますけれども、これもその証拠能力の有無とかあるいは証拠開示の要否の判断のために証拠を確認するといふ手続でございまして、その証拠の信用性を判断するわけではないといふことになるわけでございます。したがひまして、公判整理手続は、事件の実体

面について心証形成を目的とするものではなくて、実際に裁判所が心証を形成することもないわけでございます。受訴裁判所が公判前整理手続を主宰しても起訴状一本主義に抵触するものではないといふふうな考へておるわけでございます。

すので、それを整理する裁判官とそれを行う裁判官、全く別々にやるということになったときに、本当にその手続的な流れが本当につなげるのかと、心証じゃございませぬけれども、手続的な流れでございしますけれども、そういう点について、どの範囲できちつと証拠調べをしていくかということはやつぱり受訴裁判所が一番関心のあるところでございますので、それを別の裁判官が決めてそのとおりやるということであつていいのかどうかといふ点も考慮をいたしまして、やはり受訴裁判所で行う、こういう選択をしたということでございます。

○江田五月君 やはりそれは理屈の世界であつて、現実にはなかなかそうはいかない。

起訴状一本主義、私は、起訴状一本主義も一つの原理だが、そのほかにもいろいろな原理があつて、その総合調整で裁判というのは成り立つ、そういう多元的な世界だと思ひますけれども、したがつて、起訴状一本主義とこれはちよつと違つけれどもこの範囲ならいいんだということだろうと思うんですが、今みたいに起訴状一本主義には全然抵触しないんだ、それはこうこうがああいう理由だといふんじや、それは理屈の世界であつて、現実にはなかなかそうはいかないですよ。

○江田五月君 だから、受訴裁判所で行うことが絶対駄目と言つてゐるんじやないんですが、起訴状一本主義とはそこちよつと、確かに起訴状一本主義の精神を壊さないようにするけれども、形式的にはやつぱり多少違つてくるということじゃないかと思ひます。

やつぱりそれは、起訴状があつて、そして公訴事実の朗読があつて、黙秘権の告知、弁解を聞いて、そこからでなきゃ裁判は始まらないという大原則からすると、その前に、その前に既に、これは争ひはどこんなんです、ああ、殺したこと自体は争ひじゃないんですか、なるほどかね、といふふうなことをやるわけでしょう。そうすると、それは心証取りですよ、そこで。

大臣が次の予定があたりだということ、取りあへずこれで今日は終わります。

です、それから、そういう説明じゃなくて、もつと何か、どういふか、もう少ししつかりした理念を持つた説明の方がいいんじやないかと思ひますがね。

○委員長(山本保君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

ここでやり取りしてもしょうがないんですかね。

午後一時開会

私は、受訴裁判所がやるという方法よりも、むしろ受命裁判官があるいはできれば受訴裁判所と別の準備裁判官、整理裁判官は別に置くとか、そういうことの方がいいんじやないかと思ひますが、そういう考えは全然ないですか。

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

○政府参考人(山崎潮君) この点につきましては検討会でも両意見があつたと記憶しております。最終的には受訴裁判所がやるということになるわけでございますけれども、やはりこれから審理をどういふふうにしていくかということでございます。

休憩前に引き続き、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○岩井國臣君 私、今回の裁判員制度に必ずしも反対というわけではないんですけれども、果たして我が国の現状においてこういう制度がいいのかどうか、かなり素朴な疑問を持つておりますので、そういう立場から幾つかの質問をさせていただきます。

まず最初の疑問は、現在、我が国の状況からし

て、裁判員制度を導入する土壌というものが果たして育っているのかどうかというその点、大いに疑問に思っているわけであります。すなわち、素人が裁判に参加するということが、裁判の適正、裁判への信頼というものが損なわれるのではないかと、そういう心配をしておられるわけであります。

それからまた、今回の法律では、普通の人は誰でもが裁判員となることを法律上の義務とされておられるわけですが、それがいいとして、忙しいからといって拒否できないわけですし、子供が大学受験中だからといって拒否できないわけでもありませんし、あるいは海外旅行を計画中だからといって拒否できないわけでもないというところで、どうもその辺が納得できないのか、むちゃくちゃなことではないのかなと、こう思うわけであります。個人の自由はどこに行つたのかと。

私は、大きく分けて今言いました二つの素朴な疑問を持っているわけであります。

まず、最初の質問をさせていただきますが、裁判員制度は我が国の伝統とか国民性に合わないのではないかという意見がかなりあるかと思ひます。この点に関する所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のその意見につきましては、この案を練る段階にもいろいろございました。私どもも、日本の伝統とか文化に合うのかと、こういう観点からも御意見をちようだいしております。この点もよく考えた上で、最終的にこういう案を練つたわけでございます。

基本的には、私どもも日本の伝統文化、これは守るべきだろと思ひますけれども、ただ、伝統文化というのは時代とともに変わつてくるという性質のものでございまして、そういう点も考えたということが前提にございまして。

まず前提として、戦前でございますけれども、十五年間にわたりました陪審員制度、裁判ですね、これを日本でも導入してきたという歴史

があるということは一つ言えるかと思ひます。それとともに、戦後はそれはいいわけでございますが、それと類似のものとして検察審査会制度というものがこれは五十年以上続いて行われているわけでございます。正に国民参加の司法手続ということで行われてきている、こういう伝統もあるということでございます。それから、こまごまの制度ではございせんけれども、民事関係で調停委員とか司法委員という形でその手続に参加をしていただいていると、こういうものも現在あるということでございます。

それともう一つは、世界の各国で、主要な国として、何らかの意味で刑事裁判に国民が参加をするという手続、これはいろんな形があり得ますけれども、そういうものを持つていない国というのは本当に日本プラス幾つかという、そういうような状況にございまして、少なくともG8の中では我が国だけがそういう制度を持つていないと、こういう指摘がされているわけでございます。これがそれほどこかし制度であれば世界で何十か国もこういう制度を本当に導入していくかということでございます。先進国では皆こういうものを導入していつている。それがある意味の民主主義の在り方の一つであるというふうな考え方である。自前のものも持つていますし、それから、世界の各国の例を見てもこれはもう長年の間根付いてきているわけでございます。

ですから、我が国に最も適したような形で導入をしていくと、こういうことは日本の伝統とか文化に合うのではないかと、こういう点を考えまして、戦前、陪審員制度というのを行つたわけでございますが、そういう制度をそのまま復活ということではなくて、裁判官と裁判員がともに評議をして、ともに決断を下していくと、こういう制度が我が国に合うのではないかと、こういう御提言をさせていただいたと、こういうことでござい

す。

すけれども、ヨーロッパ、アメリカ、世界の各国、G8の話されましたけれども、G8、ほかの国がこうだからこうでなければいかぬということはないと思ふんですね。宗教一つ考えても、多くの国は一神教だし、こつちは多神教だということがありますので、ちよつと今の説明ではもう一つよく分かりませんので、必然性がよく分からない。もう一度、同じ趣旨の質問を角度を変えて質問させていただきますかと思ひます。

今回の裁判員制度は、三年前の司法制度改革審議会の意見が契機となつて立法化の作業が始まつたというふうには私は認識しております。この法律を制定するに至つた社会的背景というのは何か、裁判員制度の導入がなぜ我が国で必要なのかというところがよく私には分からないわけでございますけれども、そういった必然性、社会的な必然性というものがあつたんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 我が国の刑事裁判をどう見るかということにもなるわけでございますけれども、午前中、大臣の方からも答弁ございましたけれども、基本的には国民の信頼を得ているものというふうには認識はしておりますけれども、ただ、国民の意識、価値観が非常に多様化して社会が急速に変化してくると、こういう時代でございます。そうなりますと、やっぱり国民が裁判に求めるものもだんだん質が違つてくるわけでございます。例えば裁判に時間が掛かり過ぎるとか、時には刑が重過ぎる、軽過ぎる、いろいろな御批判があつたり、それから、あるいは手続が時間がかかり過ぎる、これをもつとどうにか短縮できないのかと、あるいはもう周りから見ても分りにくいとか、これじゃなかなか裁判というのは自分たちのものというところにならないうと、こういうような御批判があつたわけでございます。

特に、この裁判に関しましては、社会が非常に複雑多様化をいたしまして、社会構造も変わつてくると、こういうことでございまして、明確なルールと自己責任原則に貫かれました事後チェック・救済型の社会、これが求められているわけござい

ますので、基本的には自由に活動はしていただく。しかしながら、何か問題があれば、それは最後は裁判で決着をする。一つは民事裁判できちつとやる、それから違法なことをした場合には刑事で厳しく処罰をしていくと、こういう社会の在り方が変わつてきているわけでありまして。したがひまして、刑事裁判に求める内容的なものも時代とともに変わつてきているわけでございます。

そういう意味で、やっぱり国民の感情がある程度納得するような判決をちゃんとやつてほしい、それから裁判に時間が掛からずに速やかに結論を下してほしい、そういうような思いが国民の中にあるわけでございます。そうなりますと、国民の方がその裁判の中に参加をしていただいて、そこに判断を加えていただいて、最終的には裁判というものが国民に納得できるようなもの、自分たちも参加して決めたものである、こういうようなことによつて社会に、国民の方に納得をしていただこうと、こういうような大きな流れが出てきていると、こういうことでございまして、その辺のところを酌みまして今回のその制度につなげていつたと、こういうことでござい

○岩井國臣君 国民の現在の裁判制度に対する不信感みたいなものがあつて、何とかしなきゃいかぬのだと。いろいろ問題は、それはあろうかと思ひますけれども、その点について、午前中、江田先生は極めて不信感が国民の間に渦巻いているみたいな感じのことをおっしゃいましたよね。ですけれども、法務大臣はそれ、そうじゃないと、今特段これという問題はないというふうな明確にお答えになつていらっしゃるわけですよ。そういう前提に立つたときに、なぜこれやらなければならぬのかという社会的な必然性ですよ、そこがやっぱりどうも私にはよく分からない。

別の観点から質問いたします。この法律の目的です。裁判員制度は、市民の感覚を裁判に反映させて、納得性と信頼性の高い裁判を実現しよう、これが基本的な目的だと思ひます。司法の国民化という問題、つまり国民の司法参加による公共精

神の養成という面もあるとは思いますが、これはどちらかというと副次的なものだと私は理解しております。そういう理解、間違いでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) たいまのをちよつとお答えする前に、先ほど大臣の御答弁と私の答弁の点がありましたけれども、私も基本的には大臣と同じでございます。現在は、ある意味じゃ基本的に順調にいつているんですけども、やはり個々に見れば、国民の目から見ればいろんな点が御指摘があつて、そういう声にどうこたえていくかと、そういう時代が変わつてきているという、そういう認識を申し上げているわけでございますので、そこは御理解を賜りたいというふうに思います。

ただいまの御指摘の、御質問の点でございますけれども、私も、裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加をして、その感覚が裁判の内容に反映されることによって司法に対する国民の理解、支持が深まっていって、これが目的であるということでございます。ただいま御指摘のように、国民に刑事裁判の過程に直接参加をしていただくことによって、社会秩序やあるいは治安、あるいは犯罪の被害者や人権といった問題ですね、こういう問題、国民一人一人にもかかわりがある問題だと考えていただく契機になるということでございます。正にそれは副次的なものであるという理解でございます。

○岩井國臣君 司法の国民化ということは極めて私はやっぱり大事なことであります。そういう司法の国民化という目的を達成するために、今回の裁判員制度もその一つかも知れませんけれども、それ以外にもいろいろと政策があるのかと思ふんですね。要は、そういういろんな政策のうち、現在急がなければならない政策は何かということだろうと思ふんですが、そういう見方を私はしておるんですが、そういう見方につきまして御所見ございますか。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに、御指摘のとおり、裁判に国民がどう参加をしていくかというこ

とはこの司法制度改革の中の大きな一つのテーマでございます。そのために、もう現実に幾つか御承認いただいているものもございますし、今その途中のものもあるということでございます。

御承認いただいたものとしては、昨年、調停の手続の中に民事調停官とか家事調停官という形で弁護士さんがそこに参加してもらうという制度、それから、あるいは裁判官を選任するとき指名諮問委員会というものを設けて、ここに裁判官以外の方に入つていただいて、そこで諮問をしてもらうとか、こういう形もやらせていただきました。それから、裁判所の運営に裁判官以外の外部の方に入つていただいて意見をちょうだいするという制度、これも設けてまいりました。これが今までやってきたものでございます。

今後の問題でございますが、現在御承認をいただきたいということで提案をさせていただいているのが、検察審査会の権限を拡大するというところで、この法案の中にも含まれているわけでございます。

それから、判事補あるいは検事がその身分を保つ有しながら一定期間外へ出て弁護士になつて、それで民間の感覚というんですか、外の感覚を学んで元の仕事に戻っていくという、これも今御承認をいただくべくここに継続させていただいているものでございますけれども、こういうものがござ

います。それからもう一つは、もう御承認いただきましたけれども、労働事件の關係で労働審判制度を導入いたしました。労働界の、労働に関する有識者に裁判の中に参加してもらひまして、審判の中に参加をしていただきまして一緒に判断をしていくと、こういう制度も既に導入させていただきまして、こういう制度も既に導入させていただきまして、その中の一番大きなものとしてこの裁判員制度を位置付けているわけでございます。まず、裁判員制度の御承認を早くお願いをしたいと考えているところでございます。

○岩井國臣君 私は、政策の選択の問題だろうと

思つておりまして、まだちよつとこの裁判員制度そのものは我が国においてちよつと早過ぎるのではないかと、まだほかにやるべき政策が幾つかあるのではないかと気がして仕方ないわけであり

ます。要は、これ裁判ですからね、裁くわけです、人を裁くわけでありまして、法律専門家としての訓練を受けていない裁判員が有罪か無罪かというだけ、陪審制度というか、ただだったらまあ分からぬでもないんですけども、有罪である場合には犯した罪に見合った刑、つまり量刑を科すという大変難しい判断をしなければならないわけですね。素人の裁判員が量刑を科すという刑事裁判の基本的役割をきちつと果たせるのかどうかという、そこは大変大きな疑問を持ちます。そういう根本的な問題につきまして、法務大臣はどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

○國務大臣(野沢太三君) 一番基本的な点につきまして委員が御質問をいただいておりますが、私も法務大臣を拝命してから、この制度をどうこれから前進させるかについて、最初に持ちました問題意識が今議員が展開されておりますような論点であつたわけでございます。その中でいろいろ勉強しているところで、やはりこれは大変意義のある制度であるということにだんだん気が付いてきた中でこの審議をいただいているわけでございますけれども、今回のこの法案で、裁判員は有罪、無罪の決定及びお話がありましたような刑の量定についての判断をしますと、裁判官と同等の権限を持つて判決内容の決定に関与するわけでございます。

この判断の前提として必要な法的知識、刑事裁判の手続等につきましては、公判の審理開始前に、公判審理の間あるいは最終の評議等の場をとらえまして裁判官から丁寧な説明がなされるものと考えておるわけでございます。これにつきましては法第六十六条五項でしつかりと決めてございます。

そして、裁判員制度の大事なところは、裁判官

と裁判員がともに評議して、相互のコミュニケーションを通してそれぞれの知識経験を共有し、適正な結論に到達することが期待されると、こういうことでございますが、量刑につきましても、審理の最終段階で検察官から同種の事件における量刑を踏まえていわゆる求刑が行われます。これが一つの判断のステップになるわけでございますが、また被告人、弁護人からもこれに対応する形で量刑に対する意見が当然述べられるわけでございます。裁判員はまずこれらの意見を参考にしながら量刑に関する判断を行うことが可能となるわけであり

ます。当然、裁判官の立場といたしましても、過去における判例等についての資料は十分説明が行われるものと考えておりますが、そしてその評議の段階におきまして、裁判官は必要に応じて他の事件における量刑、いわゆる判例ですね、これを紹介しながら意見を述べることができまして、裁判員はこれも参考にしながら判断を行うことができるということ、量刑の幅というものはそれほど広いものではなくて、相当集約されたところで判断が可能ではないかなと。

私自身も、実は、今委員が御疑問に持たれたような前提で問題をたどつてみると、何とかいけそうだなと、こういう今感じになつておりますが、このように裁判官、裁判員が一緒に協働して作業することによりまして、裁判員制度の下においても刑事裁判の基本的な役割が適切に果たされるものと考えておりますが、六人というその人数はその意味でも相当、国民の皆様の良識がある程度代表できるものと信頼してよろしいんじゃないかなと思つておるわけでございます。

○岩井國臣君 今大臣、コミュニケーションという言葉を使われました。午前中の質疑の中で、政府参考人からもコミュニケーションという言葉があつたかと思ひます。合議体でございますから、裁判官のコミュニケーション能力が求められるというふうな意味合いでコミュニケーションという言葉が使われたと思ひます。十分な意見交換が必要

要である、そういう認識に立つての御発言だった
と思います。

それから、江田先生からは、やつぱり合意を作っ
ていくために押し引きしたりすることが必要だ
と。それから、日弁連の映画、「裁判員」という映
画でしょうか、その話もなさいました。石坂浩二
扮する裁判長が、コミュニケーションを重ねてい
く中で自分の気持ちが変わってくるという趣旨を
なさいました。そこが問題なんです。そこが私は
問題だと思っております。松村先生の午前中の
話とちよつと違うことを申し上げるかも知りま
せんけれども、私は憲法違反ではないかと。

日本国憲法第七十六条第三項に「すべて裁判官
は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、こ
の憲法及び法律にのみ拘束される。」という規定が
あります。裁判官の職権の独立の規定でありまし
て、そもそも裁判官の独立の原則とは何かとい
うことがこの際問題になるのだと思います。

裁判員制度におきまして、裁判員の思いと職業
裁判官の思いとが一致するということが必然でな
い以上、裁判員が職業裁判官を評議において拘束
し得ることが前提となっているかと思ひます。

この点につきまして、憲法第七十六条第三項の
原則に反するおそれがあるのではございませ
んか。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに憲法七十六
条三項に裁判官の職権の独立について規定がござい
ます。

この規定でございすけれども、この趣旨は、
裁判官が個々の具体的な訴訟事件の裁判を行うに
当たつて、外部の国家机关あるいは政党など、社
会、それから社会的、政治的なそういうような勢
力からいかなる命令や指示も受けてはならず、ま
たいいかなる圧力やその影響も受けてはならない
と、こういう原則を示しているというのが一般的
な解釈でございす。このように、この原則は、
裁判のその合議体の外部の者からの独立、これを
保障しているというものでございす。

現行法上も、例えば、それぞれ独立して職権を

行使する裁判官が合議を構成するわけでござい
すけれども、その合議が全員一致ならばそれはそ
れでいいんでしようけれども、そうじゃない場合
には最終的に多数決で決めるというルールにな
っているわけでございすので、そうなりますと、
個々の裁判官の意見が通らないということもあり
得るわけでございすけれども、これは憲法に違
反するものではないというふうに考えられており
まして、これは外部からの圧力じゃございませ
んで自分たちの議論の中の多数決の問題だとい
うことで、そういうことを考えると、これは憲法に
違反をしないというふうに考えられると思ひま
す。

○岩井國臣君 憲法の解釈みたいな話はもう私は
余りよく分かりませんので、もうこれ以上突っ込
んで議論はできないと思ひますけれども、今お話
しになったようなこと、国民に、一般国民に、我々
も含めて、合憲であるということとを分かりやすく
平易な言葉でどこかに何かお書きに、これ法律に
なつたらです、なつた暁にはみたいなことかも
分かりませんけれども、やつぱりちゃんと説明し
ていただく必要があるように思ひますので、その
点だけお願いを申しておきたいと思ひます。

次に、裁判員に、素人の方が多くと思ひます
けれども、求められる、この制度において裁判員
に求められる判断力というのはどのようなもので
しょうか、判断力。

○政府参考人(山崎潮君) この裁判員制度では、
裁判員の方には、裁判官とともに評議をして、証
拠の信用性、これを評価して有罪、無罪をまず決
めていただく、それから、有罪の場合には、刑を
どのぐらいのものにするかという判断をしてもら
うということにしているわけでございすけれど
も、これらの判断事項については、法と良心に従
つてやるわけでございまして、いわゆる法令に従
つて公平誠実に判断するというのが求められてお
りまして、この法案の中の九条一項でもその旨の
規定を置いているということございまして、基
本は、法律に従つて判断をすると、公平な判断を

すると、これが求められる判断力ということにな
ろうかと思ひます。

○岩井國臣君 その辺がどうも分かりにくいこ
ろがあるんですね。

戦後の教育改革だけが原因でないと思ひますけ
れども、近年、記憶力は優れているけれども判断
力弱いという人、増えているようなんですね。判
断力というものは、その人の経験とか学習から
生まれてくるものだと思ひますけれども、そのや
はり一番底にある基盤というものは何か、私は判
断力の基盤、それは歴史と伝統文化であるとい
うふうに実は考えておるわけでありまして。戦後、
我が国では、学校教育、家庭教育、社会教育など
において歴史と伝統文化がややおろそかにされ
てきた嫌いがあるのではないかと、特に家庭教育の問
題が大きいかもしれない、そんなふうにも思ひま
す。

したがいまして、現在、いい加減な判断力しか
持ち合わせていないような人が結構多いのではな
いかと私は感じていふんですね。したがいまし
て、私は、今回の裁判員制度、これスタートする
んであれば、できるだけ小さく産んで時間を掛け
て大きく育てると、根強く大きく育てるという
ことで少しづつ改善していくというふうなことが
大事なのかなと思ひます。

私はやつぱり、私の身の回りの人にも多いん
で、けれども、裁判員の判断力について疑問に思
っている人が多いんでございす。裁判員の資質を
維持するために、取りあえずは一定の、そこは
難しいかも知れませんが、一定の有識者を選考
して裁判員になつてもらう、そういうふうになら
ぬかなと、こう思つたりしておるんでございす
けれども、その点、推進本部事務局長、いかが
ございすでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点
で、判断力をきちつと發揮していただくために、
実はもう少し小さいところからの司法教育、これが
この制度とともに非常に重要になつてくるという
ことで、現在その関係の詰めを、別途法務省の方

でも文部科学省といろいろ相談しながら、これ
から低学年の生徒から司法教育をきちつと教え
て、それで、その最終的に選ばれたときにきちつ
とした判断力ができるよう、判断ができるように
と、こういうようなことも考えておるわけでござ
いす。

御指摘の点でございすけれども、選考方式を
どうするかということでございす。世界的には
いろんな例があるわけでございすけれども、有
識者方式という方式と、それから無作為抽出の方
式がございす。どちらかというと無作為抽出の
方が多いということございまして、この理由で
ございすけれども、まず有識者方式を取りま
す、裁判員の母体、選ぶ母体、これを一定の均質
な基盤ですね、そのところ限定をしてしま
うという可能性がございす。

それから、無作為抽出方式では選任手続の透明
性、公平性が容易でありますけれども、有識者選
考方式では公正公平な選考を確保できる組織だ
とあるいは機関の設置、それから選考基準とか、
こういうものをきちつと決めなければならぬわ
けでございすけれども、現実にはそれで公平に選
ぶということになるわけでございす、本
手続になるという問題がございす。

それから、裁判員の選ばれる方は相当の数に上
ることになつてくるわけでございすけれども、
こういうような相当な数を有識者の選考方式で本
当に選んでいくことが可能かどうか、こういう点
でいろいろ考えてみると、有識者方式というの
はかなり難点があるということでございす。それ
で、私も最終的にはその無作為抽出の方式を
取つたわけでございす、先ほど申し上げまし
たように、戦後五十年以上行われております裁判
員制度、失礼しました、検察審査会制度でござ
いすけれども、これに關しまして無作為抽出の
方式に一定のものを加えながら行つておりまし
て、これで五十年の歴史を持つていて、それで大
きな問題点はないと、こういうような経験もござ

いましたのでこちらの方式を選ばせていただいたということでございます。

○岩井國臣君 政府のお考えは分かりましたけれども、もう近年、御承知のように、親が自分の子供を殺すというようなケースもいろいろ出てきておるわけだし、そこまでいかなくても家庭がもうおかしいというのが多いんですね、現実はい多いと思います。したがって、私はい加減な判断力しかない人とそれから普通の判断力がある人を峻別して、普通の判断力のある人というのか、しかるべき有識者ということになるのかも分かりませんが、そういう人を厳選していくと、疑わしきは選ばないということで、厳選してもらいたいなという感じがしているんですね。私はやっぱり判断力に問題があると思われるような人が人を裁く私は資格はないのではないかと思います。これはちよつとこれ以上申し上げても同じような答えしかいただけないと思いますのでやめたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますけれども、法律の専門家でない一般の国民にもっとも裁判というのを、司法ということ、あるいは今申し上げました判断力を、きつちりした判断力を付けてもらう、そのための国としての努力、制度としての努力というものが必要だと思えます。その点につきましてどのようなことをお考え、手だてをお考えになっているのか、推進本部事務局長にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましてここで幾つか、この法案でも幾つか措置を講じているということになります。

まず、十分な争点整理を行ひまして明確な審理計画を立てるようになるということを可能にするために、公判前整理手続というものを創設するということになっております。それから、裁判員制度の対象事件については、これは必ずこの手続を行うという形にさせていただいています。それから、公判期日でございますけれども、できるだけ連日継続して開廷をする、こういうようなこと

を設けているわけでございます。それから、専門的な知識を要する法律解釈あるいは訴訟手続に関する問題につきましては、裁判官が判断をするということにしております。

これが一つの、まあ幾つかの措置でございますが、これ以外に、裁判官は公判の審理開始前あるいは公判の審理の間、あるいは最終の評議の場をとりえて丁寧な分りやすい説明をして十分に裁判員の方に意見を言ってもらうような形にしなければならぬという規定も置いております。それからまた裁判官、検察官、弁護人全員に対してでございますけれども、審理を迅速で分りやすいものにしようという努力義務、こういうものを課しているわけでございます。こういうものを総合してなるべく裁判員の方に分りやすく判断をきちつとやつてもらえるような、そういう手当てを講じているということでございます。

○岩井國臣君 くだいようですけれども、私の身の回りの人いろいろお聞きしますと、こういう心配もあるんですね。やはり法律あるいは裁判というところについて専門家でない一般の国民が裁判員ということで裁判に参画すると、やっぱり法と事実に基づいて判断できればいいんだけど、どうしても感情に流されたり、あるいは社会の雰囲気、マスコミの風潮とか社会の雰囲気、流されるようなことがないのかなと。もしそういうことがあれば、やはりその裁判員制度を導入した結果、裁判そのものの信頼性というものが損なわれると思うんですね。絶対そういうことはあつてはならないと思うわけでありまして、もう一遍、くだいようであれですが、大丈夫ですか、事務局長さん。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のとおり、感情とか社会のいろんな動きに流されてはいけないと、そのとおりでございます。

この法案の中ではそういう点についての若干、いろいろ配慮をしております。例えば法に従つた公平な裁判を行うということを担保するために事件関係者等を裁判員から除外する制度がまずご

ざいます。それから、不公平な裁判をするおそれがある者、こういう者もいるわけでございますので、こういう者については事前の手続でそれを排除していくもの、こういう手続も設けているわけでございます。それから、理由を示さないで裁判員に選任をしない、こういうような制度、こういう制度も設けている、これはいわゆる不選任請求の制度と言っているわけでございますが、こういうものも設けているということでございます。で、このものを使つて最終的にこの裁判がきちつとできない方についてはお引き取りを願うと、こういうような制度を設けているということがまず第一点でございます。

それから、これは裁判員と裁判官一緒に話合つてそれで最終的な結論を出していくということになっていくだろうということが期待されるということ、それからもう一つは、やっぱり一般の国民の方、非常に難しい法律の解釈とかそれから訴訟上の手続の細かいところまでこれを判断するのは非常に難しいわけでございますので、こういう点につきましては裁判官のみで判断をするという形で負担を軽減しているわけでございます。で、こういう点を全部合わせて使つただければ御心配になるような点はないだろうと考えておるわけでございます。

○岩井國臣君 次に、辞退の問題に移りたいと思います。

裁判員となることを法律上の義務としたとしても、どうしてもやりたくないという人が現実にはいる以上、そのような場合にどう対処するのかという問題、どうしても生じてくるのではないかと、うふうに思います。裁判員になることを義務とする場合にはどのような場合には辞退が認められるのか、この点が極めて重要な問題だと思います。その具体的な範囲をどう決めるのか、これ一歩間違ひますと憲法違反の問題も出てくるのではないかと、単にやりたくないというだけで辞退を認める

のでは義務とした趣旨が損なわれるということにもなるわけでありまして、この問題は大変難しい問題だと思つておるわけでありまして。

で、質問でありますけれども、どうしても裁判員になりたくないという人につきましても無理やり裁判員を務めさせることになるのでしょうか。どうしてもそうせざるを得ないのでしょうか。そこは何か工夫がないのでしょうか。その点、お聞きします。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましては、この法案を練るそのいろいろ作業の段階でもいろいろ御意見がございまして、最も強い意見としては、どうしてもやりたくない人に首に縄を付けてまでやらせるのかと、こういうような御議論もあつたわけでございます。私どもも、その辺もある程度考慮しながらこの制度を構築をしているということになるわけでございます。

まず、基本的には、裁判員候補の方に出席義務を課して行わない、これはやりたくない人だけになつてしまふということで平等ではなくなるということ、それから広い層からその候補者を得られないという問題がございまして、義務を掛けるとはいたしませんけれども、これが過酷なものになつてしまつてはそれは問題があるということでございます。

そこで、この法案においても典型的な四つの事由を法律できちつと定めまして、これに当たる方については辞退を認めていくと、こういう方向でやろうと、それからもちろん政令で定めるものもあるということ、これが一つのものでござい

ます。で、そこでその辞退という制度があるわけでございますけれども、辞退も、単にやりたくないというだけではこれは辞退の事由には当たらないというふうに考えているわけでございます。ただ問題は、先ほど御指摘がありましたように、強硬にやりたくない、どうしてもやりたくないという方がおられると思います。こういう方を本当に裁判の方でじゃお願いをするということになつたと

冒頭に申し上げましたように、私は、現在の我が国には裁判員制度を導入する土壌というものがあるか、その点大いに疑問にも思っているわけでございます。素人が裁判に参加することによってその裁判の適正、裁判への信頼というものが損なわれる結果にならないのかどうかと心配しているわけです。

また、今回の法律では、普通の人ならずすべての人が裁判員となることを法律上の義務とされてお

るわけでございますけれども、冒頭に言いましたように、忙しいからといって拒否できるわけでもない、子供が大学受験中だから嫌やというわけにもいかない、あるいは海外旅行を今計画の中だからということで拒否することもできないということ、何かちよつとしつくりせぬような感じもいまだに残つておるわけでございます。そういう二つの素朴な疑問、疑念がなかなか払拭できないわけであります。

幾つか質問をさせていただきましたが、必ずしも反対というわけじゃないんですけれども、賛成しようか反対しようかちよつと迷つておるわけですね。大臣、自民党には実は私のような人が多いですよ、結構、結構多い。

最後に大臣にお聞きしたいと思います。

裁判員制度につきまして、我が国の社会にこれを受け入れる土壌が育つていくことが必要だと思ひます。法案によりますと、幸い法律の施行までは五年近い余裕がありますので、政府にはこの間最大限の努力をしてもらわなければなりません。当然だと思ひます。政府として一番大事なこと、国民の判断力といひますか、国民の資質を高めるために今後早急に私は歴史と伝統文化を重視する政策を国全体として取っていく必要があるのではないかと。私たちは歴史と伝統文化に生きるのではなくて、私たちは歴史と伝統文化を生きておるのだというのが私の常日ごろの考えでありますけれども、その歴史と伝統文化ということにつきまして今回のこの裁判員制度と大いに関係があると思ふんですね、そこそこ、ということとで、法務大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣 野沢太三君 良識の府として正に国民の皆様の一層大事なところを代表しております参議院での御議論、これはもう大変大事であると思つております。そして、今率直に岩井議員の方からも問題点が指摘され、そしてこれに対する政府の対応について御質問がございました。そ

の意味で、ここでの御理解が正に私はこの法案の成否を懸けるものとも思ふ次第でございます。

今回のその裁判員制度につきましては、その意味で国民に裁判官とともに刑事裁判の内容の決定に関与していただくという制度、そして、良識がこの裁判の結果に反映されるというところが大事でございます。この制度は、その意味で国民の皆様、自覚並びに御協力、これがあつて初めて成立するというところで、我が国の司法制度の国民参加という面からの大きな私は前進になるのではないかなと、かように考えているわけでございます。

そこで、今委員御質問のところでございますが、まだ十分時間がございまして、施行するまでの間に国民の理解、関心を高めて、深めていくために、国民の皆様が、自分の司法に対する権利でありまた義務であるという、そういう自覚といひましようか、心構えをこれからもう一度思い起こしていただく、呼び起こしていただく。これは本来、私は国民の皆様が持つていく力であり、あるいは権利であり、そしてまた義務であることについて、今までは余りそこに触れずに来られた部分ではなかったのかなと、こう思ふわけでございますが、その意味で、何としてもこの国民参加の刑事裁判、主体的にこれをしかも進めるというところが大事でございますので、政府並びに最終におきましては、義務付けという規定も設けながら、最終的にはしかしこれが国民の皆様が喜んで参加していただける、まあ喜んでというところまでは行かないながらも、やはりやるべきだという自覚で御参加いただけるということが大事ではないかなと思つておるところでございます。

この制度が円滑かつ適正に実施できるかどうかについて、政府について大きなやはり役割を法案の中でも期待されているわけでございますので、これはしっかりと取り組んでまいるつもりでございます。やはり、この制度が定着していくためには、何よりもまずこの法案の趣旨を国民の皆様が御理解をいただくPR、あるいは社会教育、あるいは場合によっては学校教育の段階から公平公正さを

求めて、世の中が明るく進んでいくんだという一番の基盤作りの仕事をこれから進めなければならぬ、こう考えております。

正に、和をもつて貴しとなすということで始まつております日本の法治社会の基本にむしるこれは合致した制度になるのではないかと、またそのように育てなければならぬと思つておるわけでございます。

○岩井国臣君 終わります。

ありがとうございました。

○角田義一君 民主党・新緑の角田義一でございます。

ただいままで、松村先生それから私どもの江田さん、さらに岩井先生の御議論をお聞きをいたしておりました、私は本当にもつともな御質問だなと、裁判員制度の本質に触れる様々な問題をお尋ねになつておられて、参議院としてこの法案が来た以上、やはり本当の国民の立場に立つて、真つ白な立場からこれは審議を私は徹底してやっていくべきだというふうに改めて感じておる一人であります。

私自身も、率直に白状しますと、裁判員制度というものが世間で騒がれてと言つちやちよつと恐縮ですが、問題になるまで、まあ弁護士で恥ずかしながらそれほどの興味というが、強い意識を持つておつたわけでは率直に言つてありません。

政治の方が忙しかつたといへばそれまでの話なんです、余り、裁判員制度という何か遠い話のようになつてきたんだと、こういう気持ちで、自分にも言い聞かせる意味で、やつぱり日本における司法に対する庶民、国民の参与という関係というか、これどうだったのかなという歴史的な系譜というふうなものもある程度やつぱり考えておかないか、学んでおかないか、やないか。

と。何か、昨日今日突然降つてわいたような問題ではあるのではないのかもしれないというようになつて、ちよつと物の本を読み始めますと、やはり

この陪審という制度にぶち当たるわけでありまして、大正デモクラシーの一つの頂点といひましようか、そういうものとして、陪審制度というものは、当時の原敬、原内閣の下で、天皇制の時代です、しかも貴族院もある、枢密院もあるというので今とは全然違つた国家統治の状況の中です、原敬という一つの立派な見識を持つた総理が、この陪審制度というものをやらなければ、やはり政治なり司法なりというものは民衆のものにならない、こういう強い理念を持つて、そしてそれを推進をした。

当時の司法関係者もそれなりの努力をして陪審制度というものができて、そしてかなりの成果を上げながら、いろいろの状況になつておるわけであつて、戦後ずつと停止の状態になつておるわけでありまして、改めて大臣、やはりこの日本の司法における民衆の司法に対するかかわりということについて、やはりこの際、裁判員制度を改めてこの参議院で議論するに当たつて、その辺の歴史的な系譜というふうなものについても深い思いをいたす必要はあるのではないかなというふうな気持ち、率直にいたしますものだから、その辺について大臣はどんなお考えでいらっしゃるのか、ちよつと一言、この法案に入る、今の言葉で言えばイントロですな、としてお尋ねしておきたいという気がいたします。

○国務大臣 野沢太三君 私、この制度の議論に入る前に、一体、本質的に見てこの裁判員制度というものはどういふ性格のものかということについて思いをいたしたわけでございます。

そして、ちよつと調べてみると、委員からの御示唆もいただきながら、明治の憲法を作る段階で既にこの制度についての議論が出されているというところ、そしてその段階で既にある程度法案の段階まで用意された準備行為があつたという、これも非常に貴重な実績であつたと思ひますが、今お話をいたしましたように、大正の時代に入りまして、政党政治の言わば草分けとしての原敬総理の大変な尽力と、それに触発されました関係の皆さま

ん方の努力によって我が国に初めて陪審制度がスタートできた。

そういうことで、昭和の初め、三年からたしか十八年まで十五年間ほど行われたということになつておるわけでございますが、この経過を見ますと、やはり明治のあの文明開化という大きな流れの中で鎖国から開国へと、そしてまた大正時代というのは、例の大正デモクラシーということで、言わば国民の権利が十分ここで主張できるような雰囲気が出てきた。この大きな二つの流れの中でこの陪審制というものが当時議論され、そして具体的な実現も見えた。

それで、今日、今、この裁判員制度が議論され実現しようという中で、やはりこれは司法の世界における一つの民主化というような流れの環ではないかなと。国民の皆様が直接その決定に議論に参画し、決定に関与できるということからいたしまして、正にこれは司法の世界における一番根源的な進歩であり、また最後の姿ではないだろうかと思うわけでございます。

昔の文献でうかがいますと、いわゆる古代の民主主義発生過程においてもみんな裁判をしたというふうな事実があるわけでございますから、そういうところの原点を頭に置きながら、今日における発達した、かつまた複雑多様な社会現象を国民の皆様の良識によって判断を下していくという、その意味で、この制度のスタートは、私、前から申しましておりますが、五十年ぶりあるいは百年ぶりの大きな改革であり、前進になるのではないかなと。様々な今、疑問点、御提案がござい

ますが、これは私真摯に受け取りまして、これについては克服、改善する道は十分これからの努力の中で可能ではないかなと、かように思っております。本委員会におきまして是非ひとつその意味での積極的かつ建設的な御意見を大いに期待しておるところでございます。

よろしく願います。

○角田義一君 陪審制度というのは、法の、制度の上では、別に廃止されたわけではなくて停止状態

態、仮死状態と言つていいのかな、ずっと続いてたわけですね。

物の本を読みますと、今日、最高裁の偉い人が来ているの、偉い人が来ている。国民の司法参加に関する裁判所の意見、二〇〇〇年九月十二日付けの審議会の資料を見ますと、最高裁は、基本的に、我が国においては、この制度、というのは陪審制度ですね、陪審制度を復活させるだけの政治的、社会的エネルギーがなかったということに帰すると、こう断言しているんですね。

最高裁の今までの終始一貫した流れというのは、国民は今の刑事裁判に満足しておる、本当は司法参加など望んでいないんだと、こういうように受け取れますが、間違いですか。民衆というものに對して最高裁というのはこういう見方ですか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 突然の

質問であれども、決して民衆の力を考えていないということでありまして、結局、戦後、その陪審が復活しなかった、停止のままであったという、そういう時代の中、戦後の一時期においては、それだけのものはやっぱり時代の背景の中ではなかったということでありまして、決して現段階で、その民衆の力あるいは民主主義のための国民の参加ということを否定しているというようなことではございません。

○角田義一君 私があえてちよつと嫌らしい質問をしたのは、やっぱり今度の制度を改革していく上で、もちろん法務省や弁護士会の任務というもの、うんと大事だと思ひますけれども、現実には裁判をやる裁判所、裁判官の認識なり意識なりというものを相当これは思ひ切つて変えませんか、従前のような意識で、あるいは気持ちでよかったら、とてもじゃないけれども、この制度付いていけないというか、やっていけないんじゃないかという気がするんですね。

だから、まず、もちろん法曹三者の意識革命というのは大事だと思ひますけれども、特にこの最高裁の基本的なスタンスというか民衆との関係と

いうか、その辺を根本的に裁判官の頭の切替えということがまずは大事だと思ひますけれどもね、局長、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 議員御

指摘のとおりでありまして、これから裁判員という国民から選ばれた人たちが一緒に裁判をやっていくと。今までは、刑事裁判ですと、弁護士、検察官、そして裁判官という法律家だけでやってきたわけですが、その中に本当に新鮮な感覚を持った国民が入ってくるわけですから、そういう人たちにどれだけのきちんと審理に参加してもらい、分かつてもらえるかということについて、裁判官として一番これから考えていかなくてはならないし、そのために、裁判官としての能力あるいは意識を含めて、どのように考えていかなくてはならないかということ、これは、今委員御指摘のとおり、裁判所としても真正面から受けているところであります。今日午前中にもお話ししましたけれども、昨年の長官・所長会同では、やはりそういった裁判官の資質、能力、コミュニケーション含めた国民とのコミュニケーションをきちんと取れる能力を含めて、裁判員裁判を遂行していくためにどのようにしていったらいいかということ議論したということもそういう問題意識の表れであります。

○角田義一君 この制度は、この前の一般質疑でもちよつと私の方から申し上げたんですけれども、この制度が本当に軌道に乗った場合に、やっぱり日本の民主主義の質というものは非常に発展をするだろうと思ひますし、日本の社会そのものも変わっていくのではないかと思ひます。

この裁判員制度によつて国民の、まあまたまた抽選で選ばれた人ですけれども、その人たちが被告人に対して有罪、無罪、あるいは死刑、無期というふうな非常に重い責任を課する、責任というか、ペナルティーを科するわけですから、相当みんな深刻に考えるだろうと思ひます。なった人は、そして、しかも司法の場においてすらそういう自分たちが責任を負わなきゃならぬという自

覚を持つようになつて、それが定着をすれば、これはもう行政にしろあるいは政治にしろ、そういうものに対しては本当に責任を持たなきゃならぬという、この自覚なりを持つ非常な知的レベルの高さ、あるいは良識のある国民が増えていくわけですから、そういうことを考えると、私はこの制度というのは二十年、三十年、長いスパンで考え、そして定着を図るべきだということに考えます。

そしてなお、なぜ私はそれを痛切に感じるかという、先ほど岩井先生はどうも参議院じゃどうしようかなというふうなことを言われて、私は率直だと思ふんですよ、そうだと思うんです。ただ、私は、衆議院で何しろ満場一致でこれを可決されたのを聞きまして、率直に言つて、うれしいやら、有り難いやら、恐ろしいやら、誠に私、率直に言う複雑な心境でした。それは、これは賛成した国会議員は国民に対して大変な責任を負うことに私なるんじゃないかと思ふんです。

そして、これももう国へ帰れば必ず、この裁判員制度通つたということになれば、先生これどういふ制度だといふ話にも必ずありますから。そのときは、これこれこういうわけだという説明をしなきゃならない。そんなものはおれたちは知らねえとか関係ねえとか、とんでもない法律を作つてくれたなど、こういうふうにならねえ、これは率直に言つて。そのときに、満場一致で通つちやつた以上、いちゃもんを付ける、いちゃもんなんてちよつと事だけれども、できないんです、これは。弁護しなくちゃならないんです、この制度を。そして理解をしてもらわなきゃならぬと。

これをすべての国会議員が背負うということに、これ、参議院でも恐らく十分させていただきたいと思ひますけれども、なるわけで、これはそれは大臣も大変だと思ひけれども、一人一人ここにいる国会議員、ここにいる人たちは全部大変な実は責務というか、あれを負うということ、そういう自覚の下に我々は参議院においてはとて

んなような審議はしないよと、即席ラーメンを

作るようなわけにいかないよと、やるべきことは、慎重に審議をやるべきものはやらしてもらおうよという態度で基本的には皆さんおられると思うんですね。

大臣どうですか、満場一致であなた方が出した法案が通ったんだけれども、どんな御心境です。

○国務大臣(野沢太三君) 満場一致の御裁可をいただきましたとき、私も感激をすると同時に、大変実は驚きまして、必ずこれはだれか一人くらいは造反が出るのかなというイメージは持ったわけでございますが、それに先立ちます法務委員会における審議の中で、相当各般にわたる項目について細部にわたつての御議論、あるいは先ほどのように本質論にわたる御議論、もうすべてちやうだいをやる中で相当部分の修正項目が出たわけでございます。これを政府側としても尊重し、各党協議の結果として出たものについてちやうだいして、今日もそういうことで提案者に並んでいただいたような次第でございます。

相当その意味では柔軟に対応したつもりでございます。その点ではいわゆる満場一致の基盤はできているのかなと思いますが、参議院での御審議はまた一つそこで一味違つて、それぞれの道の専門家でもあり、また違つた広い立場での御意見もいただけるものと考えますので、なお一層この法案の成り行きにつきましての有益なる御議論を十分ちやうだいして、満場一致だからこれは瑕疵がないとか完璧であるとかということとは必ずしもつながらないと思いますので、この結果は尊重していただきながら、かつまた参議院としての御意見は十分賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。

○角田義一君 ちよつと先走つて申し訳ないんだけれども、先ほどの午前の質問で、私どもの江田議員がこの法案に対しては柔から頭というか、彼の表現ですけれども、柔軟にこれから法案に対して対応していかなきやならぬということを言つておつたんですが、私は、普通、法案を政府が出し、我々が通せば、これはもう一応建前上、完全なも

のだという形にはなつてはいるわけですよ。だから満場一致で通しているわけだとは思ふんです。しかし、これは未知の分野に入つてくるわけですから、我々とする。未知の分野に入つてくると、五年間という期間があります。あつて、その間、これから広く国民の皆さんに理解と協力を求めることをやつていかなければならないわけですが、相当いろいろな意見が出ると思うんですよ、僕は、やればやるほど。

そして、法曹三者もいろいろな協議会を作つてこれから詰め作業を、細かいところをやつていくそうですが、やつていきますと、これはやはりある法律を変えななきやならぬ、あるいはこの裁判員制度そのものも、本案についても修正をあるいは加えななきやならぬ、あるいは足していかななきやならぬ。

さらには、刑事訴訟法なんかなおさらです。これは、今出てくる刑事訴訟法について一層のまた深い修正なりが要するというようなことも、普通は施行後いろいろ見直すというふうなことも、この修正にも施行後三年というふうになつていますけれども、私はこの裁判員制度なり、それにまつわる制度については、それにこだわる必要はないと思う、むしろ。

施行前であつても、いろいろな議論を聞いていつて、この法律じゃまずいと、このままじゃまずいと思つたら、スタートするときに一番いい方法でスタートすればいいんだから。そのくらい、江田君の言葉で言えば柔から頭、私で言えば柔軟な対応、そのくらいな気持ちがあつてもいいと。これを突つ張つて、絶対これはもう一指も手を触れさせないとか、五年の施行はこれでいくんだとか、そういう硬直した姿勢では、この制度、私は物にならないというぐらゐの気持ちでいるんですがね。

大臣、それから山崎さん、あんた、今まで苦勞してきたけれども、どんな気持ちでいるか聞きたい。

○国務大臣(野沢太三君) まず私の方から大筋の

ところで申し上げたいと思いますが、五年というやはり年月というのはそのためにも私は必要な年月だろつと思ひます。

今もちろん私もこれを最上の法案として、そして各党の皆様方からも、一人一人の方々が、あるいはそれぞれの御政党的御意見が、みんな当事者として実は御参加いただいていると。これは政府対議会ということとか、あるいは与党対野党というような、そんな次元でなくて、むしろ日本の司法制度をいかにして良くするかというお立場での御議論がいただいたがゆゑに私は満場一致という結果が得られたのではないかと、こう思つておるわけでございますが、当然、今後の社会情勢の進歩あるいは変化によりまして問題点が出てくる、あるいは気が付く、そしてまたそこでどうしても直す必要があるならば、その段階はもちろん、法務省はもちろん存在しておると思ひますが、国会における御議論は自由にひとつこれを交わしていただきまして、必要な段階には必要な措置を取る、それこそ正に柔からい制度として機能していく大きなやつぱり前提になるだろうと思ひますので、その点はどうぞこれから変わらぬひとつ御指導、よろしくお願ひしたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点につきまして、私どものこの法案の原案では法案の見直し規定は置いていなかったわけでございますが、この考え方は、やはりこれから重要な制度を動かしていくわけでございますので、問題が起るとすれば、何年を待つという必要もない、必要なときには必要な改正をしていかざるを得ないということをお前提に、頭に置いておりましたので、あえて置かなかつたわけでございます。

今回、議院修正でそれを置かれた。これはまた意味があることだろうと思ひますけれども、私どもの基本的な考え方は正にそういう考え方でございまして、これが仮に制度を動かす前にもいろいろ問題が見付かつてきたということになれば、それはそれなりの手当てをしなければ現実に制度が動かないということになりますので、それは柔軟

に対応せざるを得ないというふうに考えております。

私ども今、ある程度見通して、この制度で動くんだということで御提案をさせていただいておりますけれども、現実には詰めていくというんな問題が生ずることは間違いございません。そういう事態がなるべく生じないで、うまくスムーズにいつてくれればいいわけでございますけれども、仮にそういう事態が生ずるということになれば柔軟な対応が必要かというふうに考えております。

○角田義一君 これは御両者の私は答弁というのは、猛烈な事な答弁だと思ふんですね。

普通の法案であります。先ほど、ちよつとくどいようすけれども、あり得ないことですよ、出したのに、施行する前に直すなんていうことは。普通の、我々も長いこと国会議員生活をやつたつてそういうことはない。そういう、だけれども、前例をやつたり破るというか、ぐらいのやつぱりお気持ちがお二人にあると。これは是非ひとつ、議員の諸公の皆さんには是非頭に置いていただきまして、この五年間の間に柔軟に対応して、一番いい制度、スタートするとき一番いい制度にしていきたい。

これは委員長、歴代の委員長に引き継いでくさいよ、この裁判員制度を発足するまで。申し送りしておいてもらいたいぐらい、私はそういう気持ちであります。

そこで、もう一つ大事なことをお聞きしたいんですけれども、だれもがこの裁判員制度というもののについては国民の理解と協力がなきや絶対駄目だと、こう言ふんですよ。口では言ふんです、言ふし、みんなそう思つてゐる。だけれども現実、いろいろな調査のあれを、世論調査、最近の、直近の世論調査はちよつとありませんですけれども、幾つかの世論調査を見ますと、例えば今年の二月の二十三日の産経新聞の世論調査、三つの非常に簡単な問です。裁判員制度導入の動きを知つてゐるか。六五・四%が知つてゐると、こういうことですね。知らないという人は三四・二

％。こんなもんかと思うんですが。

次です。裁判員になりたいと思うかという、裁判員になりたいと思うか、思うというのはい四・六％、思わないという、八四・二％です。分らないという人が一・二％。そして、仮に起訴されるようなことがあれば裁判員に裁かれたいと思うかと、こう言ったら、裁判員に裁かれたいと思うという人が二九％、三割で、嫌だ、思わないという人が六六％です。これは、これ産経のあれですけれども、ほかのあれも似たか寄ったかのあれです、見たら。

これはどうです、法務大臣。えらい統計です。だけれども、私は率直なこれは国民の現時点における意識という認識というか、よく出ていると思いますよ。だからこの、何と云うかな、裁判員になりたいと思うかというのを思わないという人が八四％いる。この人たちに参加してもらうというのでしよう。これは相当な努力が私はないと動かないと思えますがな。

法務大臣、こういう統計を見て、容易でないなと、これは、この仕事を取り組むのはと思うんですが、どう対処していきます。我々はもちろん支援をして協力もする責任があるからやるんだけれども、容易なことじゃありませんぞ、これ。どう思います。

○国務大臣(野沢三三) 委員御指摘のとおり、この制度が円滑に実施され機能を発揮するためには、国民の皆様の理解と協力、そして積極的な御参加がなければ成り立たないと、かように思うわけでございます。

今の数字は大変その意味で重い数字として受け止めていただきますが、これまでのところ政府側としてもできる限りの広報はしてきたつもりですが、それはもう十分ではなかったという点はおう明らかでございますので、今後のこの法案が成立しました際には、その内容に沿いまして十分なPRをやりますしなればならないと。そして、そのための具体的な広報手段、今のメディアを十分活用しまして進めてまいります、一番大

事なことは、この制度に参加することが自分のやはり権利でもあり、また義務でもあり、誇りでもあると思えるようなやはり国民的コンセンサスを醸成すると、ここがやはり非常に重要なことであると思えます。

既に政治の世界では皆さんが投票するということがもう当たり前になっておりますが、この変化を見ましても、一部の人のみしか持っていない選挙権が一般的になって全員に及んで、そしてそれに基づいて今日の政治が運営されているという経過を見ましても、やはり司法の世界でも、そういう国民参加の制度に切り替えることによって、有効適切かつ公平な裁判が行われるということとが望まれるんだと、また希望があるんだということとを国民の皆様によく理解していただく、このために今後の我々の努力の過半をやはり集中する必要がありますかと思っております。

○角田義一君 先ほど岩井先生から、この裁判員制度の憲法上の位置付けという御指摘があつて、私もつともだと思つておりますが、裁判員になりたいと思うかと、思わないという人がこれだけ多いということは、ある意味では非常にこれ苦痛だと思つていふに思つていふ人がおられると思つておすね。

そうしますと、これはどうしても一つ憲法上の問題として裁判員になる義務というものが、憲法との関係で義務がどう、義務がどういう位置付けになるのか。うんと端的に言う、憲法十八條には、御案内のとおり、あれですな、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」と、こうなっております。

これはいろいろな説き方もあるんだと思つておすけれども、一つにはこの十八條との関係で、その意に反するこれ苦役になるのかならないかと、自分は人を裁きたくない、その人を死刑にするとか無期にするとか、そんな恐ろしいことを背負つて裁判所へ行つてやるのはもう耐えられないということとです。ただ辞退をすればいいという問題

じゃないですね。そういう本質的な苦役に当たるのか当たらないのか、これだけの義務を課することが。

憲法上義務を課するのは、御案内のとおり、もう納税と子供たちに教育をさせる義務と勤労の義務と、この三つしか憲法に明文の義務はないわけですから。それにこれが新たな一つの義務として出てくるわけですから、この憲法上の位置付けというか、これはきつち国民の皆さんに我々としてもお伝えをする責任があると思う。だから、これは憲法解釈としてどういふうな立場を取るのかというところは、やっぱり立法する者の立場としては、当然私もは乗り越えなきゃならぬと思つて、提出者のあなた方がその辺をどういふうに考えているのかというところは私は非常に大事な問題だと思つて、ひとつお答えをいただきたいと思つておす。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の憲法の条文があること、我々も十分認識しておりますけれども、この憲法の条文につきまして、これ、じゃ、すべてこれに反するものが駄目かということとでございますが、その解釈は、行つものの必要性と、それからそれを行うに必要最小限のという、そういう制度の歯止めですね、こういうものを設けているということから、最終的にはそういうものであれば、それはこの憲法十八條、これに該当するものではないというふうに考えているわけでございます。

まず、今回の裁判員の制度でございますけれども、裁判の内容に国民の感覚が反映されるということによりまして司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上が図られるということになります。と、司法がより強固な国民的な基盤を得るということができるようになるための重要な意義を有する制度であるということでございます。

広く国民の司法参加を求めることが制度の趣旨である以上、現実には相当多数の国民の参加を得る必要があるということや、それから国民の負担の公平を図らなければならないことから、裁

判員となることにつきましては法律上の義務にするということにしているわけでございます。

この法案における裁判員制度におきましては、裁判員となる義務の履行を担保するための手段といたしまして、刑事罰やあるいは直接的な強制の措置によることはなく、いわゆる秩序罰としての過料を科すにとどめているというところが一つございます。それから、一定のやむを得ない事由がある場合には裁判員となることを辞退する制度を設けていると。それから、適切にその義務の免除が、それを設けて、適切に義務の免除が得られるような、そういう制度を設けているということでございます。また、迅速な裁判を実現するための刑事訴訟法の改正、あるいは出頭したその裁判員に対する旅費、日当等の支給等の国民の負担を軽減するための様々な手当てを行っているわけでございます。

このような点を考慮すれば、この法案における裁判員になることの義務付けを行うということとは、裁判員制度の実施のために必要最小限のものということができるわけでございまして、こういう意味からも、憲法十八條の「その意に反する苦役」を強制するものではないというふうに考えているところでございます。

○角田義一君 まあ山崎さんの御口演はよく私はそれなりに理解できるけれども、これを、国民の皆さんにそのことを理解してもらうというのにはそんなに簡単じゃないですよ。

それと、この法案を読んでも、秘密を漏らしたときの懲役というふうな問題もあるんだが、それはそれとして、科料というかとがめですな、結構多いですね。必要に、場合によつては私は科料、過料必要だと思つても、余り、科料というかな、そういうものでこの裁判員制度を、別に脅すわけでもないだろうけれども、縛るというか、基本的にはそういう発想を余り私は好まないです。国民が自発的に参加してもらおうということであれば、出てこなきゃ罰金じゃないけれどもおとがめ料を取るとか、そういう基本的な発想と

いうのはなるべく避けた方がいいだろうというふうに思うんですよ、権力側は、どう思います。

○政府参考人(山崎潮君) 確かにそのような考え方はあるかと思いますが、ただ、この過料にしましては、この制度だけではなくて、例えば現在でも証人に呼ばれる場合ですね、これを、出頭しないとか、こういう場合にも過料の問題がございまして、それから場合によっては刑事罰の問題もあるわけでございまして、要は、これをどういうふうにご利用、履行していくかという問題はございまして、要するに、制度のいまいゆる担保、担保として、じゃあここにこういうふうに出てきていた、ただ、何もう形の担保があり得るかというのを考えるとないわけではございまして、単に義務を課したというだけで何もう形の担保がなかったら、本当に皆さん出てきていただけるのかということにもなるわけでございまして、必要最小限のものとしてもう置かざるを得ないというところで、現在の考え方と整合性を持たせるためにこういうものを設けたということでござい

○角田義一君 いずれにしてもなかなか容易でない問題がたくさんあると思いますが、午前中のいろいろの議論を聞いておりましたが、これは刑事裁判のシステム、構造というものに相当な影響が、与えること間違いないと私は思う。

盛んに、分かりやすい裁判にしないといけない、裁判員が参加しやすい裁判にしないかならぬと。私は、それは、それは一方として、ああ、それはそうなんだと思うけれども、大事なことは、裁かれる被告人の立場も考えにやいかぬ。何かえらい簡単にさっさと決まったり、変な話だけれども、連日の開廷なんという、格好いいことを言うけれども、私が被告人の立場になって、例えば重罪ですよ、死刑になるか、されないかという、三日か四日だ、おまえは死刑だ。『死刑台のエレベーター』という映画があったけれども、死刑台のエスカレーターに乗せられたような形で、三日四日議論されて死刑になったんじゃない

らないというふうには私は被告人になっても思うかもしれない。それよ。

だから、分かりやすい裁判制度にあるいは刑事システムにするのは一方当然なだけども、しかし裁かれる被告人の立場というものをよく考えると、ただそれだけいいという問題でも私はないような気がする。そここの兼ね合いというの、これは、法務大臣ね、難しいんだと思うんですよ。裁かれる人の立場も考えてやらなくちゃいけない。死刑台のエレベーターに乗せられたんじゃないですか。それから、専門的な立場から、山崎さん、どういうふうにする。

○国務大臣(野沢太三君) 私は、やはり迅速に、しかも公平に、公正にと、これはもう極めて今回のこの制度の基本的な条件といいますが、大事なポイントだろうと思います。

三日か四日です。そういう決定が言うんです。が、もし御不満があれば二審の道も開かれる、あるいは三審、最高裁までの道も当然開かれていくわけではございまして、いろいろと救済手段についてはあるわけでありまして、一審段階から延々と時間を掛けるということの無駄といいますが、この費用と労力と、そして結果が見通しが付かないというところの方が大変やはり私はマイナスになるんじゃないかなと。まず最初の、この出だしのところでした。かりした御判断をこの新しい制度でいただくということは、大方の私は被害者といえます。あるいは被告人にとってもこれはプラスの、両方の立場にとっても評価すべきものと考えております。

○政府参考人(山崎潮君) その被告人の憲法上の権利あるいは地位、これは、裁判員制度でありましてそれは守らなければならぬ、こういう認識でござい

この法案にしましては、今先生が言われたのは、公判が始まれば何日かということにはなるかと思ひますけれども、ただ、その前に公判前の整理手続があるわけでございまして、ここでも、

被告人も当然そこ出席することもできるわけでございまして、それからもちろん弁護士は当然でもかなり自分たちの権利は行使をできるわけでござい

そこで、要は争点をきちんと絞って、その上でその一番大事な争点について証拠を集中させて審理をしていきたいと思います、こういうシステムを作るわけでございまして、そういう事前の手続も含めまして考えますとすれば、これは被告人にとってもそれなりの防御権をきちんと果たし得る制度でございまして、公判が始まってから短い時間というのとはそれとおりかもしれませんけれども、これは全体で考えていたと、被告人にとっても不利になる制度ではないというふうな理解をしております。

○角田義一君 細かいこととまた手続的なことはまた次回に譲るにいたしまして、この大臣の言う二審があるじゃないか、あるいは最高裁があるじゃないかと、これはちよつと私にだけはないんだ、やっぱ。これは二審といつたて、今の、ちよつと最高裁の偉い人そこにいるけれども、私もつたない経験であるけれども、日本の控訴審というのは割かし丁寧なやうな経験で言うと、情状の証人ですら呼んでくれないもん、却下するもの、どんどん、それはあれですよ、迅速な裁判という毒が回っているんだ、今毒が裁判所に、私に言わせる。

やっぱ一審と高裁というのは違いますよ。やっぱ一審というものが充実せにやいかぬ。一審で徹底的な事実調べなり充実した審議をやらないと、高裁の偉い裁判官というのはやっぱ書類だけで事を処理するといふ、いいとか悪いとかじゃないんですよ、それが現実なんです。だから、大臣、弁護士さんじゃないから無理もないと思うんだけど、余り僕は高裁とか最高裁、そんなこと言うとも最高裁の偉い人に申し訳ないけれども、

でも、余り信用してないんだ。一審の裁判、これが大事なんです、やっぱね、現場。

だから、そうすると、この制度を導入しても一審の裁判がうんと大事だ。それで、山崎さんは、準備手続というものがあから、それをつくるみで、まああつくるみというの、上州の言葉で申し訳ないけれども、全体でということであらば、何も三日四日ですぐエスカレーターに乗せるように死刑にするんじゃないかと、こう言うけれども、私は、その準備手続そのものが非常に問題を含んでいると思うんですね。

第一、準備手続というのは公判でやるんじゃないでしよう。公開の法廷でやるんじゃないでしよう。密室でやるんでしよう、密室で関係者が。要するに、裁判官と検事と弁護士と、まあ被告人が出るかもしれないけれども、公の法廷でやるわけじゃないわけですよ。時と場合によつたら公の法廷でやらなければならないような事件だつてあるんじゃないですか、その争点整理そのもの、だつて、それを、争点整理は全部、今度はその密室の事務手続に全部移行するわけ、やつてしまふわけです。これも相当問題は問題があると思うんですけれども、山崎さん、どう考えますか。

○政府参考人(山崎潮君) これはあくまでも心証を取る手続ではございまして、その証拠の整理をして、どういふようなその証拠調べをどういふ計画で行っていくかということではございまして、これは裁判一般にいわゆる準備手続というのは公開しないでやるという形で行つておりますけれども、これはその当事者は全部参加するわけでございまして、そこで公開するしないかというところで、その準備手続のいわゆる準備でございまして、心証を取るという手続ではござい

せんので、そこで公開しないからといって決定的に何かそこでおかしいかと言われまして、そうではないだろうと。その手続自体の中身がどの程度になつていくかということだろうと思ひます。先ほどちよつと言ひ忘れている点がござい

けれども、今回証拠開示の拡充というこういう規定を置いてあるわけでございまして、これに関しましては、従来よりもその事件に関して必要なものに関しましては、かなり多くの証拠が出ていくわけだ、とございまして、こういうものを活用していただければ、あるいは被告人の防御についても役に立つものが出てくるわけでございしますので、そういう点では、全体としては考えていただければ被告人の憲法上の権利、地位、これに影響を与えるような、そういうような制度ではないというふうな考えでいるところでございまして。

○角田義一君　じゃ、それに関連して聞きますけれども、盛んに今この審議、衆議院でも参議院でも言われていますが、捜査の可視化という言葉がありますね、可視化。こういう難しい言葉を使わないで、この可視化というのはどういうことなんでしょうか。説明してくれませんか、国民に分かるように。

○政府参考人(樋渡利秋君)　委員が一番よく御存じなんでしょうけれども。

要は、捜査の取調べの過程におきまして、法廷におきましてはその取調べにおいて取られました調査、作成されました調査の任意性を争うような場合がございまして、そういうようなことのあることを踏まえて、その取調べの内容が後から検証できるようにするシステムを作るべきじゃないかというふうな議論だと思いました。

具体的には、ビデオに撮るとか、あるいはテープレコーダー、まあ古い言い方で失礼いたしますけれども、テープに録音をするとか録画するとかというふうな方法を取れないかというふうな議論だというふうに承知しております。

○角田義一君　それで、あなた法務省や最高裁の偉い人は、可視化についてはどうなの。賛成じゃないんでしょう。

○政府参考人(樋渡利秋君)　これは、司法制度改革審議会のときから審議会の委員の先生方でも議論をされたところでございまして、要は、取調べというものの我が国司法制度、捜査から公判、そ

して矯正、すべてを含めましての刑事司法制度に、中における取調べの重要度というもののことに、重要であるということ、他国の制度と比べて我が国は違う制度を取っているところがあるが前提となっておりまして、このような制度の中で、取調べの、取調べによって得る真相解明と、これは刑事訴訟法的一条で言っております、公共の福祉と基本的人権の尊重の両方を全うしつつ、事実の真相を解明しなければならぬという刑事司法システム全体の中で考えていくべきだと。今の制度の中でいきなり録音、録画をすれば、本当の意味での刑事司法の健全化というものは本当はあり得ないのではないかと考えています。

したがって、刑事司法全体、捜査の在り方を全体を今後考えながら検討していくべきだということ、司法制度改革審議会の意見書の中でも、将来に、将来検討すべき事項であるというふうな位置付けられているものでございまして。

○角田義一君　これは局長、これ議論すれば一日掛かったつてあれだよな、議論尽きないところだよ。

これは、裁判員制度を導入する上で、この可視化というものは私は不可分一体だと思うんですよ。今の、あれじゃないですか、お話をすると、日本の伝統的な捜査手法である自白を得るといって、言葉は余り良くないけれども、落とすとか落ちるとか、テレビでもやってますやん。一生懸命、それで、これ被告人落としてみるとか、被疑者落としてみるとかやりますやん、テレビでも。

要するに、一対一で、密室で、調べる方も全ちよつと言葉はきついかもしれないけれども、全人格を懸けてその被疑者と対決しながら自白を取ろうとするわけです。それによって、変な話だけれども、悪いことをしたやつが改心することもあるだろうと、裁判よりもっと効果があるんだと。自分の全人格を取調べに懸けて、これを白状させて改心させるんだと、これがだいたい味だと、こういう人もいるんだよ。いいとか悪いじゃないんだ

す。それに生きがいを感じる人だつて一杯いるんだから。

私、しかしそれを非難しているんじゃないんですよ。そういう伝統があるんですよ、日本の捜査官には。それは検察官だつて、あんただつてみんな経験してきたでしょうが。やってきたでしよん、自分の命懸けて調べてきて落ちてきたんじゃないですか。落とされてきたんと言っちゃ悪いけれども、それがいいと思っている人がずつと今だつていますよ。

それで、まあ警察に行けば、あなたも知っているとおり赤鬼と青鬼がいるわけだよ。赤鬼というのは、怒つてき、おめえ白状しなければとんでもないぞと、こういうふうな言つて脅す。片っ方は青鬼がいて、おだてる、申す。こういう赤鬼、青鬼という任務分担しながら自白を取る、こういう、いい悪いじゃない、伝統はずつと一貫してあるわけですよ。その伝統を踏まえたままこの裁判員制度を導入してやつたときに、調書が出てくるわけでしょう、検察庁の調書が出てくる。そのときに争つていたら、これはどうなりますか。これは大変なことですよ。

じゃ、その証拠、じゃちよつとほんと基本、基本的な質問をするわ。供述調書の証拠能力というのはどういふことなんですか。皆さんに分かるように説明してください。証拠能力、証拠能力なんて偉そうなことを書いてあるから、証拠能力というのはどういふふうな、供述調書の証拠能力というのはどういふこと。うんと分かるように説明してください、国民に。

○政府参考人(樋渡利秋君)　供述調書、要するに供述をしている方の供述の内容が録取されている書面。要するにその人が語った内容が書かれている書面のことが供述調書でございまして、その取調べといいますが、聞く側によりまして、検察官であれば検察官面前の録取書面になりますし、司法警察官であれば司法警察官に對する面前の録取書面、あるいは本人がそのまま書いた書面もある意味で供述書でございまして。

本来、刑事訴訟法の原則でいいますと、裁判の法廷での直接主義と口頭主義というのがございまして、本来法廷で証人として語っていただければ済むという場合を想定いたしますと、それがその法廷で証言していただければ、それが良くも悪くも証拠となるわけでございまして。

その委員のおっしゃっている供述調書の証拠能力という問題がありまして、これはその証人に呼ぶまでもなく、供述を録取された書面を、被告人あるいは被告人が、それを代理、弁護する弁護人が同意をすれば、そのまま証拠能力を持った証拠として法廷に提出されることになるわけでございまして。しかしながら、これは直接主義、口頭主義からいいますと、伝聞、伝え聞いた人の話を、いったん検察官なり司法警察官が聞いたことを録取したことでありますから、間に他の人間が入った伝聞ということになりますので、その伝聞である供述調書にどうやって証拠能力を認めるかということが刑事訴訟法に書かれているわけでございまして。任意に供述されたものである、あるいは特信性の状況があるとか、法律用語のことを言いますと、またややこしいと言われるかもしれないけれども、とにかくそういうような条件をクリアしたものが証拠能力があるものとして今度は法廷に提出されることができるよう。

ただ、これは、証明力の問題はまた別でございまして、証言の内容と、その証拠能力はありとされた供述調書、どちらを信用するか、これはまた裁判官、今度の裁判員制度であれば裁判員を含めた裁判体が自由心証に基づいて判断をするというところでございまして。

○角田義一君　で、そのさっきの問題に戻るんだけれども、先ほど言った可視化というのは、その証拠能力、任意性の問題とどういふふうな絡むんですか。皆さんに分かるように説明してください、私も含めて。可視化。

○政府参考人(樋渡利秋君)　要は、委員のおっしゃりたいことは、この裁判員、国民の、一般の

国民が入ってこられて、その供述調書、証言以外の供述調書に任意性があるかどうかというようなことの判断をどうするのか。しかし、これは認定の問題でございまして、これは、今の今回の制度が、これが法律問題になるのか、あるいは認定事実の問題になるのか、これは法案を提出されている本部の方に聞いていただきたいのでありますけれども、それはともかくといたしまして、とにかく裁判員に分かりやすい裁判をすべきではないかという御意見であれば、それはもっともでございします。

裁判員に分かりやすい裁判をしていくこと、これが裁判員制度の一つの柱となるわけでございしますから、そのために、最高検察庁におきましても、裁判員制度を導入されることを前提といたしまして、充実した迅速な裁判をどのように遂行していくかというこの検察官の責任、立場というものをずっと研究しているところでございまして、また、検事正を集めました会合でも、全検事を集めました会合でもいろいろと議論をしているところでございします。

しかしながら、これと先ほど申し上げております可視化の問題とは全く別問題でございまして、この可視化の問題は、司法制度改革審議会の意見でも刑事司法全体の中で考えるべき問題だと。要するに、我が国のこの刑事司法の今の制度のまま可視化を入れるというべきかどうかといえ、即断できない、だから将来にわたって検討しろというのが司法制度改革審議会の意見書でございします。

したがって、我々はそれを今後とも検討していこうとしていくところでございまして、なお、現在、最高裁判所、法務省、最高検察庁、そして日本弁護士連合会で、この間、裁判員制度の導入等を踏まえた検討を要する刑事手続の在り方等に関し協議、検討を行うために、刑事手続の在り方等に関する協議会を設けたところでございします。この協議会におきましては、今申し上げました取調べ状況の録音、録画等の問題についても協

議、検討することとされておりました。法務省としましては、同協議会における議論も踏まえて、刑事手続の在り方全体の中で多角的な見地から今後とも検討する必要があるというふうと考えているところであります。

○角田義一 じゃ、山崎さんに答弁をしてもらいたい。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましては、私どもも、意見書の実現のためにこの本部が作られておるわけでございまして、意見書の内容につきましても先ほど法務省から答弁ございしたけれども、この捜査過程の透明性といえますか、可視化と言っておりますけれども、この点に関しましては、今回の私どもの法案の作成の前提とはなっていない。この問題は将来課題として切り分けられておりますので、議論はその点についてはしてはいないということでございします。

これが現実でございまして、ただ、これに関しまして、やはり意見がまだ今の段階で合意には達しておりませんけれども、将来的な課題として検討は必要だということで法務省の方にお話をいたしました。現在、先ほど刑事局長からもお話をございしましたけれども、検討を開始していると、こういう状況でございまして、これを見守ってまいりたいというふうと考えているところでございします。

○角田義一 これは、この裁判員制度が本当に名実ともにきちつと立派なものになっていくかいかないかということと私は不可分だと思えます。ただ、今の検察庁の基本的なスタンスというのは、大分変わってはきているとは思いますが、伝統的な取調べの手法というのか、それにもしがついておるといふことになる、これはちょっとと裁判員制度、動きませんよ。

世界の可視化のあれ見ていると、まず最初にこの可視化に反対するのはお巡りさん、警察なんです。密室でやるのを全部テープに撮られたり録音に取られたりするの嫌だから、大反対ですよ、大多数、ところが、これがいったん導入されると、

一番喜ぶのはお巡りさん、ある意味では、それは、変な話だけれども、いい悪いは別ですよ、自由を強要なんかするの必要はないんだから、これはテレビに映されちゃっているんだから、単なるやり取りしていればいい、机ぶたすることもできないし、全人格を懸けてやるなんということもなくなっちゃうと思うんです、私は、場合によると、だから、非常にある意味ではビジネス化しちゃって、楽になっちゃう面もあるんです。

その楽になっちゃう面が果たして真実を引き出すためにいいかどうかという問題も私はあるんです、可視化がすべて全部オールマイティーだとは私は思わない。思わないんだけれども、少なくともこの裁判員制度を動かしていく上では、この可視化の問題というのは絶対避けて通れない。だから、三者でもって協議しているわけじゃないですか。ここはやっぱり相当柔軟にお互いさつき言つたような対応をしてもらわぬと私はいけません。んじやないかということをお願い申し上げます。

私の時間はあと三分あるんで、これに関係して一点だけ聞いておきますけれども、山崎さん、山崎さんなんて言っちゃいかぬな、事務局長。

変な話ですけども、今までの刑事裁判のよう、調書が裁判所で検察官から裁判官の方に右から左に渡って、そして裁判官はその調書をふろしき包みに包んで家へ持って帰って夜遅くまで一生懸命読むというような刑事裁判は駄目だね。これはできませんよ。そうでしょう。だって、裁判員は六人いるんだから六冊分作って、それを渡して、これを家へ持って帰って読んでくれ、そんなわけにいかないでしょう。そんなことできないでしょう。

そうすると、刑事裁判の在り方は根本的に変えなきゃならぬです。ある意味では直接主義、あるいは口頭主義というふう言われている原則というかな、それにものつとらざるを得ないじゃないですか、刑事裁判は。

これは最高裁の刑事局長にも聞きたい。裁判官

が調書を持って帰るようなことができますか。六人の裁判員にみんなふろしき包み持たして帰して、これ読んでこいよ、そんなことできないでしょう。これどういふふうに根本的に直すんです。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 裁判員に本場に記録を持って帰ってもらって読んでもらうというふうなことはもうできないだろうというふうに思っております。

結局、それを解決するためには、裁判員が公判廷でどれだけきちつと心証を取れるかと。要するに、判断できるようなものとしての証拠調べができるかということにかかってくるんだらうと思えます。そのためには、一つは、証拠調べを丁寧に行うということが一つだろうと思えますが、もう一つは、やっぱり集中して聞いておける時間というのには限りがあるわけですし、それからポイントがどこかということが分かっていないと漫然と進んでいつてしまふ、本人の中でもよくポイントがつかみ切れていないというふうなこともあるうかと思えます。

したがって、争点をきちつと明確にして、どこが問題になっているのか、その関係でこの証人はどういふ関係に立つのかと、どういふことが一番大事なところとしてこの証人に証言を求めているのかといった辺りをきちつと理解できるようにしてもらおうということもあります。

それから、書証の数につきましても、できるだけ厳選して絞っていくということも必要だろうと思えます。

また、証拠調べをする、例えば証拠書類について調べる場合でも、今の調書は、必ずしも全部ではありませんが、いろんなものが、事実が、要するに今までの生い立ちの問題から、それから事件のことやら後のことやら友達のことやらとか、いろいろこう一通の調書の中に一杯入っているというふうな調書もあるわけです。その辺りもやはり工夫して、事項ごとに調書を分けるとか、項目をきちつと分けるとかいったようなことで、裁判員が聞いていきつと分かるというふうな

調書の在り方というようなことも考えていかなくてはいいんではないかと思ひます。

こういつたいろいろな方法、証調調べ、あるいは証調書類の作り方、証人、証調請求の在り方等を含めて、どうしたら一番分かつてもらえるようになるかということから法曹三者を含めて検討していきたい、検討していかなければならぬであろうというふうに思つております。

○角田義一君 山崎さん、ありますか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のとおり、やはり公判廷で、直接そこで聞いて、それで耳できちつと聞いて理解をすると、いわゆる直接主義、口頭主義、これを中心をやつていかなければならないということは御指摘のとおりだろうと思ひます。そのために、公判前の整理手続をして、争点を絞つたところについてきちつとやつていくということになるかと思ひます。

ただ、書類の關係が全くゼロになるかというところではない。それは補充的に、争ひないところはその書類でも使わせてもらうと、こういうふうな今までのやり方がやや主客が逆転していくというふうなやり方をしないと、裁判員の方の判断がなかなかできなくなるといふことで、そこは頭のチェンジが必要かなといふことで、この法案も全体としてそういうことでできているといふことで御理解を賜りたいと思ひます。

○角田義一君 今日には終わります。

○委員長(山本保君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、樋口俊一君が委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君が選任されました。

○木庭健太郎君 今日から参議院でこの裁判員の問題、法務委員会が質疑されることになったわけでございます。

午前中から議論があつておりましたように、私は、この裁判員制度というのは、ある意味ではこの司法の世界にとってはかつてない画期的な問題

なんだらうと私は認識しております。素人が裁判に参加してどうなるんだというような御意見が事実あることもそのとおりですが、やはり今まで国民から一番遠かつたこの司法という分野に初めて国民参加という形を取り入れる。その形をどう仕上げていくかは、先ほども議論がありました。日本は日本らしいものを作つていけばいいんであつて、ただ、やはり国民が参加するという形を作り上げる必要は今あると私は思つております。是非ともこの法案、私もびつくりいたしました。衆議院で全会一致でましか来ると思つておりませんし、本会議場で満面笑みだつた法務大臣の姿が非常に印象深く残つております。是非参議院でも、本場に大事な制度ですから、そういうものに対してきちんと国民一般の意見も伺う場も作りながら、さらに法案の本身、慎重な議論もした上でこの判断を下すべきだと、こう思つております。

私は、今までの先生方と違つて、どちらかというところ細かい点も含めて少しこの制度について質問をしていきたいと、今日はまず第一弾として質問をさせていただきたいと思つております。

まず最初に私がお尋ねしたいのは、先ほどからいろいろ話題になつております裁判員、どう選び、どうするかという問題の第一点で、この裁判員及び補充裁判員という問題がございますが、これを決めるに当たつて様々な手続を経ながらやつていくことになりまふ。その選任手続について、時間的な流れについて一応説明をまずいただいておりますかと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) 手続の流れについて御説明をいたします。

まず、裁判員が参加する事件でございますけれども、これは公判前の整理手続が義務的に行われますので、これが行われまふと、大体審理が何日掛かるか、それから証人にどういう方が必要かといふことが定まるわけでございます。この定まることを前提にして、裁判所は、その審判に要すると見込まれる期間、その他のいろいろな事情を考慮

いたしまして呼び出すべき裁判員候補の員数を定めることになりまふ。これは、まだこれから運用でいろいろやつていくことになると思ひますけれども、例えば六人の裁判員が必要で六人というわけにはいきませんので、いろいろな事情を抱えた方もおられますので、それはかなりの数のところを呼び出すと、こういうことになりまふ。

この裁判員候補の名簿に記載されましたその裁判員候補者の中からその員数分の呼び出すべき者をくじで選定をするということになります。これは、例えばある地方裁判所を考えた場合に、その管内の市町村がございます。その市町村の大体人口比でその呼び出すべき裁判員の数、これを案分で割るような形になるんだらうと思ひます。そういう形でその全体をまずくじで選び出すと、こういうことになるかと思ひます。

裁判所は、その選定がされました裁判員候補者を裁判員等の選任手続の期日に呼び出すということを行います。この場合、裁判所は必要な質問をするために質問票を用いることもできるということになつておりますので、この質問票などによつて、その呼出し前にその欠格事由、あるいはその辞退事由があるということが認められるという者はあるわけでございますので、こういう者については呼出しをしないということになるかと思ひます。

それから、その後、裁判員等の選任手続において裁判所は、出頭した裁判員候補者に対して質問を行います。欠格事由あるいは辞退事由等があると認める者、それから検察官や被告人側による理由を示さない不選任の請求のあつた者につきましては不選任の決定をいたします。不選任の決定がされなかつた者について裁判員を選任する決定をするということになるわけでございます。この場合には、裁判員は、くじその他作為が加わらない方法として最高裁判所の規則で定める方法に従ひまして選任されることになるわけでございます。補充員を置くときも手続的にはこれと全く同じ

でございますので、補充員の数をどのぐらいにするかということを考えながらこの手続を進めていくと、こういうような手順になるということでは御理解を賜りたいと思ひます。

○木庭健太郎君 先ほどの議論の逆をちよつと聞いておきたいんですよ。何かと言うと、先ほどの議論というのは、自分でなりたくない、そういう人たちが選ばれたらどうするかという問題をずつと質問ありましたが、逆のケースというのは何かと言うと、例えば、今おつしやつたみたいに、この裁判員の候補者の中から一定数についてまず皆さん呼び出されて来るわけですよ。呼び出されて来る。そこで、じゃ理由を示さずにこれを選任の請求をすることができて、そして裁判所は不選任の請求があつた裁判員候補者については不選任の決定をするわけですよ。本人やりたいと思つていたと。ところが来た。仕事を休んでこの手続まで裁判所まで行つてやつた人間が、何で自分は選任されなかつたかというふうなことに疑問を感じるんではなかつたかと私なんかは逆に思つたわけですね。

つまり、この理由を示さない不選任の請求を認める理由というのは一体これは何なのか、そこをお尋ねしておきたいんですよ。

○政府参考人(山崎潮君) この不選任には二つのタイプがございます。その裁判の公正を確保するためと、その方策といたしまして不公平な裁判をするおそれがある者、これを不選任の事由としている、これは御理解が得られるだらうと思ひます。

それでもう一つは、当事者がその質問手続を通じまして、そのようなおそれがあると感じたといひまして、具体的な根拠に基づいてこれを明らかにするといふことは相当でない、あるいは困難であるといふような場合も考えられるわけでございます。

そういうことを考えているわけでございますけれども、なぜこういうことを守つて、こういう手続を入れたかということでございますけれども、

これは、やはりその裁判を受ける被告人側も、やっぱり最終的には自分が刑を受けるわけでございますので、その立場というものが配慮をしなければならぬということでございますので、例えば、もう明らかにこれは公平な裁判をする期待ができないという方もおられるかもしれませんけれども、そこまで至らなくても、そういう心配のあるような方がもしおられるといった場合に、理由を示すことはかえって適當ではない。しかし、自分としてはお引き取り願いたい、こういうものをやはり与えないと、やっぱり被告人の権利の問題、こういうことにも影響してくるわけですが、もちろん逆の立場も、検察の立場もあるわけでございますけれども、やっぱり裁判をきちつと公平にやっていたら、こういうことを前提にしてこのような制度を置いたということでございます。

したがって、裁判の公正を確保して当事者からも信頼される裁判体、これを構成することができるようになるという制度を設けたということになるかと思ひます。

○木庭健太郎君 確かに被告人の立場、検察の立場と、それ十分に配慮する必要があるでしょうけれども、逆に、そういう人がどんな出てもいいという人でも、裁判員の就任について強く、強い意欲があったと、ところが選ばれたというので何か物すごいショックを受けるかというふうな方も出た場合、これは、やはりこの裁判員制度というのは、成功させるためには積極的に裁判員になった義務を果たさうという人をどう確保するかという問題にもつながるわけであって、そういう意味でいけば、これは理由なく、理由なくという、理由を告げずにやる場合、その辺は逆にどう、今度は、被告人の立場、検察の立場から言いました。でも、選ばれた人たちの立場ですね、今度は選ばれた人たちの立場に對してどういう配慮をする必要があるのか。

私は、何かそこに対して一つの一定程度のものがなければ、これはやろうと始めた。しかし、実際に参加しようと思つて、あつ、来た。自分

は選ばれたんだと行つた。行つたら何か、あれ、選ばれないんだ。何なんだこれはというように、ことにもなりかねない面があるとも感じるんだ。けれども、そういう人に対してどういう配慮をすべきなのか、また配慮をしようと考えているのか、その辺について御答弁いただいております。

○政府参考人(山崎潮君) この制度の前提として、裁判員になることは、先ほどから出ておりますが、義務ではございますが権利ではないということがまず前提にございます。それともう一つは、仮に不選任請求、これの対象にならずに選ばれたといたしても、そこからまた最終的に六人、あるいは補充員の方を入れてもう少し多い数かもしれないけれども、その方を選ぶわけでございますけれども、これも作爲が加わらないような方法のいわゆる無作為抽出をするわけでございます。いろいろな形で選任されない方が出てくるわけでございます。

これについて、個々にどういうことであろうなりましたというのを、これ全部御説明するとなかなか難しいですね。例えばくじ引で当たりませんでしたということ、これをただ言うだけでは余り意味ない話でございます。そういう制度であるということをもう理解していただくほかはないのかというふうなことをもう加えていただかないと、このことについてでございます。

○木庭健太郎君 今おっしゃったように、義務であつて権利ではない、そういう位置付けは位置付けとしてどうにか理解しようとしても、やはり実際にそういうことに当たつた場合どう感じるのかという部分はありますので、そこは私は何なりかの方法、それは取りようどうあるかという、今御説明いただいたようになかなか難しい面もあると思ひます。しかし、そこはそこでお考えになられた方が、私はこの制度が成功するためには大事な一面だと思つておりますし、また別の面でちよつとお聞きしたいんですけれども。

この選任手続においては、この裁判員候補者の欠格事由、不適格事由があるかどうかを確かめるために、裁判長は候補者に対して質問することができるとなっています。候補者はその質問に対して正当な理由なく供述を拒んではならないとし、もし供述を拒めばこれ罰則まで規定をしているわけでございます。そういう意味では、裁判員のこの選任手続において裁判長がする質問というのは、質問として相当なもう十分吟味はされなければいけないと思ひます。またブライバシーに対する配慮みたいなものも必要だと思ひますが、そういった工夫や方策、どんなことをお考えか、御答弁をいただいております。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほどの御質問で若干言葉が足りなかつた点がございしますけれども、この選任手続で、この法案で若干の規定も、配慮規定を置いておまして、選任等の手続は「不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前において行われなければならない」とその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない」と規定をしておりますので、そういう点の配慮規定は置いてあるということでございます。その点は御理解を賜りたいと思ひます。

それから、ただいま言われました選任手続の点でございますけれども、この法案では、裁判員候補者のブライバシー保護のために裁判員等の選任手続は公開をしないという形を取らせていただいております。

それから、質問につきましては、選任に必要な限度においてなされるものでございまして、その限度を超えてブライバシーに踏み込むということは当然ないということでございます。先ほど言いましたような配慮規定ももちろん設けていたということでございます。

それから、候補者に対する質問でございますけれども、これにつきましては、一人ずつ行うかなどについて法案は特にその規定を置いておりませんけれども、質問あるいは回答の内容いかんによつては、裁判員候補者の回答を他の裁判員候補

者に知られるとブライバシーにかかわるという問題もございします。こういう点も踏まえまして、この規定の趣旨に沿つた運用がきちつと行われるように裁判所の方にもお願いをしまひたいというふうな考えております。

○木庭健太郎君 もう一つは、これ候補者になつて是非とも裁判員として審理や裁判に関与したいと思つていられるにもかかわらず、例えば様々な事情から決められた公判期日にどうしても出頭できない、あるいはその時期が例えば農村であれば農繁期で忙しいのもう少し先延ばししてもらいたいというふうなケースもあると思ひます。意欲ある国民の気持ちを逆に考えると、一定の期間であれば裁判員の延期制度を設けることも考えられないわけでは無いと思ひますけれども、そういう制度を設けるべきだと思ひます。検討の中であつた私も伺ひしております。この点についてどうお考えなのかもお聞きしておきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) ただいまの御指摘の点につきまして、確かに検討会等を含めていろいろ御議論がございました。これにつきましては、都合の付く時期というものがそれぞれの方によつてかなり時期がいろいろ、ばらばらであるということとございまして、そういうようなことになりますと非常に複雑なシステムを設けなければならぬということにもなるわけでございますので、その技術的な問題もなかなかクリアできないだろうということも一つ前提にございしますけれども、これ以外に、仮にじゃそういう仕組みができるとして、したとしても、裁判員を広く国民から公平に選ぶという建前を取つていくわけでございますので、その建前からして辞退が認められたその一部の方にまた優先的に裁判員となる地位を与えるという結果になるわけでございます。そういう例外的な取扱ひを認めるべきかどうかという議論になつたわけでございますが、やはりこれはみんな無作為抽出だという建前からいけば、一部の方に優先的な地位を与えるというのはやっぱり制度と

してはそぐわれない、こういう議論になったわけ
でございます。

そこで、こういうような制度は取り入れない
と。しかしながら、その場合には、裁判員の候補
者としてのプールの大きな母体があるわけござ
いますので、その母体にいったん戻して、そこ
また公平なくじで選ばれる方は選ばれるという
ところまでは戻すということにいたしましたけれ
ども、優先的な地位を与えるということは、それは
制度としてそぐわないだろうということから取り
入れないということにしたわけでございます。

○木庭健太郎君 次は、裁判員の権限の問題で、
これも先ほど一つ議論があつておりましたけれど
も、今回の裁判員制度というのが、一つの特徴は、
一般国民が公訴事実について有罪無罪だけでなく
量刑まで決めることになっていて、これどう
なんだという意見が先ほどもあつておりました。
ただ、量刑まで決める、つまりそこまで踏み込ん
でやることに對しての一つの意義付けは私はある
とは思つております。正に司法の民主化というも
のを考えるときの一つの大きな要素ではあると
思つてはおりますが、これ事務局として、この一
般国民である裁判員が事実認定をして量刑まで決
めることというこの意義について、どうとらえ
てここまで踏み込むことを決めたのか、それがあ
る意味では民主主義国家にとつてどういう効果を
もたらすのか、どういう認識でこをお決めにな
られたのかについて御説明を願いたいと思つて
います。

○政府参考人(山崎潮君) この関係の議論に関し
ましては、現在の裁判、基本的には順調に行われ
ておりますけれども、やはり時代の流れとともに
いろいろな国民の声が出てきておるわけござい
まして、そういう中で裁判に時間が掛かるとか
いふような問題がございますけれども、その中の一つ
の意見として、やはり裁判の刑についてもあると
きには重かつたり、あるいは軽かつたり、そのば
らつきというんですか、それからやつぱり国民感
情から見たときに、これだけの事件でこんなに軽

くていいのかとか、これだけのことで何でこんな
に重いのかと、いろいろなそういう御意見もござ
いまして、やつぱり国民の関心は、ある事件が起
こつたときにそれが有罪か無罪かというだけでは
なくて、仮に有罪である場合もその刑はどうある
べきかということまで非常なやつぱり国民の関
心事であるということで、こういう事態にあると
いうことでございます。

そうなりますと、単に有罪無罪だけを決めてい
ただいて、あとは量刑は裁判官だということにな
りますと、やつぱり国民の感覚が全部に入り切ら
ないということにもなるわけでございますので、
やつぱりそこは一体として参加をしていただい
て、そこで自分たちが感覚も入れてやつた裁判だ
ということになれば、それはやつぱり司法とい
うものが国民に信頼を得られると、こういうこと
なつていくという点から非常に重要なポイントで
あるということから、これ一緒に判断をしていた
だと、こういう政策を取つたわけございま
す。

○木庭健太郎君 そのときにももう多分意見が
あつたと思うんですけども、今全体の流れの中
で国民感情から見て、国民から見ると、その量刑が
どうだという今の裁判官の在り方の問題もある一
方で、やはり今の裁判の在り方というのは裁判官
がある意味の一つの経験則、全体の状況を見なが
らやりますから、量刑については一つの草案みた
いなものができ上がつておるわけですよ。例え
ば、こういう事件であればこうだと、一つのこ
ういものができ上がつておる。

ところが、もしこれ裁判員制度をやつていくと
なると、量刑まで決めるわけですから、どんなこ
とが起きるかという、各裁判員、それぞれ生活
環境とかいろいろ違うわけですから、それを自分
のものを基にしたがらそのことを判断することに
なれば、ある意味では、同程度の事件であつた
としても、それが行われる場所、裁判所の場所、若
しくはそのどんな裁判員が参加しているかによつ
てその量刑のある意味では今度逆にならつき、同

じ事件であつてもこのばらつきというものが生ま
れてくるような怖さも感じるんですけども、こ
の点についてはどんなふうにかえていらつしやる
んですか。

○政府参考人(山崎潮君) 確かにおつしやるよう
なその面も分らないわけではありませぬけれど
も、この量刑に関しては、まず裁判では検察
官の方から求刑がございまして、例えば、懲役十五
年にしろと、こういうような求刑があるわけござ
いまして、逆に今度被告人あるいは弁護人側か
ら、またその刑に関する弁論も行われるわけござ
いまして、そういう意味ではその事件において
請求する側と守る側がどういふふうにかえてい
るかという一応の指針が出てくるわけございま
す。こういうものを考えながら最終的に量刑を決
めていくということができまして、そういう意
味においてはそう大きなばらつきが出るかとい
う問題も出てくるわけでございます。

それからもう一つは、裁判の最後の評議のとき
にやはり裁判官の方から現在の大体判例の傾向、
こうなつておるとか、そういうような一般的な考
え方、今の状況についての説明はあろうかと思
います。そういうものを判断しながら最終的に決
めていくということでございますし、それからこの
量刑を決めるについても、裁判官と裁判員、これ
が両方の意見が必ずあつてその上で決まつてい
くということでございますので、そこで適正な量
刑が出てくると、こういう担保もされておるわけ
でございます。

最悪の場合というんですか、これでもどうし
てもという場合にはこれは控訴ができるわけござ
いますので、最終的にはその控訴審の是正という
問題も出てくるということでございまして、そ
れは三審制を取つておる意味が正にそういうこと
もあるわけでございますので、その制度全体で
調整を図られていくと、こういうことだろうとい
うふうには理解しております。

○木庭健太郎君 私は裁判員を導入した意味から
いえば、正直申し上げると多少のばらつき出てき

ても私はやむを得ないと思つておるんですよ。そ
ういふものが出てもいいという覚悟を持つてこの
制度に突入するしかないんじゃないかなというの
が正直な気持ちなんですけれども、いろんなもの
を含みながらおやりにならなくちゃいけない問題
だろうとは思ひます。

そしてもう一つ、この裁判員の権限の問題でお
聞きしておきたい問題で、これやむを得ないのか
とも思ひながらも、法案を見るとこの法令の解釈
にかかわる判断とか訴訟手続に関する裁判、判断
ですね、裁判じゃなくて判断、これは裁判官のみ
が行うというふうな規定をされておるわけござ
います。これ最初からどうかとも思ふんですが、
一般国民が裁判に参加する制度を創設するん
で、ある意味ではそういうところもこの裁判
員が関与するということの仕組みは作れなかつた
のかと思ひないでもない面もあるんです。ただ、
感じますよ。そういうものまで裁判員が関与する
ことになれば大変な、専門家がいないわけであ
ら、その部分からいろいろな負担が重くなる結果
にもなる、その辺でどういふことにはなつてい
るんだろとは思ひながらも、やはり創設するときに
裁判員が関与できる部分というのをある意味で
は判断する部分を限られた理由、この辺について
御説明もいただいておきたいと思ふんです。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに法令の解釈と訴
訟手続に関する判断、これについては裁判官のみ
で行うと、こういうシステムを取つておるわけ
でございます。

この法令の解釈に関する点でございますけれど
も、まず、専門的で複雑な法律判断を要求される
場合が多いということで、やはり負担が掛かると
いうことですね、裁判員の方に、これが一つで
ございまして、それから、やはり法的な安定性の見
地から裁判所間の判断の統一性も要請されるとい
う点もあるわけございまして、こういう点を考え
まして、法令の解釈ですね、これについては裁判
官のみで行うと、こういうふうにしたわけござ
います。

それから、訴訟手続でございますけれども、これもかなりその訴訟手続の判断というのは実体の法令の解釈よりもっと専門性が高く技術性が高い分野でございます。こういう点についてもやはりその裁判員の方に判断をしていただくというところは相当な負担になるということ。それから、例えば証人尋問の際の当事者の異議の申立てに対する判断とか、あるいは被告人の身柄に関する保釈とか、こういう判断もあるわけでございませうけれども、こういうような点については迅速な対応が求められるということになるわけでございします。これはやはりそういう点を考えますと裁判官のみで行った方がいいだろう、こういうような点も総合的に考えましてこのようなシステムにしたということでございます。

○木庭健太郎君　そして、今度は実際に裁判をやる時の問題です。裁判員は公判期日にももちろん出席して審理に参与するわけですから、裁判員が被告人に質問できるものもあり得ると思ひますが、その反面、これもいろんな議論あったと思いますが、裁判員がとんでもないような質問するという懸念というもの、これ一般の方が来た場合というのはそういうものに慣れてないわけですから、これもそういう懸念をおっしゃる方もいらっしゃるわけですね。

そこで、法律上はこれ、裁判員が被告人に対して質問することができると、こととするというこの理由について伺っておきたいと思うんです。

○政府参考人(山崎潮君)　これに関しても裁判員の方は法と証拠に従うわけでございしますけれども、少なくとも最後は自分の判断で事実認定をして量刑を決めるわけでございます。そうなりまして、やはり自らの問題意識で、例えば証人が来られたときにその疑問を聞いておくということですね、それから考え方を聞いておく、事実をもう少し聞いておく、こういうことは当然やっぱり必要になってくる、主体的に参加するためには必要になってくるということから、その質問をすることができるということにしたわけでございします。

す。ただ、これはやっぱり裁判のルールの中で質問をしていくということになるわけでございします。で、その公判期日等におきましては裁判長の訴訟指揮に従わなければならないということになります。その中で、裁判員がその審理の適正を損なうような不適切な質問、これを被告人にしたり、あるいは証人にするというような場合には、裁判長の訴訟指揮によつて是正ないし制限をされるということでございます。で、裁判長の許可を得てその質問をしますと、こういうシステムになっておりますので、自ら質問をするということ、それからおかしい、非常に不適切な尋問が行われるということがないようにと、両方の要請を満たしているということでございます。

○木庭健太郎君　今度は控訴審について。

先ほどから一審の裁判員制度の、迅速にやるのと、すると、あとは残りの問題は控訴審であり最高裁がある、いろんなお話がありました。今回の仕組みそのものは、一審において裁判員制度を導入するというものになっているわけでございします。

じゃ、これ、控訴審は一体どんなふうなことをお考えなのか。つまり、裁判員制度を導入するということが今回ないないわけでございまして、控訴審では裁判官のみで合議体で審理、裁判することになると。なぜ一審では裁判員を導入してやるのに控訴審ではしないのかと、この理由についてきちんと説明しておいていただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君)　これは、現在も控訴審は専門的に言えば事後審というシステムを取っておりまして、一審が行われたそのことについて、それが正しいかどうかをチェックをしていくと、こういうシステムになっておりまして、もう一度その対象になった事実についてそれを全部元から見ていくと、こういうことではないシステムでございします。そこが民事事件と刑事事件の違うところでございます。

そうなりますと、一審は裁判員制度で行ったと、それを事後的にチェックをしていくというシステムですね。そうなりますと、そのシステムは現在と変わらないわけでございまして、それは裁判官のみで事後的にチェックしてもいいのではないかと、そういうような構造を取っているということが一つでございます。

それから、控訴審でございますけれども、これは主に書面から成るその公判記録、膨大な記録があるわけでございしても、これによつて一審に提出されたその証拠あるいは主張、それからあるいは審理の経過を精査をいたしまして一審の判断の当否をする、審査をするという、そういうような控訴審のその現実の職務内容からいたしまして、このような経験のない裁判員が本来の力を発揮できる場面は非常に少ないだろうということから、その一審に、その負担も一審に比べて相当に重くなるということも考えまして、ここに裁判員の方に入つていただくのは相当ではないということから、控訴審については現行法どおりというふうにしたわけでございします。

○木庭健太郎君　その点も、まあ裁判員制度をどう始めるかという趣旨でいえば極めて私は妥当だといふふうに思つておるんですけども、ただ裁判員が関与をして出された第一審の判決、これが今度は控訴審に上がつていくと、控訴審に上がつた場合、裁判官だけです。控訴審は、この裁判官だけの控訴審がその判決を破棄して自判することについて、これは特に制限が設けられていないわけですね、今。

つまり、一般国民が加わつて行つた判断、これを今度は職業裁判官だけになったと、それを破棄して今度は自ら判断するということになった場合、今度、裁判員制度というのは何のために作るかという、国民の社会常識や多様な意見を裁判に反映させるといふ意味で始めていったと。これに反映させるといふその制度そのものを、もし破棄して自判するということにしてしまつた場合は、否定する結果を生みはしないかという危惧を

抱くわけでございまして、ある意味では控訴審というのは一審の判決を破棄した場合に自判することではない、これぐらいのことまですべきじゃないかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君)　先ほども申し上げましたけれども、控訴審は事後審とされているわけでございまして、第一審を破棄する場合には事件を第一審に戻す、差し戻すのが原則でございますけれども、事後審査のために用いた資料によつて直ちに新たな判決を言い渡せる場合に限つて自判できるといふふうになつておりまして、これは現在のシステムがそのとおりになっているわけでございします。

これを裁判員制度の場合に変えるかということでございますけれども、例えば、いろいろ検討の途中で出てきた議論でございしますけれども、控訴審で実は私は犯人ではないということでも身代わりであるという主張が出てくることがありまして、これについて身代わりの、その出てきた人の言っている部分、ことですね、その人の言っていることが非常に信用できるというふうな状況であるならば、これをわざわざ元へ戻してやるというよりも、それがもう明白であるというふうな場合には自判ができていいんじゃないかと。その人について、ですからもう無罪ということになるわけですね。それ以外のまたそのことに関して、いろいろしゃべつたことに関しての罪はまた別でございします。少なくともその事件についてはその人はやつていないということが明白になる場合に、わざわざ差し戻して、それで裁判員の方を入れてやる必要があるかという点も考慮する必要があるということから、現行法どおりの運用で、法制度で構わないのではないかと、こういうことでこの点については新たな規定は置かなかつたと、こういうことでございします。

○木庭健太郎君　逆に言えば、そういうことであれば、それで国民に理解を求める点で、御説明をいろいろな場で今後ですよ、要するに一審やつて、

この審理期間を短縮させるための方法、先ほども幾つかおっしゃっておりましたが、どういふふうにしてこの審理期間を短縮されようとしているのか、その方策によって裁判員が耐え得るだけの審理期間に短縮することは本当可能なのかなと、今までの事例が余りに長いものですから、大

れば本心に裁判員制度として動かなくなるおそれもございますので、これでは非きちつと短縮がされていくだろうということを期待しているわけでございます。

したがいまして、公判前の整理手続ですね、これについて若干時間が掛かってもそこでよく整理

この検討会は様々な裁判手続の特徴というもの
を考慮しながら、裁判手続の実施状況などにつ
いて実情を把握するための調査の内容や方法、あ
るいは調査結果の分析の内容あるいは方法、そ
ういったことに関して様々な視点から委員の意
見を聞くというものでございます。

これ、裁判員制の事件というものが理論的にこういった迅速化法の対象になってくるかどうかと
いいますと、それは刑事訴訟法の一形態でござい
ますから当然入ってくるということになります
し、これが二年を超えて裁判員制の事件が行われ

義務教育段階におきまして、児童生徒が法や決まりの意義、司法の仕組みを理解するとともに、社会の一員として法や決まりを尊重してより良い社会の形成にかかわる態度を育成することは大変重要であると考えております。このため、学習指導要領におきましては、社会科などの各教科等で法や司法に関する指導を行うこととしておりまして、例えば小中学校の社会科では、日本国憲法の基本的原則や権利義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判の働きなどを指導することとしております。また、道徳でも法や決まりの意義を理解し、遵守することなどを指導するなど、学校の教育活動全体を通じて児童生徒が主體的、積極的に法にかかわる態度の育成を図

ることとして、いろいろとございます。

さらに、社会教育におきましても、例えば社会人を対象にした大学の公開講座におきまして、現代企業社会と法や医療行為と法などの講座が設けられておりますほか、地域の公民館などの社会教育施設におきましても、各種講座の中で法律等に関する基礎的知識などを習得し、理解を深めるための学習機会が提供されているところでございます。

今後の法教育の在り方につきましては、学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させますために、昨年九月から、法務省の法教育研究会において検討が行われているところでございまして、文部科学省といたしまして、法務省と連携して、この研究会における検討に参加、協力しているところでございます。

今後とも、この法教育研究会における専門的な検討の動向も踏まえまして、法や司法に関する教育が適切に進められるように努めてまいりたいと存じます。

○木庭健太郎君 山崎事務局長、ちよつと文部科学省ともう少し、あと五年、これ通れば五年間準備期間ありますよね。その準備期間の間に、やっぱり少し、こういう新しい制度を始めるんであれば、社会教育の中でまずはどうこの裁判員制度の問題、知ってもらう場を作ること必要だと思ふんですよ。

そういう意味では、文部科学省にもお働き掛けなられて、もう少しいろいろな形でこれやらないといけないなという感じを私はしておるんですけど、是非御要望して、法案通せばあなたの仕事は終わるじゃないんですから、これからが大事でございまして、是非そういう点もお願いをしておきたい。

もう一つ、これやっぱ、これもいろいろ議論ありましたが、五年という準備期間を設けていると。確かに、もう少し早く法案通すなら始めた方がいいんじゃないかという意見もある。でも、実際始めるまでにはいろいろな検討も要るだろうと。

いろんなこと、その始めるまでの期間の問題については議論があった上で五年になっていきます。やっぱり五年、必要ですかね。

また、五年やるならば、大事なことはもうさつきから皆さん確認されていましたが、本当、頭を柔軟にしておいてもらって、是非いろんなことを御検討なされて、このもし五年が必要だとおっしゃるんであればですよ、不備な面があればもういつでも結構でございます。参議院先議で法案は審議いたしますので、是非直すべき点があれば法律も出していただきたいと、こう思いますが、ともかくこの五年の必要性の問題、どうお感じかを一応お話を伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) この五年かどうかというのもいろんな議論を経たわけでございますが、私はやっぱり五年は必要だろうというふうに思っております。

まず、周知徹底の問題でございます。これはやはり国民の方に、つらいけれども頑張ろうという気持ちになつていただかなければならないという点が第一点でございます。

それから、この準備について、これ法律ができましたも、これ最高裁判所の方でまた規則というものを作つていかざるを得ません。それから、現実にはそういう、その運用をどうしていくかということ、この協議も相当にやらなければならぬ、あるいは実験的に始めていかざるを得ないということもあるかと思ひます。それから、裁判所の方でいろいろ物的な設備等を含めました周辺整備を全部しなければならぬということもござい

それともう一つは、大きなものは、その弁護体制ですね。これ連日的に開廷をするといった場合に、弁護士さんをどう確保していくかということ、これ日弁連の方とまたいろいろ御相談はしなければならぬと思ひますけれども、そういうことのために、セルフティーネットとして日本司法支援センターですが、これを作つてその運用をしていくということで、また法案の方も御承認い

ただくわけでございますけれども、これを先行的に制度としてスタートさせて、これが安定的に動くようにしてからこの裁判員制度を導入しない、と、実際やろうとしてもその体制ができないということになつたら、これは制度として欠陥であると言われかねませんので、その運用をきちつとまず見たいということですね。

それともう一点、午前中からずっと議論が行われておりますけれども、要は、裁判官、検察官、弁護士、これのプロ意識改革が必要でございまして、どうしても難しいことを難しく言うということになるわけでございまして、難しいことを易しく言うとか、これが一番難しいんですけれども、このことを本当に染み付くように、ちゃんと研修を経て自然に出てくるようにしないと、とても旧来の裁判に残るわけですから、両方に対応できる頭を作らなきゃいかぬ。これが非常に難しい。それを意識改革するためにはある程度の時間は必要であらうと、こういうふうにかえていくわけでございます。

それ以外にも、先ほどございましたけれども、いろいろ練つていつて、不都合が生ずるならば、そこは柔軟に対応して、必要な改正はお願いをしたいというふうにかえていくところでござい

○木庭健太郎君 最後に大臣に、何回も私は大臣に聞くときは、国民の周知が最大課題ですと、もう何回も申し上げながらやつてまいりましたが、まず、今日の質疑を締めくくるに当たつて、大臣のこういう問題に対する決意伺つて、質問終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君) 私、この制度に取り組むに当たつて、大変実は認識を新たにしたいところがございます。それは、この司法制度改革に取り組むに当たつて、言い出したときがたしか橋本総理のころでございまして、それから小淵総理、森総理、そして今、小泉総理が、これを五年掛かつて仕上げようということの内閣として取り

組んでまいりました。その本部長が今、小泉総理ですが、私も副本部長としてその一助を務めておるわけでございまして、実に壮大な取組でございまして、言い出したときにも実は、やれるかどうか実は見込みが十分でなかつた。しかし、ついに法案を十本にわたつてまとめまして今御提案し、審議をいただいておりますわけでござい

す。しかも、先ほどお話がありましたとおり、衆議院におきましては相当多面的な御修正はいただきましたが、全会一致という正に記録的な、新しい法案にしては大変な実績もちょうだいし、そして今参議院におきましてそれぞれの分野から更なる御検討をいただいております、こういうことでございまして。やれるかどうかはつきりしないという中で五年という歳月がいかに実は値打ちがあつたかということをお願いしたいわけでござい

ますが、これからこれを更に実行に移していくためのやはり準備は、ただいま事務局からもお話がありましたとおり、ハード、ソフト両面にわたつて相当なやりの準備が必要だと。

おかげでさまでロースクールの方も今順調にスタートしております。あと二年、三年すれば相当な数の法曹の卵がひなになつてかえつてくると、こういう楽しみもあるわけでございましてから、一連のそういった全体の制度が正にそれぞれが補完し合い、相互に均衡し合つた中でこの制度が実を、実効を有する状況になると、こう考えておるわけでございまして。そのためにこそ、正に国民の皆様によくその制度を理解していただき、積極的に御参加いただけるような状況を作ることがこれからの我々の大きな課題と考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく御指導のほどお願いしたいと思ひます。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

本会議に続いて質問をさせていただきますが、朝からの審議にありますが、裁判員制度が本

議院での議論が大変大事だと思っております。裁判員制度に今後参加をしていく皆さんが、当時、国会ではどういう議論がされたんだろうかということ、議事録をきちんと見る方もいらっしゃる。そのときに本当に分かりやすい議論がされているということが大事だと思うんですね。

先ほど、プロの意識改革が必要で、難しいことを難しく言う傾向があるということが言われましたけれども、むしろ簡単なことを難しく言うという場合も結構多いなということを私はこの委員会です。是非、国民に分かりやすい言葉での答弁を、とりわけこの法案での審議ではお願いをしたいと思っております。

本会議でも申し上げましたけれども、この裁判員制度が、長く職業裁判官が独占をしてきた日本の裁判制度に国民が参加をするという点で大変大きな意義があると思っております。そして、そういう改革の実を上げるためには何を改革すべきなのかと、現状はどうなのかと、このことの認識というのが私は土台になると思っております。

本会議でも、日本の刑事裁判が有罪率九九％で世界でも突出をしているということを挙げました。そして、その下で少なくとも冤罪事件も生んできたし、捜査段階で自由をしたけれども、あれは強要されたんだということで公判で否認をされるという場合も少なくないということも指摘をいたしました。その上で、現在の刑事司法の認識を大臣にいただきました。大臣からは、基本的に国民の信頼を得ているという答弁でありました。私も、国民の多数が今の日本の刑事裁判に不信感を抱いているとかそういうことを言うつもりはございませんし、法治国家としてそういうことはあってはならないことかと思っております。

ただ一方で、午前中の審議にもありましたように、刑事裁判にかかわった皆さんからは、例えば絶望的という言葉もありますけれども、様々な問題が指摘をされてきました。そして現に、世界に例を見ないあの免田事件のような、死刑確定事件での再審無罪になった例などもあるわけです。こ

うした少なくとも冤罪事件などが発生してきた、こういうことからどういう教訓を酌み出されているのか、まずこの点を改めて大臣にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(野沢太三君) 刑事事件で、正に今委員御指摘のとおり、有罪が無罪か、しかも死刑を含めての御議論をこれから考えていかなきゃいかぬということになりますと、大変この今行っております議論は重い課題をしょっておるということ、私は私もよく認識をしておるところでございます。

今委員御指摘の無罪判決が言い渡された事件で、しかもそれが冤罪として後で修正された、こういうのも幾つかあるわけでございますけれども、その内容、理由については様々でございますが、起訴処分について申し上げますと、検察官は刑罰権の実現が国家的な問題であり、かつ検察官には公益の代表者の立場から実体的真実を追求することが求められていると、これは、従来から、自ら被疑者を取り調べるなど所要の捜査を遂げ、収集された証拠を検討し、有罪判決を得ることができるとの高度の見込みがある場合に初めて起訴を行うということの中で裁判をこれまで実行してきたと承知しておるわけでございます。

もとより、この結果としまして検察官の主張が認められず無罪判決が言い渡されて確定する場合もありますが、その場合においては、無罪判決等において指摘された問題点を踏まえまして、検察当局としても更に客観証拠の収集に努めるとともに、取調べに当たっては自由の任意性や信用性の確保に努めるなど、捜査が適正に行われるよう努力しているものと承知をいたしております。

あくまで証拠をしっかりと集める、そして適切な法令の適用を図ると、ここに更なる努力を費やすべきだということで、今後とも冤罪等の発生がないように努力をしなければならぬ、心して取り組む最大のポイントであると思っております。これは制度がどのように変わらしても、この基本については変わりはないと考えております。

○井上哲士君 心して取り組む最大のポイントだ

と、こういう答弁でありました。

ただし、問題は、こうした幾つかの冤罪事件の中で、やっぱり警察や検察の言わば不当な捜査などによって起きたものが幾つか指摘をされております。

例えば八五年の七月に徳島地裁で、初めて死後、被告人が死後に再審をされ、無罪になったという徳島ラジオ商殺し事件という有名な事件がありますが、これは、有罪になった決め手は店員の証言であつたわけですが、その後、判決後に検事の誘導、強制によつてその証言をしてしまったと、こういう告白をいたしまして、そしてその後、再審が開始をされ、無罪が宣言されました。この二人の店員は、その後、そのうちの一人は告白の手記の中で、自分は途中で過ちと思つたけれども、もし証言を取り消せば偽証罪になると、こう思われたので公判廷において偽証を続けてしまったんだと、こういうことを手記の中で告白をしております。

それから、これは昭和五十七年の一月に最高裁で有罪の判決破棄になった鹿兒島夫婦殺し事件というのがありますが、これも、判決の中では警察による証拠の捏造というような問題も指摘をされております。

それより前でございますと、いわゆる松川事件で諏訪メモという、被告人に有利な証拠を隠したという問題も指摘をされております。

こういう警察や、警察によつて事実上作られたようなこうした一連の事件というものについてはどういった反省を法務省としては持つていらっしゃるのか。

○政府参考人(橋渡利秋君) 先ほど法務大臣からも答弁がありましたとおり、具体的事件におきまして無罪判決が言い渡される理由は様々でございますが、一般論として申し上げますと、検察当局におきましては、無罪の判決が確定した事件又は有罪の判決が確定した後に再審で無罪となった事件につきまして、裁判書及び訴訟記録等を精査するなどして捜査及び公判並びに再審の具体的経過に

照らしながら、物証を発見、収集した状況やその鑑定状況等の物証にかかわる捜査の観点、供述の変遷や裏付け証拠の有無等の供述の任意性、信用性にかかわる捜査の観点、事件発覚の端緒から事件を検察官に送致するまでの司法警察官等による捜査の観点、公判における立証の観点、再審請求審及び再審公判における対応の観点等のあらゆる観点から問題点を吟味し、これらにより把握しました問題点を踏まえ更に客観証拠の収集に努めるとともに、取調べに当たっては自由の任意性や信用性の確保に努めるなど、捜査が適正に行われるように努力してきているものと承知しております。

○井上哲士君 幾つかの事件挙げましたけれども、過去の話で済まないことであります。

昨日、東京地裁で、通勤電車で痴漢行為をしたという、と言われる元会社員の男性に無罪判決が出されました。報道によりますと、本人は電車のドアに挟まったコートを必死に出そうとしていたと、それを若いOLが見ていて痴漢ではないと言ってくれたと。これは冤罪だということを訴えたわけですね。そして、結局その人が、目撃者が出てきて無罪になったわけですが、男性は報道によりますと、検察と、検察にも事情を説明したけれども調査に残してもらえなかったと、拘留所は、拘留は約五か月に及んだと、こういうことであります。報道では、次席検事の方が反省すべき点があると言われたということは昨日言われておりましたけれども、現に今もこういうことがあります。

私は、やはり冤罪というのは一件たりとも起きるはならないことかと思っております。こうした、しかし不幸なことが起きてきた、こういう問題を抱えてきた日本の刑事司法に裁判員という形で国民が関与をするということ、そして国民の一般的な常識が刑事司法に反映させられるということ、これが今回の裁判員だと思っておりますが、その国民の一般常識が反映するということの意義については、大臣、これはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(野沢太三君) 死刑再審・冤罪事件の反省という点では、国民の良識を刑事司法に反映させることは大変これ意義があると、委員御指摘のとおりだと思います。

様々な現在の裁判制度に関する御批判、御意見があることは承知しておりますが、私はこの裁判員制度の導入によりまして、広く国民の皆様が裁判に参加する、それによって今まで御議論いただいておりますように、証拠の取りそろえ、あるいは論点の整理、そして事前の問題点の検討と、こういった事柄を通して私はこの冤罪に関してその可能性といえますか、間違いを起す機会というものは確実に減っていくんじゃないかなど、こう思っております。

やはり、何といたしましても、分かりやすく、速く、そして公平にやろうというこの趣旨からいたしまして、この制度はやはり間違いを正す、やはり大勢の人が判断をする、いろんな違った目で物事を見て考える。このことは、やはりこの冤罪事件に関しても、直接的に響くかどうかはともかくといたしまして、大きな意味では大変これ効果のある制度ではないかと期待をいたしておるわけでございます。

○井上哲士君 間違いを起さないということに期待をしていると、こういうことであります。その上でも大事なことは、やはり刑事裁判の原則というものが本当に貫かれることだと思えます。確認をいたしますけれども、疑わしきは被告人の利益にと、こういう刑事裁判の原則というのは当然この裁判員制度の下でも堅持をされると、これはここでよろしいですね。

○政府参考人(山崎潮君) 疑わしきは被告人の利益という刑事司法の大原則でございますけれども、これは直接成文法に規定があるというわけではございませんで、いろんな解釈から出てくるということになるわけでございますけれども、この法案では、裁判員は職務遂行に関する一般的な義務として、「法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない」としているわけでございませ

すので、その法令の解釈等も当然ここに入りますので、この原則は当然適用があるということになるかと思えます。

○井上哲士君 当然適用されるということであり

問題は、現在の裁判にこの疑わしきは被告人の利益にという原則がしっかりと貫かれているかどうかということだと思ふんですね。私も元裁判官の方等からお話を聞く機会もありますけれども、ずっと刑事裁判にかかわっておりますと、裁く側、言わば検察の側からのバイアスが掛かってしまつと、こういうことをお聞きをすることがあります。

最近、元水戸地裁の所長で東京高裁の判事部総括を経験された木谷さんという法政大学の教授が「現代刑事司法に大変興味深い文章を書いておられました。こう言われているんですね。

この疑わしきは被告人の利益にという立場に忠実であろうとすれば、起訴された被告人が一見犯人らしく見える場合でも、合理的疑いの超えた立証がされたと認められない限り無罪の判決をしなければならぬ。これは、社会秩序維持の役割をも担う裁判官にとって、かなりの心理的負担となると。そのため、被告人が虚偽の弁解をしていたり、訴訟外で怪しげな言動をしていたりすると、証拠は足りないが実際は犯人に間違いのないではないかという考えが頭をもたげてくると。しかし、そういう考えで刑事裁判は、えてして冤罪につながりやすい。これは経験の教えるところであるということを、自らの刑事裁判にずっとかかわってきた経験として言われております。

こういう、言わばプロとしてかかわってきたときに、裁く側のバイアスが掛かってしまつと、こういう指摘についてはどのようにお考えでしょうか。事務局長。

○政府参考人(山崎潮君) ちょっと私、その論文読んでおりませんのでその詳しい内容は分かりませんけれども、少なくとも裁判官は法と証拠に従って裁判をするわけでございまして、そういう

観点からバイアスが掛かるというのはちょっと私も余り納得はできないところがございまして。

やはり、それは個々の方の感じ方によるわけでございまして、その点について私はとやかく申し上げるつもりはございませんけれども、今回この裁判員制度を導入したというその視点につきま

しては、今申し上げた、そういう指摘されたようなことに対応するのではなくて、裁判、基本的に順調には行っておりますけれども、時代の変化とともにやっぱり周りが要求するものが変わってきているわけでございまして。それから、個々に見れば、それはいろいろな問題点もあるということ

でございまして、そういう点を解決をするという観点からこの制度の導入をさせていただいているわけでございまして、ただいま言われたような点からそれを解消するためにこの制度を導入すると、そういうものではないというふうに理解をいただきたいと思います。

○井上哲士君 ちょっと最高裁にお聞きをいたしますが、疑わしきは被告人の利益にというこの刑事裁判の大原則というのは当然選ばれた裁判員の方々にきちんと説明をされなくてはいけないと思

いますが、それはどの機会にどのような形で説明をされるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 疑わしきは被告人の利益という、これは刑事裁判の大原則であります。この点についてきちつと理解をしていただくということがやはり裁判員にとって極めて重要であるというふうに私も思っております。

その機会、いつどのような方法で行うかということにつきましては、一番裁判員がその点を理解し分かち得る場面というところできちつと行う必要があるだろうと思っております。それが一回で済むのか、場合によっては、事案によっては何度か行うということも考え得るところだろうと思っておりますので、今後どの場面でのような方法で行うのがいいかという辺りを実際の運用を頭に置きながら考えていきたいというふうに

思っております。

○井上哲士君 私は、大原則ですから言わば審理に入るまでにこの点は徹底をするべきだと思うんですが、例えば選ばれた直後の説明とか、そういう最初の段階ですべきだと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 一つの考え方としてそういう選択肢、十分あり得るだろうと思ひます。

先ほど申し上げたように、どこで一番説明するのが分かち得るかというところをもう少し詰めて考えてみたいと思っておりますので、いずれそういったことについても私も私として十分な検討をしたいというふうに思っております。

○井上哲士君 先ほど山崎局長の答弁がありましてけれども、衆議院なんかの答弁を見ておりました、やはりプロは物の見方がだんだん狭くなつてくると、そこに国民の常識が入ることが大変大事だということを答弁もされているかと思うんです。

先ほどの木谷さんの結論というのは、裁判所はあくまで常識、換言すれば健全な社会通念に従い素直な判断をすべきであり、証拠の不足や想像を、臆測で補うようなことがあつてはならないと、こういうことを述べられて、裁判員制度の発足を間近に控えた現在、このことは一層強く意識されるべきであると、こういう結論なんです。

私はやっぱり、改めてこの裁判員の方に疑わしきは被告人の利益ということをいろんな場面で今徹底をするというお話がありました。そういうことを議論をする中で、とかく物事の見方が狭くなる中、言わば裁く側に知らず知らずのうちに偏つてしまつたような見方も正していくと、こういう契機に私はこの制度をするべきだと思うんですけれども、改めて答弁をお願いします。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど私申し上げたのは、長くやっている検察のバイアスが掛かると、そういう見方については私はちょっといかが

かといふふうに申し上げておりますけれども、ただ私、元々この制度を考えるときに、非常に裁判というの、裁判官というのとはなかなか外へ出て自由に行動できない制約もございます。そうなりますと、物事を一定の方向から見るといふことになるわけでございます。物事が自分の見えている面を見るところでございまして、どうしても、じゃ、その裏側は本当に見られるかということになりますと、なかなかそこまで目が行き届かなない、あるいは見る範囲も長年仕事をやっておりましてどうしても狭くなつてくると、こういうことになるわけでございます。

それで、このまづ弊害を取り除かなければなら
ないということから、今法案として御承認を得た
く、得るべくこの国会に提出しておりますけれど
も、判事補あるいは検事を二年間弁護士として職
務をさせて、それで元へ戻すという、こういう制
度を提案させていただいておりますけれども、ま
づそういう点で裁判官は外に出て物事の裏側も
ちゃんと見るようにということをごいまして、
それがまづ必要であろうということをごいまし
ます。

ただこれは二年という限られた期間でござい
ますので、それだけでは十分ではないということ
でございまして、そこで国民の方に裁判の中に入
つていただいて、裁判官から見ると物の見方、そ
れだけではないということもその中に反映をさせ
ていただいて、それで常識的な落ち着きのある判
決、これをするることによつて国民にも司法が納
得してもらへるものになると、こういうことからこ
の制度を導入するということでございますので、
言われている点が似て非なるものだといふうに
考えております。

○井上哲士君 私は、繰り返しになりますけれども、やはり国民の健全な常識が裁判にかかわるといふことが、やはりいろいろなところから指摘をされてきた日本の刑事裁判の問題の改善につながるものであるといたしまして、そういうものとして作られていく、改善もされていくことを強く

く求めておきます。

その上で、幾つか具体的な点について質問をいたします。

本会議でも、この裁判員制度がその意義にふさわしいものになるためには二つの柱が必要だということを書べました。一つは実質的に裁判員の方々が裁判に参加できるような制度にすること、それからもう一つは参加しやすい、参加したくなるような制度にすることが必要だということでありますが、まず実質参加という点についてお聞きをいたします。

この点で、繰り返し合議体の構成ということについて質問をしてみました。やはり裁判員が自由に発言をプロの前でできるようにするために、この問題は非常に大事だと思っております。例えばイタリアでは、戦後、国民の意見をより反映させようということで、参審員の数を五人から六人に増やしております。我々は裁判官一名に裁判員九名が必要だということを提案をしておりますが、少なくとも裁判員は裁判官の三倍は要するというのが多くの関係者からも出されております。

この間、この問題を議論いたしますと、通常の合議体が裁判が三人で行われると、それとの整合性ということを盛んに言われるんですが、例えばイタリアなどは通常の裁判は三人、そしてこの参審制では裁判官が二人に減ると言う、こういう制度にもなっておりますね。

ですから、私は、全く新しい国民参加の制度を作るといふことから、そこでの整合性というよりも、本当にいい制度を作るといふ点でこの裁判員の数というものをやはり三倍以上といふことを考えることが必要だと思ふんですが、その点、改めてどうでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) イタリアは確かにそのような制度を取っているということでございますけれども、私ども、この制度を導入するに際しまして世界の各国のその在り方等についても研究はいたしました。ただ、私ども、この制度を安定的に進めていくという見地から考えた場合に、現在

行われている裁判、これもあるわけでございまして、これについては大事な事件は三人で行っていただく、こういうことでございます。

今導入する裁判員裁判の対象事件につきましては、現在三人で行われているものの一部分、これを行うわけでございますけれども、残りの部分については裁判員の対象とならない事件も三人で行うということになるわけでございます。そういう関係から、やはり裁判はきちつと裁判官三人で法律問題等を判断して、その上で決めていくというルールが前提になっておりまして、それよりもっと重い事件につきまして、裁判官の数を減ら

すということが、やはり制度のバランスとしてこれでいいのかという問題は当然出てくるわけでございます。この裁判員制度の中でも法律の解釈につきましては、これは裁判官の専権になるわけでございます。それから、訴訟手続も同じでございますけれども、この法律解釈の中には憲法に違反するかしないかというような重要な判断も当然に入ってくるわけでございます。こういう判断につきましても、やっぱりきちつと行っていくとい

う点から考えますと、やはり三人の裁判官が必要になると、こういう結論に達したわけでございます。

それと、裁判員の数でございまずけれども、これは全体として余り人数が多過ぎるとかえつて主體的、実質的に参加をすることができなくなつて

しまうと。どうせだれかが意見を言ってくれるんだから、それから意見を言う時間もないから自分
は黙っているということになるわけでございます
ので、そういうことにはならないような範囲の人
数にしましょうと。

この二つの大きな命題を前提にいたしまして、

○井上哲士君 現行制度との整合性を改めて強調されたわけですが、今度の法案では裁判官一人

裁判員制度でなく裁く場合には合議体三人で行われるわけですね。その点でいえば整合性が考慮されていらないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

〔政府参考人（山崎清老） 確かに、この裁判員制度の対象になる重大な事件、その中でも、準備手続を経まして争点の有無がはっきりしてくるわけでごさいますけれども、その中で被告人が事実関係と争っていないという事件、これがございます。その中でも、それ以外にも法律の解釈、あるいは訴訟手続上の問題等、それから情状でございましてね、刑の量定についてもそれほど厳しい状況にはならないというようなもの、こういうものの中には、ある場合には三人と六人という大きな単位のところでは、判断をする必要はないのではないかと、いうことから一人と四人と、こういうものを作ったわけでごさいます。

これにつきましては、バランスでございますけれども、裁判官は一人でございますけれども、これは法律解釈上の問題等が余り起こらないということをおある程度念頭に置きながら考えているわけでございますので、その点では裁判官は一人ということで可能であるということになるわけでございますが、ただ、量刑等の問題についてはどうするかということでございますけれども、量刑についてもやはり複数の目で見るということが必要に

なつてくるということから、裁判官と裁判員、必ずしも同じ形ではないんですけれども、やはり複数の目をもって見るということから四人の方に入つていただいて、五人で量刑についても全体を見ていくということになればそれなりの正しい結論が出てくるんだらうということでその一人と四人という構成を考えたということでごさいます。て、やはり量刑でありまして複数の目できちつとチェックをすると、こういう点の要請は同じであるというふうに考えておるわけでございます。○井上哲士君　そういう考え方であれば、私は、複雑な問題であつても一人の裁判官と九人の裁判

員、十人の目で大いに議論をするということもあり得るし、それがむしろ必要だということを指摘しておきたいと思ひます。

その上で、今度は評決の問題でありますけれども、陪審制や参審制などの場合に、合議体における評決要件というのはヨーロッパなどではどういふふうになっているでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ちよつと主要の五か国の評決要件について御紹介をいたします。

アメリカでございませうけれども、連邦の関係では、陪審員十二名、全員一致で決めるということですから、それから、イギリスも陪審員十二名全員の一致ということですから、それから、ドイツの、地方裁判所でございませうけれども、有罪評決は裁判官三名それから参審員二名の三分の二の多数決ということでございます。フランスは、裁判官三名、参審員九名の三分の二以上の判決と。それから、イタリアでございませうけれども、裁判官二名、参審員六名の単純多数決という、このようにばらばらに分かれてゐるという状況でございます。

○井上哲士君 イタリア以外は全員一致ないしは三分の二というのが基本になつております。刑事罰を科すという重大な問題を決めるわけですから、私は当然だと思ふんですね。

法案ではこれは過半数ということになつてゐるわけですが、やはり評決要件はそういう既に参審制を取り入れている諸外国の流れなどを見ましても三分の二にするべきではないのか、とりわけ死刑判決という重大な結果をもたらす場合は全員一致にすべきではないのかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 世界の各国はいろいろな在り方があるんですけれども、例えばドイツ、今三分の二の多数決というふうに申し上げましたけれども、これは裁判員裁判以外の裁判についても同じルールでございませう。世界の各国、いろいろな在り方がそれぞればらばらに分かれております。私どもの考えた理由は、現在、裁判のルールは全部単純多数決で決めていくということで動いて

いるわけでございます。これは別に刑事に限らず、民事であつても全部そのルールでやるということになつてゐるわけでございます。例えば刑事事件、現在行われてゐますのも、これは三人の裁判官であれば三対二になりますけれども、これはただ多数決ということであつたまま裁判官の人数の構成がさうだからさうなるというだけでございます。これは最高裁に投影してみますと、十五人の裁判官でございませうので八対七ということでの多数決でございませう。これによつて、死刑であつたとさうでないものであつたとそこで決めていくと、こういうルールを取つてゐるわけでございます。

そうなりますと、そのルール全体の在り方をもし考えるならばまた違ふ論点が出てくるかもしれないけれども、現在、そのほかの点についてもすべて問題があるという指摘はございませう。したがつて、この裁判手続を導入するからといつてこれだけを特別に扱わなければならぬという合理的な理由は私どもはないといふふうに考へまして多数決ということを取つたわけでございます。

○井上哲士君 確かに、現行、過半数でけれども、先ほどありましたように、高裁にしても地裁にしても合議体は三人ですから三分の二と、過半数といひましてもなつてゐます。それから、最高裁でも小法廷は五分の三ということになるわけですね。ですから、八対七という大法廷というのはめつたに行われないうわけでありまして、實際的に言へば三分の二のような運用もされてきたという問題もありませう。

それから、この裁判員制度自身が広く世界各国で行われてきてゐる、そういうものとして日本でも導入をしていくという中で、やはり今の日本の在り方というところにこだわらず、新しい制度として、そして外国の例も見てやはり三分の二ということを考えることが必要だと思ひますけれども、改めていかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 現段階においては私は

過半数、これが相当であるといふふうに考へておりますけれども、これをまた運用していつて、世界のいろいろな例、これもフォロウしながら、将来的にどうするかという問題はあり得るかと思ひますけれども、ただ、現在においてはこれでスタートをすべきであるといふふうに考へております。

○井上哲士君 次に、評議、評決の在り方についてお聞きをします。

十分な評議を行なひないうままに評決で簡易に結論を出すといふことは絶対あつてはならないと思ひますし、審議会の議論でも、そして検討会の議論でも、原則全会一致を目指すべきだと、こういうことが繰り返して議論をされてゐたと思ひますけれども、原則全会一致を目指すべきだと、この点は確認してよろしいですね。

○政府参考人(山崎潮君) 基本的にみんなが一致して結論を出すといふのは、それは望ましい姿であるといふふうに考へます。

○井上哲士君 そうしますと、そういう原則全会一致を目指して、そしてそのことによつてできるだけ多くの裁判員の皆さんが率直に意見を出せるようにする、そういうやはり評議の進め方といふものがある程度ルール化をしておくことが必要だと思ふんですね。

例えば、裁判員の前に裁判官が意見を言わないう、裁判官は最後に意見を言ふとか、そういう形で多くの意見を引き出すというやり方が必要かと思ふんですが、この運用に当たつて、最高裁としてはこの点いかがお考へでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 裁判員の方に積極的に評議に加つてゐた、だいて、裁判員の健全な良識が裁判に反映されるということがこの制度の趣旨であると思へば、裁判員からできるだけ多くの意見が出される、そして裁判官との間で実質的な意見交換がなされていくということが必要だと思ひます。

ただ、評議といひますのは千差万別といひますか、事案によつていろいろ違ひます。それから、その評議の中でどなたが一番最初に発言してもら

うのがいいかといひたつた辺りも裁判官はそれまでのいろいろな経過を見ながら考へていくことでありますので、そこら辺りのところをルール化していくといふのはちよつと硬直化してかえつて動きにくくなるのかなという懸念もございませう。

そういったこともありませうので、今後慎重に検討していく必要があるかと思つております。

○井上哲士君 イタリアなどは法文の中に明確なルールがあるようであり、フランスなどでも明文のルールがあるかと聞いております。硬直的なルールにするかどうかは別として、いろいろな方法でのルール化といふのは、私は工夫できると思ふんですね。

いづれにしても、裁判官が言ひたつた議論を引き出すといふようなことがないようには、先ほど事務局長からありましたように、本来、やつぱり全会一致を目指して大いに議論をするといふ本来の立法の趣旨であるとか、それからさういふための評議のガイドライン的なものを作るであるとか、そのための研究、研修をするであるとか、そういうことも必要かと思ふんですが、その点はいかがでしようか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 委員御指摘のとおり、合議において評議を尽くすといふことは当然であります。実際の運用の場面でも、きちつと評議を尽くして、できるだけ全員が同じ意見になるように議論を進めていくんだらうと思ひます。

こういった合議において評議を尽くすべきといふことは、裁判官にとつてはこれは現在でもさうですし、これから裁判員が入つた裁判でも同様だらうと思ひます。こういった考へを予想してゐる、また法律自体がさういふものを予想してゐる、想定してゐる、あるいは期待してゐるものでありますので、さういふ趣旨についてはきちつと周知を図つていきたいと思つております。

○井上哲士君 その上でちよつと評決についてお聞きをしますけれども、事実認定とか、それから無罪か有罪か、量刑をどうするか、こういうこと

が、いろいろな評決があるかと思うんですが、それぞれどういうやり方になるんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 事実認定と量刑についてちよつと分けて現実はどうなるかということをお願いしたいと思えますけれども、まず犯罪事実の認定でございます。

例えば被告人の犯人性というんですか、被告人が犯人かどうかという点について争いがある殺人事件で、裁判員の五人の方は被告人が犯人である、こういう意見を述べたということを前提にいたしまして、裁判官三人及び裁判員の一人、これは被告人は犯人とは認められない、こういう意見を述べたということを前提にしたといたします。刑事裁判におきましては、検察官が犯罪事実の立証責任を負うということにされておりますので、そうなりますと犯罪事実の一部であります被告人が犯人であるということの立証がされていくかという点が評決の対象になることになります。

ただいま申し上げた点で申し上げますと、裁判員五人が被告人が犯人であるという意見でありますので、合議体の総数九人の過半数に達していることにはなります。しかし、この法案ではそのルールは単純には採用しておりませんので、両者の意見が反映された上の過半数、こういうルールを取っております。

そこで、その五人には裁判官が一人も含まれていないということから、この法案の六十七条一項が要求しております裁判官と裁判員の双方の意見を含む過半数、これにはなっていない、達してはいないということになります。したがって、評決によって被告人が犯人であると認定することができないということになります。結局、被告人が犯人であることの立証が十分にされていないというところに帰着するわけでございますので、これは判決で無罪の言渡しをする、こういうようなルールになるということでございます。

それから次に、量刑でございます。量刑については、設例は、裁判員五人が被告人は無期懲役に処すべきであるという意見を述べた

て、裁判官の一人が懲役二十年、それから裁判官の二人とそれから裁判員の一人、残りの一人は懲役十五年の刑が相当であると、三つに分かれたということをお願いしたいと思えます。

それで、裁判員五人が無期懲役という意見でございますので過半数には達していませんけれども、その五人の中には裁判官が一人も含まれていないということになりますので、先ほど申し上げました法案の六十七条二項、この評決の要件を満たさないということになるわけでございます。そうなった場合には、裁判官一人の意見を含む過半数の意見となるまで最も被告人に不利な意見の数を順次有利な方に加えていくという、こういう作業をするわけでございます。その中で最も利益な意見である、そうなりますと懲役二十年の刑について評決が成立をするということになるわけでございます。

こういう手順というんですか、考え方で決まってくるということでございますので、ちよつとやや複雑ではございますけれども、この辺のところを御理解賜りたいというふうに思います。

○井上哲士君 常に被告人の利益にという形で評決がされていく、こういうことでありますが、先ほどのルールとの関係でいいますと、少なくとも評決に関しては裁判官が自分の意見を述べるのは最後にする、これは明確なルール化をしたらどうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この法案でも、裁判長は評議に当たって裁判員の方が十分意見が言えるように、そして適切な審理ができるようにという配慮義務規定ですか、これ六十七条だと思えますけれども、ここで設けておりますので、この規定によりまして、実際の運用も、裁判長はまず裁判員の方に意見を言っていたら、その上で審議を始めていく、こういうようなことになっていくだろうというふうに予想をしております。

○井上哲士君 アメリカの陪審などいいいますと、説示というのが行われます。評議に入る前に裁判員の役割とか注意事項とか事実認定の原則な

ど、これは評議の中で逐次やるという説明でありますけれども、むしろ基本的な問題については公判廷でやるということが必要ではないかと思うんです。

制度は違いますが、アメリカの場合は、不適切な説示というのは、これは上訴理由にもなるわけで、やはり評議の基本的枠組みになる事項については公判で行って、やはり検証が可能にするということも必要かと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど、ちよつと訂正させていただきますが、六十七条と申し上げましたが、六十六条の間違いでございます。済みません。

ただいまの御指摘の点については、例えばアメリカの陪審員における説示ですが、こういうものがあるわけでございますけれども、これは事実審理の終結後に、陪審が評議に入る前に裁判官が陪審員に対して事件の法律問題についての説明を与え、こういうルールがあるようにございまして、

こういうような説示に関しては、陪審員が独立して判断するのに裁判官が不当な影響を与えないようにという配慮から評議室ではなくて法廷でされる、こういうルールを採用しているわけでございますけれども、裁判官と裁判員と一緒に評議をするというようなルールの場合にはこういうような心配はないわけでございますので、これは裁判の評議の中、こういう中で説明をしていくということの問題はないということから、あえてそういう制度を採用はしていないということになります。

なお、裁判員の選任手続がございましてけれども、その最後に、検察官、それから弁護士、この出席の下で裁判長が選任された裁判員あるいは補充裁判員に対していろいろな説明をするということも予定をされておりますので、そういう中で、一般の傍聴人はおりませんけれども、当事者がいる中で一般的なルールの説明をするということも行われるということになりますので、こういう点

で、あえて法廷のところでやる必要がないということでございます。

○井上哲士君 あえて必要ないというお話でありましたけれども、やはり関係者の検証可能な形できちつと示すということが私は裁判への信頼性とかいうことからいっても必要ではないかということをおもいます。

最後に、いわゆる取調べの可視化の問題について幾つかお聞きをいたします。

本会議でも指摘をいたしましたけれども、否認事件が長期化する要因の一つに、捜査段階での自白の任意性をめぐる争いというのがあります。これが続きますと、正に裁判員制度自身が成り立たないということになると思うんですね。

最近話題になりましたものの、例えばリクルート事件の場合は、大部分の証人が供述調書の記載と異なる証言をしたということが言われておりますが、公判回数三百二十二回に及ぶ事件でありますけれども、被告人質問が三十八回と、やはり任意性、信用性が大きな争点となって、おおむね被告人質問の三分の二程度が取調べ状況に関する質問で、取調べ検事と接見した弁護士が証人になったり、こういうものの開廷数だけでも二十五回になったというふうにお聞きをしております。

こういう自白の任意性をめぐる争いというのが刑事裁判の長期化の一つの原因だと、この認識はよろしいでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 刑事裁判の長期化との御指摘でございますが、平成十四年の地裁におきます通常第一審事件の平均審理期間は三・二か月間となっておりますが、一部に長期化している事件はございますが、二年を超える長期公判事件はおおむね減少傾向にありまして、検察当局におきまして、昨年成立しました裁判の迅速化に関する法律に基づき、迅速かつ充実した刑事裁判の実現に努めているところと承知しております。

言うまでもなく、裁判に要する期間は事案の内容や被告人、弁護人の防御活動によって異なり、一部の事件について裁判が長期化している原因

も、公判期日の頻度の問題や証人尋問等個別の証拠調べに長時間を要する事件もあるなど、個々の事件によって異なり、一概に申し上げることは困難でございます。御指摘のように、必ずしも自白の任意性をめぐる問題が裁判の長期化の原因であるとは認識しておりません。

リクルート裁判の例を挙げられましたけれども、これからの、これからの裁判の制度には、先ほど来本部の方で説明されておりますように、裁判を、法廷を始める前の準備手続というものがございまして、そこで争点を絞ってやっていくというわけでございまして、ますます迅速化になっていくだろうというふうに考えております。

○井上哲士君 日弁連が作られた長期刑事事件の分析という資料を今手に持っておるんですけれども、確かに長期化の要因というのはいろいろあります。

しかし、自白の任意性が争いになった事件というのはやはりかなり長期化しているということでは、これからの見えて取ることができるとですね。密室で行われていきますから、結局、法廷では水掛け論になると。これは非常にやはり長期化をしますし、裁判員にとっては大変難しい判断を求められることになる。そういうことが続きますと、正に裁判員制度自身がもたないということになると思うんですね。

この自白の任意性をめぐるそういう争いをなくしていくということを何らかのやはり制度的手当てが私は不可欠だと思うんですけれども、これはどのような方策を考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) お尋ねに関しましては、法務当局といたしまして、自白の任意性に関する審理のために刑事裁判が長期化しているとは認識しておりませんが、裁判の迅速化に関する法律の趣旨を実現するため、迅速かつ充実した公判審理を実現する必要があります。これは裁判員制度が導入された場合、その円満な実施を図るためにも重要であると考えております。

法務省を含めました関係各省庁におきましては、被疑者の取調べの適正を図るための方策として、平成十六年四月一日から、身柄拘束中の被疑者、被告人の取調べの過程・状況に関する事項につき書面による記録の作成、保存を義務付ける取調べ過程・状況の記録制度を実施しており、この制度は、公判において取調べに関する客観的、外形的な証拠資料を提供することにより、公判審理の充実、迅速化に資することも目的とするものでございます。

また、最高検察庁におきましては、平成十五年七月十五日、次長検事を統括責任者とする刑事裁判充実・迅速化プロジェクトチームにおきまして刑事裁判の充実・迅速化に向けた方策に関する提言を取りまとめ、その中で、捜査段階における自白の任意性を主として客観面から担保するため、検察官として留意すべき点として、今後導入される取調べ過程・状況の書面記録制度を適正に運用すること、任意性担保に関する資料を整えること、弁護人との接見に関して今後なお十分な配慮をすること、被告人調書の開示にできる限り柔軟に対応していくことを挙げているものと承知しております。

○井上哲士君 法曹三者の協議会が設けられているわけですが、その中で、例えば今、書面による記録ということがありますけれども、そういうことがどういう効果を上げていくのかとか、そのことも検証の対象になっていくんでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 御指摘の法曹三者との協議会というのは、先ほど少し申し上げました、三月に設けました協議会のことであらうと思いますが、今後の裁判員制度の実施に伴いまして、その運用面についていろいろなやるべきことの協議をしていくとともに、今後、将来検討すべき刑事司法制度についての問題点を協議していくという場でございます。

そういうことに関しまして、今御指摘のような点に関しまして、そういう問題点が出されれば、協議をすることにやぶさかではございません。

○井上哲士君 可視化をするとなかなか自白が得られない、真実発見ができないということは今日の昼間の議論の中でもありました。

衆議院の参考人の質疑の中で、元日弁連会長の本林さんが、自白がなければ立証できないということになりますと、憲法が黙秘権を定めていることを否定する論理につながる。重要なことは、自白に頼らない立証のスキルを捜査官、捜査機関で身に付けていくことであって、決して取調べを密室化することではないと、こういう指摘をされております。そして、従来はいわゆる取調べ過程の録音、録画というのは専らヨーロッパということでありましたけれども、最近はアジアにもずっと広がっております。

これも、日弁連が韓国とか台湾を訪問をした記録集もいただきました。既に韓国は取調べの弁護人の立会いということが認められてきていて、そして今年五月には録画、録音の試験の実施も開始する予定だと、こういうことを聞いております。日弁連の調査団に、韓国の警察庁の捜査局長が、現代は透明性の要請が増し、隠すことができなくなった時代ですと、このような時代にはすべてを公開することによってこそ信頼が得られると、こういうことを言われたということが言われております。

裁判員制度という新しい制度を導入する中で、世界的にも大きなやはり潮流、流れになっている録音、録画ということについて、やはり足を踏み出すということが必要かと思うんですけれども、改めて法務省の御見解を伺います。

○政府参考人(樋渡利秋君) 繰り返して申し上げますように、今後の裁判員制度の実施に伴いまして、その運用面についていろいろなやるべきことの協議をしていくとともに、今後、将来検討すべき刑事司法制度についての問題点を協議していくという場でございます。

○井上哲士君 先ほどの韓国の調査の資料の中で、直接取調べに当たっている検事、刑事の方のコメントも出ておりますけれども、取調べにおいて被疑者が真実を語るかどうかは弁護人が立ち会っているかどうかとは関係がないということを実際にやり始めたところで行われているわけでありまして、私は、新しいこの裁判員制度が始まる下で、是非前向きな積極的な検討を強く求めまして、終わります。

○委員長(山本保君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山本保君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る十三日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本保君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任いただきたく存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 裁判員

第一節 総則(第八条―第十二条)

第二節 選任(第十三条―第四十条)

第三節 解任等(第四十一条―第四十八条)

第三章 裁判員の参加する裁判の系統

第一節 公判準備及び公判手続(第四十九
条—第六十三条)

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例
(第六十四条—第六十五条)

第四章 評議(第六十六条—第七十条)

第五章 裁判員等の保護のための措置(第七十
一条—第七十三条)

第六章 雜則(第七十四条—第七十六条)

第七章 罰則(第七十七条—第八十四条)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に關与することと司法に對する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に關し、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

(対象事件及び合議体の構成)

第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(前号に該當するものを除く。)

2 前項の合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とする。ただし、次項の決定があつたときは、裁判官の員数は一人、裁判員の員数は四人とし、裁判官を裁判長とする。

3 第一項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件(以下「対象事件」という。)のうち、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いが無いと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適當と認められるものについては、裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができ、

4 裁判所は、前項の決定をするには、公判前整理手続において、檢察官、被告人及び弁護人に異議のないことを確認しなければならない。

5 第三項の決定は、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日までにしなければならない。

6 地方裁判所は、第三項の決定があつたときは、裁判所法第二十六条第二項の規定にかかわらず、当該決定の時から第三項に規定する合議体が構成されるまでの間、一人の裁判官で事件を取り扱う。

7 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、事件を第三項に規定する合議体で取り扱うことが適當でないと認めたときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

(対象事件からの除外)

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該前条第一項各号に掲げる事件の審判に關与している裁判官は、その決定に關与することはない。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4 前条第一項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。

5 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

6 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に對しては、即時抗告をすることができ、この場合においては、即時抗告に關する刑事訴訟法の規定を準用する。

(弁論を併合する事件の取扱い)

第四条 裁判所は、対象事件以外の事件であつて、その弁論を対象事件の弁論と併合することが適當と認められるものについては、決定で、これを第二條第一項の合議体で取り扱うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、同項の決定に係る事件の弁論と対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(罰金変更後の取扱い)

第五条 裁判所は、第二條第一項の合議体で取り扱っている事件の全部又は一部について刑事訴訟法第三十二條の規定により罰金が撤回又は変更されたため対象事件に該當しなくなつたと

るときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でなければならない。ただし、当該前条第一項各号に掲げる事件の審判に關与している裁判官は、その決定に關与することはない。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4 前条第一項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。

5 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

6 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に對しては、即時抗告をすることができ、この場合においては、即時抗告に關する刑事訴訟法の規定を準用する。

(弁論を併合する事件の取扱い)

第四条 裁判所は、対象事件以外の事件であつて、その弁論を対象事件の弁論と併合することが適當と認められるものについては、決定で、これを第二條第一項の合議体で取り扱うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、同項の決定に係る事件の弁論と対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(罰金変更後の取扱い)

第五条 裁判所は、第二條第一項の合議体で取り扱っている事件の全部又は一部について刑事訴訟法第三十二條の規定により罰金が撤回又は変更されたため対象事件に該當しなくなつたと

きであつても、当該合議体で当該事件を取り扱うものとする。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して適當と認めるときは、決定で、裁判所法第二十六条の定めるところにより、当該事件を一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うことができる。

(裁判官及び裁判員の権限)

第六条 第二條第一項の合議体で事件を取り扱う場合において、刑事訴訟法第三百三十三條の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四條の規定による刑の免除の判決若しくは同法第三百三十六條の規定による無罪の判決又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断(次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)のうち次に掲げるもの(以下「裁判員の關与する判断」という。)は、第二條第一項の合議体の構成員である裁判官(以下「構成裁判官」という。)及び裁判員の合議による。

一 事実の認定

二 法令の適用

三 刑の量定

2 前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。

一 法令の解釈に係る判断

二 訴訟手続に關する判断(少年法第五十五条の決定を除く。)

三 その他裁判員の關与する判断以外の判断

3 裁判員の關与する判断をするための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行う。

第七条 第二條第三項の決定があつた場合においては、構成裁判官の合議によるべき判断は、構成裁判官が行う。

第二章 裁判員

第一節 總則

(裁判員の職權行使の獨立)

第八条 裁判員は、獨立してその職權を行う。(裁判員の義務)

第九條 裁判員は、法令に従ひ公平誠実にその職務を行わなければならない。

2 裁判員は、第七十條第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

4 裁判員は、その品位を害するような行為をしてはならない。

(補充裁判員)

第十條 裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。

2 補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審判に立ち会い、第二條第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合に、あらかじめ定める順序に従ひ、これに代わつて、裁判員に選任される。

3 補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。

4 前條の規定は、補充裁判員について準用する。

(旅費、日当及び宿泊料)

第十一條 裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(公務所等に対する照会)

第十二條 裁判所は、第二十六條第三項(第二十八條第二項、第三十八條第二項(第四十六條第七條第二項において準用する場合を含む。))の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判

所の前項の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 選任

(裁判員の選任資格)

第十三條 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

(欠格事由)

第十四條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八條の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

(就職禁止事由)

第十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一 国会議員

二 国務大臣

三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員

員

イ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの(二に掲げる者を除く。)

ロ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

ハ 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一及

び別表第二の適用を受ける職員

二 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)以下「防衛庁職員給与法」という。別表第一「防衛参事官等俸給表の適用を受ける職員であつて同表の指定職の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの、防衛庁職員給与法第四條第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの及び防衛庁職員給与法第四條第三項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項の俸給表に定める額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。))を受ける職員

(裁判官及び裁判員としての職務を行う者)

四 裁判官及び裁判員であつた者

五 検察官及び検察官であつた者

六 弁護士(外国法律事務弁護士を含む。以下この項において同じ。))及び弁護士であつた者

七 弁理士

八 司法書士

九 公証人

十 司法警察職員としての職務を行う者

十一 裁判所の職員(非常勤の者を除く。)

十二 法務省の職員(非常勤の者を除く。)

十三 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤の者を除く。)

十四 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者

十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教

十六 司法修習生

十七 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。以下同じ。))の長

十八 自衛官

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 禁錮以上の刑に当たたる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

(辞退事由)

第十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができ。

一 年齢七十年以上の者

二 地方公共団体の議会の議員(会期中の者に限る。)

三 学校教育法第一條、第八十二條の二又は第八十三條の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に在学する者に限る。)

四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

五 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七條第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出席したことがある者第三十四條第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。)

六 過去五年以内に検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の規定による検察審査員又は補充員の職にあつた者

七 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七條第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出席することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出席することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うこと

ができないものがあること。

(事件に関連する不適格事由)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。

一 被告人又は被害者

二 被告人又は被害者の親族又は親族であつた者

三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 被告人又は被害者の同居人又は被用者

五 事件について告発又は請求をした者

六 事件について証人又は鑑定人になつた者

七 事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になつた者

八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つた者

九 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い、又は補充員として検察審査会を傍聴した者

十 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

(その他の不適格事由)

第十八条 前条のほか、裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員となることができない。

(準用)

第十九条 第十三条から前条までの規定(裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由)は、補充裁判員に準用する。

(裁判員候補者の員数の割当て及び通知)

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載の公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあっては、記録(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ)をもつて調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方

裁判所に送付しなければならない。

(裁判員候補者名簿の調製)

第二十三条 地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する裁判員候補者名簿にあっては、記録。第二十五条及び第二十六条第三項において同じ)をした裁判員候補者名簿を調製しなければならない。

2 裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

3 地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡したことを知ったとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第十五条第一項各号に掲げる者に該当すると認めたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を送付した地方裁判所にその旨を通知しなければならない。ただし、当該裁判員候補者予定者名簿を送付した年の次年が経過したときは、この限りでない。

(裁判員候補者の補充の場合の措置)

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認めたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十二條中「第二十條第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあるのは「速やかに」と、前條第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは「追加した裁判員候補者名簿」と、同條第四項ただし書中「送付した年の次年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。

(裁判員候補者への通知)

第二十五条 地方裁判所は、第二十三条第一項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による裁判員候補者名簿の調製をしたときは、当該裁判員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

(呼び出すべき裁判員候補者の選定)

第二十六条 対象事件につき第一回の公判期日が定まつたときは、裁判所は、必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をしたときは、審判に要すると見込まれる期間その他の事情を考慮して、呼び出すべき裁判員候補者の員数を定めなければならない。

3 地方裁判所は、裁判員候補者名簿に記載をされた裁判員候補者の中から前項の規定により定められた員数の呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定しなければならない。ただし、裁判所の呼出しに応じて次条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者(第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く)については、その年において再度選定することはできない。

4 地方裁判所は、検察官及び弁護人に対し前項のくじに立ち会う機会を与えなければならない。

(裁判員候補者の呼出し)

第二十七条 裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続(以下「裁判員等選任手続」という。)を行う期日を定めて、前条第三項の規定

により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならぬ。ただし、裁判員等選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間以下「職務従事予定期間」という。において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められる裁判員候補者については、この限りでない。

一 第十三条に規定する者に該当しないこと。
二 第十四条の規定により裁判員となることのできない者であること。

三 第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当すること。
四 第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。

2 前項の呼出しは、呼出状の送達によつてする。

3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに应じないときは過料に処せられることがある旨その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならぬ。

4 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。

5 裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至つた裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならぬ。

6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならぬ。
(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 裁判所は、裁判員等選任手続において裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任するために必要があると認めるときは、追加して必要な員数の裁判員候補者を呼び出すことができる。

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。
(裁判員候補者の出頭義務、旅費等)

第二十九条 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出席しなければならぬ。

2 裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出席した裁判員候補者には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

3 地方裁判所は、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出席した裁判員候補者については、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から削除しなければならぬ。ただし、第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた裁判員候補者については、この限りでない。
(質問票)

第三十条 裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、第二十六条第三項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により選定された裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることのできない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか及び第十六条各号に掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を用いることができる。
2 裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日の日前に質問票の送付を受けたときは、裁判所の指定に従い、当該質問票を返送し又は持参しなければならぬ。

3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をしてはならない。
4 前三項及び次条第二項に定めるもののほか、質問票の記載事項その他の質問票に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
(裁判員候補者に関する情報の開示)

第三十一条 裁判長(第二十九条第三項の規定があつた場合は、裁判官。第三十九条を除き、以下この節において同じ。)は、裁判員等選任手続の期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付しなければならぬ。

2 裁判長は、裁判員等選任手続の期日の日に、裁判員等選任手続に先立ち、裁判員候補者が提出した質問票の写しを検察官及び弁護人に閲覧させなければならぬ。

(裁判員等選任手続の列席者等)
第三十二条 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護人が出席して行うものとする。

2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告を出席させることができる。
(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 裁判員等選任手続は、公開しない。
2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。
3 裁判員等選任手続は、次条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前において行われなければならないことその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 裁判所は、裁判員等選任手続の続行のため、新たな期日を定めることができる。この場合において、裁判員等選任手続の期日に出席した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があつた場合と同一の効力を有する。
(裁判員候補者に対する質問等)

第三十四条 裁判員等選任手続において、裁判長は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることのできない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとする。

て、第十三条に規定する者に該当するかどうか、第十四条の規定により裁判員となることのできない者でないかどうか、第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができる。

2 陪席の裁判官、検察官、被告人又は弁護人は、裁判長に対し、前項の判断をするために必要と認料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとする。

3 裁判員候補者は、前二項の質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしてはならない。

4 裁判所は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三条に規定する者に該当しないことと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることのできない者であると認めたとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当すると認めたときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。裁判員候補者が不公平な裁判をするおそれがあると認めたときも、同様とする。

5 弁護人は、前項後段の場合において同項の請求をするに当たっては、被告人の明示した意思に反することはできない。

6 第四項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならぬ。

7 裁判所は、第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について、職務従事予定期間において同条

各号に掲げる者に該当すると認めるときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。

(異議の申立て)

第三十五条 前条第四項の請求を却下する決定に対しては、対象事件が係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、当該裁判員候補者について第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する決定がされるまでに、原裁判所に対し、申立書を差し出し、又は裁判員等選任手続において口頭で申立ての趣旨及び理由を明らかにすることによりしなければならない。

3 第一項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

4 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十三条第二項中受け取った日から三日とあるのは、「受け取り又は口頭による申立てがあつた時から二十四時間」と読み替えるものとする。

(理由を示さない不選任の請求)

第三十六条 検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人(第二第三項の決定があつた場合は、三人)を限度として理由を示さず不選任の決定の請求(以下「理由を示さない不選任の請求」という。)をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、補充裁判員を置くときは、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をすることができる員数は、それぞれ、同項の員数にその選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人を加えた員数とする。

3 理由を示さない不選任の請求があつたときは、裁判所は、当該理由を示さない不選任の請求に係る裁判員候補者について不選任の決定を

する。

4 刑事訴訟法第二十一条第二項の規定は、理由を示さない不選任の請求について準用する。

(選任決定)

第三十七条 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、第二条第二項に規定する員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の裁判員を選任する決定をしなければならない。

2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、第二十六条第一項の規定により決定した員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(裁判員が不足する場合の措置)

第三十八条 裁判所は、前条第一項の規定により選任された裁判員の員数が選任すべき裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合において、裁判所は、併せて必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

2 第二十六条第一項を除く。から前条までの規定は、前項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第三十六条第二項中「四人(第二第三項の決定があつた場合は、三人)」とあるのは「選任すべき裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」と読み替えるものとする。

のときは三人」と、前条第一項中「第二条第二項に規定する員数」とあるのは「選任すべき裁判員の員数」と読み替えるものとする。

(宣誓等)

第三十九条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(最高裁判所規則への委任)

第四十条 第三十二条から前条までに定めるもののほか、裁判員等選任手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 解任等

(請求による裁判員等の解任)

第四十一条 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる。ただし、第七号に該当することを理由とする請求は、当該裁判員又は補充裁判員についてその選任の決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。

一 裁判員又は補充裁判員が、第三十九条第二項の宣誓をしないとき。

二 裁判員が、第五十二条若しくは第六十三条第一項に定める出頭義務又は第六十六条第二項に定める評議に出席する義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

三 補充裁判員が、第五十二条に定める出頭義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

四 裁判員が、第九条、第六十六条第四項若しくは第七十条第一項に定める義務又は第六十六条第二項に定める意見を述べる義務に違反

し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

五 補充裁判員が、第十条第四項において準用する第九条に定める義務又は第七十条第一項に定める義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

六 裁判員又は補充裁判員が、第十三条(第十九条において準用する場合を含む。)に規定する者に該当しないとき、第十四条(第十九条において準用する場合を含む。)の規定により裁判員若しくは補充裁判員となることができない者であるとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号(これらの規定を第十九条において準用する場合を含む。)に掲げる者に該当するとき。

七 裁判員又は補充裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。

八 裁判員又は補充裁判員が、裁判員候補者であつたときに、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしていたことが明らかとなり、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

九 裁判員又は補充裁判員が、公判廷において、裁判長が命じた事項に従わず又は暴言その他の不穏当な言動をすることによって公判手続の進行を妨げたとき。

2 裁判所は、前項の請求を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する決定をし、その余の場合には、構成裁判官の所属する地方裁判所に当該請求に係る事件を送付しなければならない。

一 請求に理由がないことが明らかとき又は請求が前項ただし書の規定に違反してされたものであるとき 当該請求を却下する決定

二 前項第一号から第三号まで、第六号又は第九号に該当すると認めるとき 当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定
前項の規定により事件の送付を受けた地方裁

判所は、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をする。

4 前項の地方裁判所による第一項の請求についての決定は、合議体でしなければならない。ただし、同項の請求を受けた裁判所の構成裁判員は、その決定に関与することはできない。

5 第一項の請求についての決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

6 第二項第二号又は第三項の規定により裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするには、当該裁判員又は補充裁判員に陳述の機会を与えなければならない。ただし、第一項第一号から第三号まで又は第九号に該当することを理由として解任する決定をするときは、この限りでない。

7 第一項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。

(異議の申立て)

第四十二条 前条第一項の請求を却下する決定に対しては、当該決定に関与した裁判官の所属する地方裁判所に異議の申立てをすることができ

2 前項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。ただし、前条第一項の請求を受けた裁判所の構成裁判員は、当該異議の申立てがあつた決定に関与していない場合であっても、その決定に関与することとはできない。

3 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十二条及び第四百二十三条第二項中「三日」とあるのは、「一日」と読み替えるものとする。

(職権による裁判員等の解任)
第四十三条 裁判所は、第四十一条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第九号に該当すると認めるときは、職権で、裁判員又は補充裁判

員を解任する決定をする。

2 裁判所が第四十一条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に該当すると疑うに足りる相当な理由があると思料するときは、裁判長は、その所属する地方裁判所に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた地方裁判所は、第四十一条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に該当すると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をする。

4 前項の決定は合議体でなければならない。ただし、第二項の裁判所の構成裁判員は、その決定に関与することはできない。

5 第一項及び第三項の規定による決定については、第四十一条第五項及び第六項の規定を準用する。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に對し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第七号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができ

2 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければならない。

(補充裁判員の解任)

第四十五条 裁判所は、補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるときは、当該補充裁判員を解任する決定をすることができ

(裁判員の追加選任)

第四十六条 裁判所は、第二項第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合において、補充裁判員があるときは、その補充裁判員の選任の決定において定められた順序に従い、補充裁判員を裁判員に選任する決定をするものとする。

2 前項の場合において、裁判員に選任すべき補

充裁判員がないときは、裁判所は、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合においては、第三十八条の規定を準用する。

(補充裁判員の追加選任)

第四十七条 裁判所は、補充裁判員を新たに置き、又は追加する必要があると認めるときは、必要と認める員数の補充裁判員を選任することができ

2 裁判員の選任に関する第二十六条第一項を除く。から第三十五条まで及び第三十六条第二項を除く。の規定並びに第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「四人」第二項第三項の規定があつた場合は、三人」とあるのは、「選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは六人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」と読み替えるものとする。

(裁判員等の任務の終了)
第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。
一 終局裁判を告知したとき。
二 第三項第一項又は第五項ただし書の決定により、第二項第一項の合議体及び取り扱っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

第三章 裁判員の参加する裁判の手続
第一節 公判準備及び公判手続
第四十九条 裁判所は、対象事件については、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。

(第一回の公判期日前の鑑定)
第五十条 裁判所は、第二項第一項の合議体で取り扱うべき事件につき、公判前整理手続において鑑定を行うことを決定した場合において、当該鑑定の結果の報告がなされるまでに相当の期間を要すると認めるときは、検察官、被告人若

しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手続において鑑定の手続(鑑定の経過及び結果の報告を除く。)を行う旨の決定(以下この条において「鑑定手続実施決定」という。)をすることができ

2 鑑定手続実施決定をし、又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3 鑑定手続実施決定があつた場合には、公判前整理手続において、鑑定の手続のうち、鑑定の経過及び結果の報告以外のものを行うことができる。

(裁判員の負担に対する配慮)

第五十一条 裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならない。

(出頭義務)

第五十二条 裁判員及び補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所に出頭しなければならない。

(公判期日等の通知)

第五十三条 前条の規定により裁判員及び補充裁判員が出頭しなければならない公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所は、あらかじめ、裁判員及び補充裁判員に通知しなければならない。

(開廷の要件)

第五十四条 裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては、公判廷は、裁判官、裁判員及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

2 前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して

第三百十六條の十五第一項第二号	官	裁判所又は裁判官	裁判所、裁判官又は裁判官及び裁判員
第三百二十一條第二項	裁判所若しくは裁判官	裁判所、裁判官若しくは裁判官及び裁判員	
第三百七十七條第一号	法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。	法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。ただし、裁判員の構成にのみ違法がある場合であつて、判決が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第 号)第六條第一項に規定する裁判員の関与する判断を含まないものであるとき、又はその違法が裁判員が同法第十五條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者に該当することであるときは、この限りでない。	
第四百三十五條第七号本文	官	原判決に關与した裁判官	原判決に關与した裁判官若しくは裁判員

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する特例)

第六十五條 第二條第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第二十二條第四項の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

第四章 評議

第六十六條 第二條第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。

2 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。

3 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。

4 裁判員は、前項の判断が示された場合には、こ

れに従つてその職務を行わなければならない。

5 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。

(評議)

第六十七條 前條第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七條の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

(構成裁判官による評議)

第六十八條 構成裁判官の合議によるべき判断のための評議は、構成裁判官のみが行う。

2 前項の評議については、裁判所法第七十五條第一項及び第二項前段、第七十六條並びに第七十七條の規定に従う。

3 構成裁判官は、その合議により、裁判員に第一項の評議の傍聴を許し、第六條第二項各号に掲げる判断について裁判員の意見を聴くことができる。

(補充裁判員の傍聴等)

第六十九條 補充裁判員は、構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものを傍聴することができる。

2 構成裁判官は、その合議により、補充裁判員の意見を聴くことができる。

(評議の秘密)

第七十條 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数以下「評議の秘密」という。については、これを漏らしてはならない。

2 前項の場合を除き、構成裁判官のみが行う評議については、裁判所法第七十五條第二項後段の規定に従う。

第五章 裁判員等の保護のための措置

(不利益取扱いの禁止)

第七十一條 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(裁判員等を特定するに足る情報の取扱い)

第七十二條 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報を公にしてはならない。これらであつた者の氏名、住所その他の個人を特定するに足る情報について

も、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。

(裁判員等に対する接触の規制)

第七十三條 何人も、被告事件に関し、当該被告事件の裁判員又は補充裁判員に接触してはならない。

2 何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者に接触してはならない。

第六章 雑則

(運用状況の公表)

第七十四條 最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を公表するものとする。

(指定都市の区に対するこの法律の適用)

第七十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十二條第一項並びに第二十一條第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三條第四項(これらの規定を第二十四條第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四條第一項の規定中市に関する規定は、区にこれを適用する。

(事務の区分)

第七十六條 第二十一條第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三條第四項(これらの規定を第二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

(裁判員等に対する請託罪等)

第七十七條 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法令の定める手続により行う場合を除き、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、事実の認定、刑の量定そ

他の裁判員として行う判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、前項と同様とする。

(裁判員等に対する威迫罪)

第七十八條 被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第七十九條 裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあつた者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、^{六月}一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれ以外の裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く)を漏らしたとき。

3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く)を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

2⁴ 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の人に対し、当該被告事件において認定すべきであると考えた事実若しくは量定すべきであると考えたことを述べたとき、又は当該被告事件

において裁判所により認定されたと考える事実若しくは量定されたと考える刑を述べたときも、^{第一項}前項と同様とする。

3⁵ 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、構成裁判官であつた者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第八十條 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十條に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第八十一條 裁判員候補者が、第三十條に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問票に対して虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料)

第八十二條 裁判員候補者が、第三十條第三項又は第三十四條第三項(これらの規定を第三十八條第二項(第四十六條第二項)において準用する場合を含む)及び第四十七條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問票に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第八十三條 次の各号のいずれかに当たるときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

条第一項(第三十八條第二項(第四十六條第二項)において準用する場合を含む)及び第四十七條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

二 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九條第二項の宣誓を拒んだとき。

三 裁判員又は補充裁判員が、第五十二條の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出席しないとき。

四 裁判員が、第六十三條第一項の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出席しないとき。

(即時抗告)
第八十四條 前二條の規定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第七十一条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び附則第四條の規定 公布の日

三 第七十七條九号の規定(審査補助員に係る部分に限る) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条第二号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(施行前の措置等)
第二条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が

国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない。

2 前条の政令を定めるに当たっては、前項の規定による措置の成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判が円滑かつ適正に実施できるかどうかについての状況に配慮しなければならない。

(環境整備)

第三条 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようになることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に係属している事件については、第二条第一項及び第四條の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であつてこの法律の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、この法律の施行の際現に係属している事件であつてその弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを第二条第一項の合議体で取り扱うことができる。

3 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、当該決定に係る事件の弁論と当該対象事件の弁論とを併合しなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第 号)

第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第五六条 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の一号を加える。

六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次の二号を加える。

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

(検討)

第八條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十分に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

四月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願(第二〇一〇号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第二〇九九号)

一、国籍法改正に関する請願(第二三三九号)

一、国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願(第二二四〇号)

第二〇一〇号 平成十六年四月二十日受理
国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 愛媛県大洲市菅田町菅田甲四一
一 松岡末生 外二十九名

紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第一九二〇号と同じである。

第二〇九九号 平成十六年四月二十一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 川崎市多摩区堰三ノ一七ノ三五
荒井順子 外五十五名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二三三九号 平成十六年四月二十二日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国シユネー市コペル
ニク広場一 ビューキー綾子 外二十四名

紹介議員 ツルネンマルティ君
この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第二二四〇号 平成十六年四月二十二日受理
国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 台湾台北市大安区金山南路二段一四〇号二五Fノ二 小川由里 外五十名

紹介議員 ツルネンマルティ君
この請願の趣旨は、第一九二〇号と同じである。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一編 総則(第一条)

第一章 裁判所の管轄(第二条―第十九条)

第二章 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十条―第二十六条)

第三章 訴訟能力(第二十七条―第二十九条)

第四章 弁護及び補佐(第三十条―第四十二条)

第五章 裁判(第四十三条―第四十六条)

第六章 書類及び送達(第四十七条―第五十四条)

第七章 期間(第五十五条―第五十六条)

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留(第五十七条―第九十八条)

第九章 押収及び搜索(第九十九条―第二百二十七条)

第十章 検証(第二百二十八条―第四百二十二条)

第十一章 証人尋問(第四百三十三条―第六百六十四条)

第十三章 通訳及び翻訳(第七百七十五条―第七百七十八条)

第十四章 証拠保全(第七百七十九条―第八十条)

第十五章 訴訟費用(第八十一条―第八十八号)

第十六章 費用の補償(第八十八号の二―第二百八十八号の七)

第二編 第一審

第一章 捜査(第八十九条―第二百四十六号)

第二章 公訴(第二百四十七条―第二百七十六号)

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手続(第二百七十一号―第三百十六号)

第一款 公判前整理手続

第一目 通則(第三百十六号の二―第三百十六号の十二)

第二目 争点及び証拠の整理(第三百十六号の十三―第三百十六号の二十四)

第三目 証拠開示に関する裁定(第三百十六号の二十五―第三百十六号の二十七)

第二款 期日間整理手続(第三百十六号の二十八)

第三款 公判手続の特例(第三百十六号の二十九―第三百十六号の三十二)

第二節 証拠(第三百十七号―第三百二十八号)

第三節 公判の裁判(第三百二十九号―第三百五十号)

第四章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て(第三百五十号の二―第三百五十号の

第三編 上訴

第二章 通則(第三百五十一条—第三百七十一条)

第三章 上告(第四百五条—第四百十八条)

第四章 抗告(第四百九条—第四百三十四条)

再審(第四百三十五条—第四百五十三条)

非常上告(第四百五十四条—第四百六十条)

略式手続(第四百六十一条—第四百七十条)

裁判の執行(第四百七十一条—第五百七条)

附則

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者が不在ときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額(以下「資力」という。)及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

第三十六条の三 この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額(標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「基いて裁判所又は裁判長が附すべき」を「基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十八条の二 裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

第三十八条の三 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

一 第三十条の規定により弁護人が選任されたことその他の事由により弁護人を付する必要がなくなつたとき。

二 被告人と弁護人との利益が相反する状況にあり弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。

四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

五 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。

弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。

弁護人を解任するに当たっては、被告人の権利を不当に制限することがないようにしなければならない。

公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行う。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

第五十八条中「勾引」を「勾引」に改める。

第八十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号及び第三号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第五号中「畏怖」を「畏怖」に改め、同条第六号中「判らない」を「分らない」に改める。

第八十一条の次に次の一項を加える。

公訴が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させるこ

とができる。

第百八十三条に次の一項を加える。

告訴、告発又は請求があつた事件について告訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときも、前項と同様とする。

第百八十七條の次に次の一條を加える。

第百八十七條の二 公訴が提起されなかつた場合において、訴訟費用を負担せるときは、檢察官の請求により、裁判所が決定をもつてこれを行う。この決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第二百三十三條第二項の次に次の一項を加える。

司法警察員は、第三十七條の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することが出来る旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会第三十七條の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百四十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

檢察官は、第三十七條の二第一項に規定する事件について前項の規定により弁護人を選任することが出来る旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することが出来る旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない

らない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会第三十七條の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百五条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、檢察官が、第三十七條の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三十三條の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与へる場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七条第二項中「前項」を「第一項に、但しを「ただし」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の裁判官は、第三十七條の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することが出来る旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することが出来る旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人の選任を請求することが出来る旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会第三十七條の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百二十七條第一項中「取調を「取調べ」に改め、「圧迫を受け」を削り、「異なる」を「異なる」に、「廣」を「おそれ」に、「且つ」を「かつ」に改め

る。

第二百六十七條の次に次の一條を加える。

第二百六十七條の二 裁判所は、第二百六十六條第二号の決定をした場合において、同一の事件について、檢察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）第二條第一項第一号に規定する審査を行う檢察審査会又は同法第四十一條の六第一項の起訴議決をした檢察審査会（同法第四十一條の九第一項の規定により公訴の提起及びその維持に当たたる者が指定された後は、その者があるときは、これに当該決定をした旨を通知しなければならない。第二百七十二條に次の一項を加える。

裁判所は、この法律により弁護人を要する場合を除いて、前項の規定により弁護人の選任を請求することが出来る旨を知らせるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十六條の三第一項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第二百七十八條の次に次の一條を加える。

第二百七十八條の二 裁判所は、必要と認めるときは、檢察官又は弁護人に対し、公判準備又は公判期日に出席し、かつ、これらの手続が行われている間在席し又は在廷することを命ずることが出来る。

裁判長は、急速を要する場合には、前項に規定する命令をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

前二項の規定による命令を受けた檢察官又は弁護人が正当な理由がなくこれに従わないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その命令に従わなかったために生じた費用の賠償を命ずることが出来る。

とができる。

裁判所は、第三項の決定をしたときは、檢察官については当該檢察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百八十一條の二の次に次の四條を加える。

第二百八十一條の三 弁護人は、檢察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与へた証拠に係る複製等（複製その他の証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

第二百八十一條の四 被告人若しくは弁護人（第四百四十條に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、檢察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与へた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理

二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

イ 第一編第十六章の規定による費用の補償の手続

ロ 第三百四十九條第一項の請求があつた場合の手続

ハ 第三百五十條の請求があつた場合の手続

ニ 上訴権回復の請求の手続
ホ 再審の請求の手続
ヘ 非常上告の手続

ト 第五百条第一項の申立ての手續
チ 第五百二条の申立ての手續
リ 刑事補償法の規定による補償の請求の手續

前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防衛権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名義、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条各号に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第二百八十一条の六 裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を来さないようにしなければならない。

第二百八十九条第二項中「出頭しないときの下に若しくは在廷しなくなつたとき」を加え、「附しなれば」を付さなければに改め、同条に次の一項を加える。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれが

あるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第二百九十二条中「証拠調を」を「証拠調べ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次節第一款に定める公判前整理手續において争点及び証拠の整理のために行う手續については、この限りでない。

第二百九十五条に次の二項を加える。

裁判所は、前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第三百十三條の次に次の一条を加える。

第三百十三條の二 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人の選任は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、裁判所がこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。

前項ただし書の決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第二編第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 争点及び証拠の整理手續

第一款 公判前整理手續

第一目 通則

第三百十六條の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるとき、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理す

るための公判準備として、事件を公判前整理手續に付することができる。

公判前整理手續は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出席させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手續において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手續において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百十六條の四 公判前整理手續においては、被告人に弁護人がなければその手續を行うことができない。

公判前整理手續において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百十六條の五 公判前整理手續においては、次に掲げる事項を行うことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。
二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

四 証拠調べの請求をさせること。

五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

六 証拠調べの請求に関する意見(証拠書類について第三百二十六條の同意をすること。うかの意見を含む。)を確かめること。

七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求

を却下する決定をすること。

八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。

九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。

十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。

十一 公判期日を定め、又は変更することその他公判手續の進行上必要な事項を定めること。

第三百十六條の六 裁判長は、訴訟関係人を出席させて公判前整理手續をするときは、公判前整理手續期日を定めなければならない。

公判前整理手續期日は、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。

裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手續期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第三百十六條の七 公判前整理手續期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手續を行うことができない。

第三百十六條の八 弁護人が公判前整理手續期日に出席しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

弁護人が公判前整理手續期日に出席しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第三百十六條の九 被告人は、公判前整理手續期日に出席することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手續期日に出席することを求めることができる。

裁判長は、被告人を出席させて公判前整理手續をする場合には、被告人が出頭する最初

の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第三百十六条の十 裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を発し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第三百十六条の十一 裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手続(第三百十六条の五第二号、第七号、第九号及び第十号の決定を除く。)をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百十六条の十二 公判前整理手続期日には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

公判前整理手続期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、公判前整理手続調書を作成しなければならない。

第二目 争点及び証拠の整理

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実(公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。)を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。前項の規定により証拠の取調べを請求する

については、第二百九十九条第一項の規定は適用しない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに第二項の請求の期限を定めるものとする。

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与える、かつ、その者の供述録取書等(供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができると記録媒体であつて供述を記録したもの)をいう。以下同じ。)のうち、その者が公判期日において供述すると認める内容が明らかになるもの(当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると認める内容の要旨を記載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

第三百十六条の十五 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示

をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等(前条の規定により開示をしたその者の供述録取書等に記録された供述に現れた事項と同一の事項に関する供述を記録したものに限る。)

イ 検察官が証人として尋問を請求した者の供述録取書等 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの(被告人に係るものに限る。)

するときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の十六 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百十六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日において、その証明を予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六条の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、檢察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないときと認めるにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第三百十六条の十九 檢察官は、前条の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第三百十六条の十七第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠について、第三百二十六条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百十六条の二十 檢察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護

人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、檢察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 第三百十六条の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の二十一 檢察官は、第三百十六条の十三から前条までに規定する手続が終了した後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

檢察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六条の十四から第三百十六条の十

六までの規定は、第二項の規定により檢察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十二 被告人又は弁護人は、第三百十六条の十三から第三百十六条の二十までに規定する手続が終了した後、第三百十六条の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び檢察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第三百十六条の十八及び第三百十六条の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十の規定は、第一項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

第三百十六条の二十三 第二百九十九条の二の規定は、檢察官又は弁護人がこの目の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。

第三百十六条の二十四 裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、檢察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三目 証拠開示に関する裁定
第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示

の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四（第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については檢察官の請求により、第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百十六条の二十六 裁判所は、檢察官が第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六

条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができ、この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第一項の規定は第三百十六条の二十五第三項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第二款 期日間整理手続

第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

期日間整理手続については、前条第三百十六条の二第一項及び第三百十六条の九第三項を除く。の規定を準用する。この場合においては、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替へるものとする。

第三款 公判手続の特例

第三百十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合に、第二百八十九条第一項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三百十六条の三十 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、第二百九十六条の手続に引き続き、これを明らかにしなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

第三百十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わつた後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わつた後、公判期日において、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

第三百十六条の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかったものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができる。

前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

第二編第三章の次に次の一章を加える。

第四章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起しよ

うとする事件について、事実が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができ、ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。

検察官は、被疑者に対し、前項の同意を求め、かつ、この確認を求めるときは、これを書面で行わなければならない。この場合においては、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

被疑者が弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを行うことができる。

被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するとき、書面での旨を明らかにしなければならない。

第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十条の三 前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて同意を求め、かつ、この確認を求めるときは、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三百七条の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

第二節 公判準備及び公判手続の特例
第三百五十条の四 即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十条の五 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならない。

第三百五十条の六 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意を求め、かつ、この確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面での旨を明らかにしなければならない。

第三百五十条の七 裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第二項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の二第二項又は第四項の同

意が撤回されたとき。

二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相

第三百五十条の九 前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを開くことができない。

第三百五十条の十 第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審理については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百五十条の十一 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相
前項の規定により第三百五十条の八の決定
が取り消されたときは、公判手続を更新しな

ければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三節 証拠の特例

第三百五十条の十二 第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第三百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の十三 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第三百五十条の十四 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第四百三条の二 即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかわらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由として、これを行うことができる。

原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由として、原判決を破棄することができる。

第四百十三條の次に次の一条を加える。
第四百十三條の二 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一條の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由として、原判決を破

棄することができない。

第五百条の次に次の三条を加える。

第五百条の二 被告人又は被疑者は、検察官に訴訟費用の概算額の予納をすることができ

第五百条の三 検察官は、訴訟費用の裁判を執行する場合において、前条の規定による予納がされた金額があるときは、その予納がされた金額から当該訴訟費用の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該訴訟費用の納付に充てる。

前項の規定により予納がされた金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余があるときは、その残余の額は、その予納をした者の請求により返還する。

第五百条の四 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第五百条の二の規定による予納がされた金額は、その予納をした者の請求により返還する。

一 第三十八條の二の規定により弁護人の選任が効力を失つたとき。

二 訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかつたとき。

三 訴訟費用の負担を命ぜられた者が、訴訟費用の全部について、その裁判の執行の免除を受けたとき。

第五百三条第一項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第二項中「前三条」を「第五百条及び前二条」に、「申立」を「申立て」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第五百四條中「第五百条乃至第五百二条」を「第五百条、第五百一条及び第五百二条」に、「申立」を「申立て」に改める。
第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。
第三十七條の二第一項中「短期一年以上」を「長期三年を超える」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第三条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 檢察審査員及び檢察審査会の構成(第五条—第十八条)

第三章 檢察審査会事務局及び檢察審査会事務官(第十九条—第二十条)

第四章 檢察審査會議(第二十一条—第二十九条)

第五章 審査申立て(第三十条—第三十二条)

第六章 審査手続(第三十三条—第四十一条)

第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等(第四十一条の九—第四十一条の十二)

第八章 建議及び勧告(第四十二条)

第九章 罰則(第四十三条—第四十五条)

第十章 補則(第四十五条の二—第四十八条)

附則

第一条第一項中「反映せしめて」を「反映させて」に、「但し、檢察審査会の数は、二百を下つてはならず、且つ」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第六條第八号中「官吏」を「職員」に改め、同条第十五号から第十七号までを削り、同条第十八号を同条第十五号とし、同条第十九号を同条第十六号とし、同条第二十号を同条第十七号とする。

第八條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「六十年」を「七十年」に改め、同条第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「国会職員、官吏、公吏を」を「前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 過去五年以内に檢察審査員又は補充員の職にあつた者

六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第

号)の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七條第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者(同法第三十四條第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。)

第十七條 次の各号のいずれかに該当する檢察審査員は、その職務の執行を停止される。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 補充員は、檢察審査会の許可を得て、檢察審査會議を傍聴することができる。

第二十七條ただし書を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 審査申立て

第三十七條第四項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一號」を加える。

第三十九條の次に次の四條を加える。

第三十九條の二 檢察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

審査補助員の数は、一人とする。

審査補助員は、檢察審査會議において、檢察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 当該事件に係る法令及びその解釈を説明すること。

二 当該事件の事実上及び法律上の問題点を

整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること。

三 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うこと。

檢察審査会は、前項の職務を行った審査補助員に第四十條の規定による議決書の作成を補助させることができる。

審査補助員は、その職務を行うに当たつては、檢察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならない。

第三十九條の三 檢察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適當でないとき、これを解嘱することができる。

第三十九條の四 審査補助員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十九條の五 檢察審査会は、檢察官の公訴を提起しない処分を否に關し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める議決をするものとする。

一 起訴を相当と認めるとき 起訴を相当とする議決

二 前号に掲げる場合を除き、公訴を提起しない処分を不当と認めるとき 公訴を提起しない処分を不当とする議決

三 公訴を提起しない処分を相当と認めるとき 公訴を提起しない処分を相当とする議決

前項第一号の議決をするには、第二十七條の規定にかかわらず、檢察審査員八人以上の多数によらなければならない。

第四十一條 次のように改める。

第四十一條 檢察審査会が第三十九條の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の

議決書の謄本の送付があつたときは、檢察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきかを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならぬ。

檢察審査会が第三十九條の五第二号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、檢察官は、速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分を否に關し、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならぬ。

檢察官は、前二項の処分をしたときは、直ちに、前二項の檢察審査会にその旨を通知しなければならない。

第六章第四十一條の次に次の七條を加える。

第四十一條の二 第三十九條の五第一項第一号の議決をした檢察審査会は、檢察官から前条第三項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の可否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

第三十九條の五第一項第一号の議決をした檢察審査会は、第四十條の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月(檢察官が当該檢察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間)以内に前条第三項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の可否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、檢察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の可否の審査を行わなければならない。

第四十一條の三 檢察審査会は、前条の規定による審査を行う場合において、同条に規定する議決が第二條第二項に掲げる者の申立てによる審査に係るものであつて、その申立てをした者(その者が二人以上であるときは、そのすべての者)が、檢察審査会に対し、檢察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、当該審査を終了させることができる。

第四十一條の四 檢察審査会は、第四十一條の二の規定による審査を行うに当たつては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知見をも踏まえつつ、その審査を行わなければならない。

第四十一條の五 檢察審査会は、第四十一條第一項の公訴を提起しない処分については、第四十一條の二の規定による場合に限り、その可否の審査を行うことができる。

第四十一條の六 檢察審査会は、第四十一條の二の規定による審査を行った場合において、起訴を相当と認めるときは、第三十九條の五第一項第一号の規定にかかわらず、起訴をすべき旨の議決(以下「起訴議決」という。)をするものとする。起訴議決をするには、第二十七條の規定にかかわらず、檢察審査員八人以上の多数によらなければならない。

檢察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、檢察官に対し、檢察審査會議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。

檢察審査会は、第四十一條の二の規定による審査を行った場合において、公訴を提起しない処分を否に關し、起訴議決をするに至らなかつたときは、第三十九條の五第一項の規定にかかわらず、その旨の議決をしなければならない。

第四十一條の七 檢察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合におい

て、檢察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならぬ。

檢察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

檢察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該檢察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

第四十一条の八 檢察官が同一の被疑事件について前にした公訴を提起しない処分と同一の理由により第四十一条第二項の公訴を提起しない処分をしたときは、第二条第二項に掲げる者は、その処分の可否の審査の申立てをすることができない。

第九章を第十章とする。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 檢察審査員、補充員又は審査補助員が、檢察審査会議において檢察審査員が行う評議の経過又は各檢察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に檢察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多数の数(以下この条において「評議の秘密」という。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

檢察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各檢察審査員の意見又はその多数の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く。)を漏らしたとき。

前項第二号の場合を除き、檢察審査員、補充員又は審査補助

員の職にあつた者が、評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条第一項中「檢察審査員」の下に「補充員若しくは審査補助員又はこれらの職にあつた者」を加え、「會議」を「檢察審査會議」に、「又は各員」を「各檢察審査員に」、「若しくは」を「又は」に改め、「多少の数の下に」を「他の職務上知り得た秘密を加え」、「一万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 檢察審査会が審査を行い、又は審査を行った事件に関し、その檢察審査員若しくは補充員若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「二年」を「二年に」、「二十万円」を「二十万円」に改める。

第八章を第九章とする。

第四十二条に次の一項を加える。

前項の建議又は勧告を受けた検事は、速やかに、檢察審査会に対し、当該建議又は勧告に基づいてとつた措置の有無及びその内容を通知しなければならない。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等

第四十一条の九 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の場合において、議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所が第四十一条の七第三項ただし書に規定する地方裁判所に該当するも

のではなかつたときも、前項の規定により裁判所がした指定は、その効力を失わない。

指定弁護士第一項の指定を受けた弁護士及び第四十一条の十一第二項の指定を受けた弁護士をいう。以下同じ。は、起訴議決に係る事件について、次条の規定により公訴を提起し、及びその公訴の維持をするため、檢察官の職務を行う。ただし、檢察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、檢察官に囑託してこれをしなければならない。

第一項の裁判所は、公訴の提起前において、指定弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

指定弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

指定弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第四十一条の十 指定弁護士は、速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 被疑者が死亡し、又は被疑者たる法人が存続しなくなつたとき。

二 当該事件について、既に公訴が提起されその被告事件が裁判所に係属するとき、確定判決(刑事訴訟法第三百二十九条及び第三百三十八条の判決を除く。)を経たとき、刑が廃止されたとき又はその罪について大赦があつたとき。

三 起訴議決後に生じた事由により、当該事件について公訴を提起したときは刑事訴訟法第三百三十七條第四号又は第三百三十八條第一号若しくは第四号に掲げる場合に該当することとなることが明らかであるとき。

指定弁護士は、前項ただし書の規定により公訴を提起しないときは、速やかに、前条第

一項の裁判所に同項の指定の取消しを申し立てなければならない。この場合において、当該裁判所は、前項ただし書各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、その指定を取り消すものとする。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を取り消したときは、起訴議決をした檢察審査会にその旨を通知しなければならない。

第四十一条の十一 指定弁護士が公訴を提起した場合において、その被告事件の係属する裁判所は、当該指定弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでもその指定を取り消すことができる。

前項の裁判所は、同項の規定により指定を取り消したとき又は審理の経過その他の事情にかんがみ必要と認めるときは、その被告事件について公訴の維持に当たる者を弁護士のの中から指定することができる。

第四十一条の十二 指定弁護士は、公訴を提起した場合において、同一の事件について刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求がされた地方裁判所があるときは、これに公訴を提起した旨を通知しなければならない。

(少年法の一部改正)

第四条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

二 前項の場合においては、刑事訴訟法の規定に基づく裁判官による被疑者についての弁護人の選任は、その効力を失う。

第四十五条第五号中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第四号の規定により第十七条第一項第二号の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合には、勾留状が発せられているものとみなして、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者についての弁護人の選任に関する規定を適用する。

る檢察審査会法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

第九条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は裁判長が被告人」を「若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者」に改める。

平成十六年五月十九日印刷

平成十六年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K